

50
94

6 7 8 9 10 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

始



特 223
624

文學博士 市村瓚次郎 著



東
洋
史
統
卷
三



東京 富山房 發行

48-705

東洋史統 卷三

近世篇(上)

目次

第一章 蒙古の興起及び宋金蒙古の關係……………	一
第一節 蒙古の興起と金の衰頹……………	一
其一 蒙古民族の來歴……………	一
蒙古の名稱 蒙古民族の根據地……………	一
其二 成吉思汗の勃興とその近隣征服……………	五
鐵木眞の出現 鐵木眞の近隣征服……………	五
其三 蒙古の統制法及び軍隊編制……………	三
忽哩勒塔 交通制度 嚴刑主義 軍隊組織……………	三
其四 金の文化と國勢の衰頹……………	八
支那文學の流行 風俗の變遷 兵力の弱化 税法の失敗 幣制の紊亂……………	八

目次

第二節 蒙古と金・宋及び西域との関係……………二七

 其一 蒙古の金國侵入……………二七

 蒙古軍の南侵 金の南遷……………二七

 其二 蒙古の西域經略……………三三

 西域の形勢 西域諸國の征定……………三三

 其三 金・宋・西夏の關係……………三九

 金の南侵 宋と西夏との同盟……………三九

 其四 蒙古の南征と西夏及び金の滅亡……………四〇

 西夏の滅亡 蒙古の金國征伐 宋・蒙古の同盟と金の滅亡……………四〇

第二章 蒙古の各地經略 宋の滅亡……………五七

 第一節 四汗國の出現……………五七

 四汗國の成立及び來歴……………五七

 第二節 蒙古の東歐經略……………五九

 其一 露西亞侵略……………五九

 阿羅思侵入……………五九

 其二 波蘭及び匈牙利侵略……………六四

波蘭及び匈牙利侵略……………六四

第三節 蒙古の西亞經略……………六六

 其一 木剌夷討伐……………六六

 木剌夷の來歴 木剌夷の討滅……………六六

 其二 八吉打征服……………七三

 八吉打の狀勢及び征討 八吉打の攻圍及び降服……………七三

 其三 叙里亞征略……………七六

 叙里亞の狀勢 叙里亞征伐……………七六

第四節 蒙古の東亞經略……………七八

 其一 高麗征服……………七八

 高麗の國狀及び文化 蒙古の高麗侵入 高麗の屈服……………七八

 其二 宋と蒙古との關係及び南宋の國狀……………八〇

 宋と蒙古との關係 南宋の財政狀態……………八〇

 其三 蒙古の大理・交趾討伐及び南宋の征略……………一〇一

 大理討伐 交趾侵入 南宋征伐 襄陽の攻略と元軍の南下 臨安の開城と南宋の滅亡 (參考) 蒲壽庚の事蹟……………一〇一

第三章 元の外征及び内治……………一三三

第一節 元の國外經略……………三三

 其一 日本と宋及び高麗・蒙古との關係 元寇の擊攘……………三三
 日本と宋及び高麗との關係 元使の來朝と通好の拒絶 元の初度の入寇 元の再度の入寇及び日本の大勝……………三三

 其二 緬國交趾・占城の經略……………三四
 元と緬國との關係 元と交趾・占城との關係……………三四

 其三 瑠求及び南洋諸國の經略……………三五
 元の瑠求經略 南洋諸國の歸服と瓜哇の遠征……………三五

第二節 元初の國內事情……………一五九

 其一 阿里不哥の獨立及び海都の叛亂……………一五九
 阿里不哥の獨立と察合台汗國との連盟 海都の叛亂及びその鎮定……………一五九

 其二 君主の更立及び丞相の専恣……………一六六
 成宗崩後の内訌 帝位の動搖と宰相の専横……………一六六

 其三 元の職官組織と財政狀態……………一七四
 職官組織 財政の狀態 交鈔の濫發 交鈔濫發の結果……………一七四

第四章 元代の文化……………一七九

 第一節 元代の學術・宗教……………一七九

 其一 儒教の尊崇と學校科擧……………一八九
 元代の教化方針 儒教と學校科擧 儒家の學說……………一八九

 其二 道教の流行……………一九九
 流派の分立及び分布 全真教の來歴と特色 全真教流行の原因 正一教の待遇……………一九九

 其三 基督教の再興……………二〇九
 基督教師の東來 也里可溫及び十字寺……………二〇九

 其四 回教の傳播……………二二三
 西域人と回教 答失蠻 回教寺院の建立……………二二三

 其五 佛教の餘勢及び喇嘛教の流行……………二二八
 禪宗の末流 喇嘛教の流行 元の喇嘛教尊崇 元朝歴代の寺院建設 佛事供養の盛大 寺院への田土寄進 喇嘛僧の横暴……………二二八

第二節 元代の文字・文學及び藝術……………二四四

 其一 元代の文字と文學……………二四四
 蒙古文字の使用 漢文學の狀況 詞曲・小説の發達……………二四四

 其二 元代の藝術……………二五九
 書道 繪畫……………二五九

第三節 元代の科學……………二六一
 天文曆法 醫術藥方……………

第四節 東西文化交流の影響……………二七二

第五章 元の衰亂及び明の興起……………二七五

第一節 元末内亂の原因……………二七五
 其一 自然的原因……………二七五
 天災飢饉の頻發 救荒政策の無効……………
 其二 思想的原因……………二七九
 漢民族の民族意識 漢人に對する差別待遇 漢民族の反抗精神 宗教的迷信 迷信利用の叛亂……………

第二節 各地の叛亂……………二九〇
 叛亂の發生 群雄の蜂起 朱元璋の出現……………

第三節 元室の内訌……………二九七
 元軍の不振と順帝の荒淫 察罕帖木兒と孛羅帖木兒との對立 孛羅帖木兒と擴廓帖木兒との抗爭……………

第四節 明の興起及び元の敗退……………三〇四
 朱元璋の南方征定 明太祖の即位及び北方征定……………

第五節 明初の諸政及び靖難の内變……………三〇九

其一 明初の封建及び黨獄……………三〇九

宗族の封建 功臣の誅除……………

其二 靖難の内變……………三二四

建文帝の對封建策 燕王の性行 燕王の擧兵 燕王の南下 南京の占領と燕王の即位……………

第六節 明初の制度……………三三五

其一 統治機關……………三三五

(甲)中央の官制 (乙)地方の官制……………

其二 經濟機關……………三三九

(甲)租税と賦役 (乙)貨幣政策 (丙)交通及び運輸……………

其三 防壓機關……………三三九

(甲)軍備組織 (乙)刑律の制定……………

其四 教化機關……………三四三

(甲)學校制度 (乙)儒教經典の疏釋 (丙)科擧制度……………

第六章 三汗國の形勢 帖木兒汗國の出現……………三四三

第一節 伊兒汗國の盛衰……………三三

阿八哈汗の時代 合贊汗の時代

第二節 欽察汗國及び察合台汗國の衰運……………三九

拔都以後の欽察汗國 月即伯汗の時代とその文化 月即伯汗死後の形勢
察合台汗國の衰運

第三節 帖木兒の興起及び近隣の征服……………三六

帖木兒の經歷 帖木兒の征略 帖木兒の印度侵入 帖木兒の土耳其征服

第四節 帖木兒と明との交渉及び帖木兒死後の國勢……………三七

明と帖木兒との關係 帖木兒汗國の内政及び文化 帖木兒死後の形勢

第七章 蒙古高麗の末勢 倭寇の勃發 安南の事情……………三五

第一節 明と蒙古との關係……………三五

其一 蒙古の衰勢……………三五

明の北伐と蒙古の内訌 蒙古の舊慣復歸

其二 瓦剌の勃興……………三八

蒙古内部の對立と瓦剌部の勃興 瓦剌と明との抗爭

第二節 高麗の衰亡及び朝鮮の興起……………三五

其一 高麗の衰亡……………三五

元と高麗との關係 高麗と明及び北元との關係

其二 朝鮮の興起……………三九

鐵嶺問題と李成桂の建國

第三節 倭寇の侵略 高麗及び明と日本との交渉……………四〇

其一 倭寇の侵略……………四〇

倭寇の名稱及び起原 倭寇の原因 高麗に於ける倭寇 元明に於ける倭寇

其二 高麗及び明の倭寇對策……………四二

高麗と日本との交渉 明と日本との交渉

第四節 明と安南との關係……………四七

其一 安南陳氏の狀勢……………四七

陳氏と元明との關係 黎氏の篡立と安南の諸制度

其二 安南黎氏の獨立……………四九

黎氏と明との關係 明の安南征討 黎氏王家の獨立

第八章 明と麓川・緬甸・瓦剌・吐魯番との關係 明の衰運……………四九

第一節 明と麓川との關係……………四九

土司の設置とその發展 明の麓川征伐 北邊の不安…………… 四七

第二節 明と瓦剌・韃靼との關係…………… 四七

其一 瓦剌・韃靼の發展…………… 四七

瓦剌の東方經略 瓦剌の河西經略…………… 四七

其二 瓦剌の明國侵入…………… 四七

也先の侵寇 英宗の親征とその敗北 景泰帝の即位 明と瓦剌との講和…………… 四七

其三 瓦剌・韃靼の内訌と明の對策…………… 四七

内部の動搖と也先の自立 英宗の復辟 韃靼狀勢の變化 韃靼の河套侵入と明の對策…………… 四七

第三節 明と吐魯番との關係…………… 四九

吐魯番の來歴 哈密の衰亡 明と吐魯番との衝突…………… 四九

第四節 明の衰運…………… 四五

其一 宦官の任用…………… 四五

宦官跋扈の來歴 宦官の職司 宦官の出使任務 宦官の西南出使 宦官の東北出使 宦官の軍務參與 宦官の學問…………… 四五

其二 宦官の專横…………… 四八

宦官專横の事實…………… 四八

第九章 北虜南倭の侵寇及び安南・緬甸の形勢 明の國內事情…………… 四五

第一節 北虜の侵入…………… 四五

達延汗の出現 韃靼の形勢 韃靼の侵入 韃靼の歸屬…………… 四五

第二節 後期の倭寇…………… 五〇

其一 倭寇の跳梁…………… 五〇

日本と明との交通 後期倭寇の發端 倭寇の跳梁 倭寇の根據地と行動 明人の倭寇參加…………… 五〇

其二 倭寇の猖獗及び鎮定…………… 五〇

明の倭寇對策 倭寇殘類の活躍…………… 五〇

第三節 安南及び緬甸の形勢…………… 五三

安南の内狀 安南の外國關係 安南の衰勢 明と安南との關係 緬甸の形勢…………… 五三

第四節 明の國內事情…………… 五四

其一 宗教の信仰…………… 五四

佛教の優待 道教の尊崇…………… 五四

其二 宰相の専恣……………五五〇
 嚴嵩の専權 張居正の執政……………
 其三 宗藩の取締……………五五二
 宗藩の來歴 宗藩の待遇……………
 其四 財政の整理……………五五九
 田土の増減と歲入關係 賦役と一條鞭法……………
第十章 朝鮮の隆替及び日鮮明の關係……………五五五
 第一節 朝鮮の隆替……………五五五
 其一 朝鮮の隆盛時代……………五五五
 朝鮮の盛期及びその文化 世祖の篡立と學問獎勵 朝鮮の官制……………
 其二 朝鮮の衰頹時代……………五五七
 士林の禍及びその原因 黨争の發展 國防の弛緩……………
 第二節 日本の朝鮮經略……………五五四
 其一 日本國力の發展……………五五三
 國內統一の完成 海外發展の氣運 秀吉の遣使 朝鮮使節の來朝……………
 其二 日本軍の進攻……………五五四
 日鮮兩國の軍備 日本軍の進撃京城の占領 日本水軍の不利 平壤の占領……………

秀吉の遷都計畫

其三 明軍の出動……………六〇三
 明軍の求援 明軍の敗退……………
 第三節 媾和の提唱とその經過……………六〇九
 其一 媾和の成立……………六〇九
 休戰條約の成立 明軍の進攻と碧蹄驛の交戦 和議の再提出 秀吉の要求條件とその改變 日本使節の北京到達……………
 其二 和議の破裂……………六一七
 明使の來朝 和議の交渉及び破裂 明使の虚偽復命……………
 第四節 日本の朝鮮再征……………六一七
 日本軍の再征 明軍の來援 明軍の大敗と秀吉の薨去 日本軍の撤退……………
 第五節 朝鮮戦役の影響……………六二七
 朝鮮文物の荒廢と日本文化の發達 朝鮮の財力疲弊 明國の疲弊……………
第十一章 建州の來歴及び清朝の興起……………六三七
 第一節 建州諸衛の來歴……………六三七
 其一 三衛の位置……………六三七
 邊墙内外の諸衛 建州衛の位置 斡朵里衛の位置 毛憐衛の位置……………
 目次……………一三

其二 建州衛の移動と其の分立…………… 六六三
 建州衛の移動 建州三衛分立の來歴……………
 其三 建州諸衛の動搖…………… 六七〇
 建州諸衛の叛服 建州及び海西諸衛の入貢問題 建州諸衛の征討 扈倫四部の位置と來歴……………

第二節 清朝の興起…………… 六八五
 其一 清朝の來歴…………… 六九五
 清朝始祖の傳説 清朝の祖先 奴兒哈赤の興起 扈倫四部と建州との衝突……………
 其二 太祖の建國…………… 七〇六
 奴兒哈赤と明との衝突 薩爾滸の戰 太祖の遼東經略 明軍の防戦……………

第十二章 明代の文化及び明末の黨争内亂…………… 七三五
 第一節 明代の文學・藝術…………… 七三五
 其一 文章及び詩歌…………… 七三五
 明代文化の性質 明初の文學 宣徳成化時代の文學 弘治正徳時代の文學 嘉靖萬曆時代の文學……………
 其二 小説と詞曲…………… 七五五
 小説の内容 西遊記 金瓶梅 明代の詞曲の種類……………

其三 繪畫と書道…………… 七九〇
 繪畫 書道 書畫の鑑賞 法書の模刻……………

第二節 明代の史學及び地理學…………… 七七七
 歴史の編纂 内外地誌の發行 地圖の製作……………

第三節 明代儒學の分派…………… 七八五
 河東派 崇仁派 白沙派 姚江派 反姚江派……………

第四節 明末の黨争…………… 八〇〇
 其一 明代の士風…………… 八〇〇
 士風の傾向 京察及び廷推の事件……………
 其二 東林派と非東林派との軋轢…………… 八〇五
 東林派の勢力 東林派と非東林派との軋轢 三案の問題 非東林派と宦官との結托……………

第五節 明末の内亂…………… 八二六
 流賊の蜂起 北京の落城・毅宗の自殺 明末財政の窮迫……………

東洋史統 卷三

文學博士 市村瓊次 郎著

近世篇(上)

第一章 蒙古の興起及び宋・金・蒙古の關係

第一節 蒙古の興起と金の衰頹

其一 蒙古民族の來歴

(蒙古の名稱) 古來支那の北方塞外の民族が南侵して漢民族を苦しめた實例は、已に述べ來つた所にて明なるが如く、周代には獫狁あり、秦漢の世には匈奴あり、南北朝時代には鮮卑柔然あり、隋唐の際には突厥・回鶻あり、宋の時代には契丹・女眞があつた。けれども未だ支那の全土を併呑したものはなかつた。唯これあるは蒙古民族(Mon-

蒙古民族の
名稱來歴

gols)に始まる。而してこれ等の民族を大別すれば土耳其種・蒙古種・通固斯種となるであらう。

蒙古民族は唐代の室韋の一部で、蒙兀の文字で表はされた。唐會要(卷九)や舊唐書(卷百九)等に蒙兀室韋とあるものが即ち是れである。蓋蒙古の名稱が漢字で史上に現はれたのはこれが初めであらう。その後この蒙古は各種の漢字で記された。新唐書には蒙瓦契丹事蹟(松漢記)には滕骨中興禦侮錄(三朝北盟)には朮古、松漢記聞には盲骨と記されて居る。文字は各異つて居るけれども、均しく蒙古の發音を寫したに過ぎない。而して特に蒙古の文字を使用するに至つたのは南宋の時代、即ち成吉思汗(Tchinkguiz Khan)が現はれてから後のことで、彭大雅の黑韃事略や孟珙の蒙韃備錄等に見えたのが始めであらう。

根據地の形勢

(蒙古民族の根據地) 蒙古民族の割據遊牧せる範圍は頗廣大であるが、成吉思汗を生んだ部族は不兒罕(Burkhan)山下、即ち今の肯特山の地方にあたり、斡難(Onon)客魯連(Keroulian)土拉(Toula)三河の發源する邊りの區域に屬する。この地方の形勢は彼れ等(怯綠連)の根據地として最適當なる條件を備へて居つた。即ち山岳あり河流あり、殊に大

松漢記聞に
見ゆる蒙古
民族

なる森林があつて牧草は繁茂し、羊馬を放飼するに便なるのみならず、鳥獸も多く棲んで狩獵生活には頗都合がよかつた。従つて彼れ等は漸く發展の方向を辿りつつあつたのである。彼れ等の名稱が支那史上に見えたのは唐の時であるが、その活動が稍重要性を帯びるやうになつたのは、女真民族即ち金國との關係が起つてからであらう。而して蒙古と金國との關係としては、宋の洪皓が金に使した時に、その見聞を記した松漢記聞の中に左の記事がある。

盲骨子、其人長七八尺、捕生麋鹿食之、金人嘗獲數輩、至燕、其目能視數十里、秋毫皆見、蓋不食烟火、故眼明、與金人隔一江、常度江之南、爲寇禦之、則還、無知之何。

洪皓が金へ使したのは宋の紹興十二年(西曆一一四二年)で、丁度秦檜の執政時代であり、その翌年に宋金兩國の和議が成立したのである。今この記事に據れば、少くともそれより以前に、已に金國と蒙古民族との關係が起つて居つた事實が認められる。即ち與金人隔一江、常度江之南、爲寇とある一江とは、果して今の何河を指したかは明でないとしても、蒙古民族が金國の境上へ寇したことが證せられる。けれどもその事實は金史に見えて居らない。想ふに當時彼れ等の侵入は單に境上を掠奪する位のこと

物興以前の
蒙古

で、大なる衝突を惹き起したものではなからう。蓋、蒙古民族が未だ金國と大なる衝突をなすに至らなかつたのは、彼れ等の部族を統一する人物が現はれなかつた爲めであらう。然るに其の後、蒙古民族の勢力が伸展するにつれ、金國との關係が漸く重大となつて來た。これは彼れ等の部族が統一せられた結果に他ならない。

當時同じく蒙古民族に屬するものとしては塔塔兒(Татар)部、克烈(Керей)部及び蔑兒乞(Меркит)部、斡亦剌(Onirate)部等があつた。塔塔兒部は蒙古部の東方に位し、呼倫貝爾(Hulun-Bayur)の地方に據つて金の西北邊境に接して居つた。克烈部は蒙古部の西南に位し、土拉河及び斡兒汗(Orkhon)河の上流を占め、抗海(Khangghai)山脈の方面に據つて居つた。蔑兒乞部は蒙古部の北方薛連(Sciengai)河の下流、貝加爾湖南の地方に居り、斡亦剌部は更にその西北地方に據つて居つた。又、土耳其民族に屬するものには乃蠻(Naiman)部があつた。乃蠻部は克烈部の西方に位し、抗海山脈の南方から阿爾泰(Altai)山の地方に據つて居つた。これらの部族は孰れも今の外蒙古の地方に割據して居り、未だ一勢力の下に統一せられるに至らなかつた。のみならず同一の部族内でさへも、猶、民族の分立せる有様で、未だその統制を全くし得なかつた。然るに蒙

蒙古諸部族
の割據

古部の奇握温(Kiyam)(或は乞顔に作る)氏族より鉄木眞(Temoutchin)(或は帖木眞に作る)が現はれるに及び、蒙古部の諸氏族を統制し、同部族を征服し、茲に一大勢力を樹立することになつたのである。

其二 成吉思汗の勃興とその近隣征服

(鉄木眞の出現) 鉄木眞の祖先のことに就いては元朝秘史に詳しく記載されて居る。この書は元の初めに蒙古語で記したもので(太祖の時に起稿し、太宗の時(一三三八年西暦)に漢字で原文を音譯し、更に俗語にて傍へ意譯を加へて居る。我が邦では明治の末に那珂通世博士がこれを重譯して成吉思汗實錄と稱し、校註を加へて出版されたが、蒙古開國の史料として頗重要なものである。この他、明代に出來た蒙古源流にもその十世前の系統を敘し、元代に出來た波斯人拉施特哀丁(Raschid-ed-din)の蒙古全史などがあつて、その先系を記してあるが、事實として幾何の價值を有するかは疑問である。のみならず清末の屠寄の蒙兀兒史記にこれを考證してあり、又田中萃一郎博士補譯の「ドーンソン(D. Ohsson)氏の蒙古史」の中にも成吉思汗系譜を採録してあるから、茲には詳述する必要がないと思ふ。

鉄木眞の祖

成吉思汗實錄

鉄木眞の誕

諸部族の背
叛

鉄木眞は乞顔(Kiyam)氏で、元史に奇握温氏とあるのがこれに當る。その曾祖を合不勒(Cabon)と稱し、初めて合汗と號したやうに傳へられて居るが、果して事實なるや否やは正確でない。彼れの父は也速該把阿禿兒(Yissougai Bahadour)といひ、後に烈祖皇帝と稱せられ、母は訶額命(Euguelen) (幹勒忽訥翁吉刺氏)といひ、後に宣懿皇后と稱せられた。

鉄木眞の生れた年に就いては兩説あり、一説は宋の紹興二十五年即ち金の貞元三年(西曆一一一五年)とするもので(拉施特哀丁及、び波斯史家)、丁度宋では秦檜の死んだ年に當る。他の一説は宋の紹興三十二年即ち金の大定二年(西曆一一二二年)とするものであるが(元史及び、蒙古源流)、今暫く後説に従つて置く。而して烈祖の時代に蒙古部は已に漸く勢力を有するやうになり、近隣の部族をも服従せしむるに至つた。然るに鉄木眞が十三歳の時(宋淳熙元一十四年西曆一一七四年)に烈祖也速該は歿したので、鉄木眞は幼少の身を以てその後を嗣ぐことになつた。そこで父の時代に服従した蒙古の氏族や部族にも大分背き去るものが現はれたのである。

初め克烈の部族には王罕が君臨したが、彼れは猜忌にして暴虐であつたので、その弟は西隣の乃蠻へ走つて保護を求めた。乃蠻の部長はこれを援けて克烈を攻めた

克烈と乃蠻
部族との争

鉄木眞の容
貌風采

が、烈祖也速該は王罕を保護して更に乃蠻の部族を破つた。かくて蒙古附近の諸部族は多くこれに靡いたといはれる。けれども烈祖也速該が死するに及び、鉄木眞の年少なるを侮つて蒙古の諸部族や他の諸部族は皆背き去つた。時に鉄木眞はこれを如何ともすることが出来なかつた。然るに彼れは年漸く長ずるに及び、雄材にして大略あり、その部族を服従し更に近隣の部族を併呑する計畫を進めたのである。蒙韃備録に據ると

(前略) 大抵韃人身不甚長、最長者不過五尺二三、亦無肥厚者、其面横濶而上下有顛骨、眼無上紋、髮髭絶少、形狀頗醜、惟今韃主忒没眞者、其身魁偉而廣額長髯、人物雄壯、所以異也。(蒙韃備録)

とあるのみならずまた

其人英雄果決、有度量、能容衆、敬天地、重信義、所傳忒没眞者、乃小名爾。(同上)

とある。この忒没眞は即ち鉄木眞であるから、彼れの人物風采の非凡であつたことが窺はれよう。

鉄木眞の近隣征服

鉄木眞は少時曾て同部族の泰亦赤兀(Taidintu)氏に虜にせられ

鉄木眞と他
部族との關

たが幸にして逃れ歸るを得た。その後彼れは秦亦赤兀氏の來襲を擊破して、初めて頭角を現はした上に、金軍に攻撃せられて退却せる塔塔兒部族を襲ひ、大いにこれを破つたこともある。是れより先き克烈の王罕はその弟に位を奪はれ、西遼へ逃れ各地に漂泊して居つたが、鉄木眞の名聲の隆々たるを聞き、烈祖也速該以來の縁故をたより來つて援けを求めた。鉄木眞は大にこれを歓迎し、且彼れに父事することを約し、爾來兩者の間に殆聯盟の如き關係が成立した。これが金の承安二年(宋慶元三年西曆一一九七年)の頃である。その頃蔑兒乞の部族が來襲したので、鉄木眞は王罕と共にこれを攻め破り、その戦利品を多く王罕に與へた。因つて王罕は漸く勢力を回復するに至つたといはれる。

かくて承安四年(宋慶元五年西曆一一九九年)にその聯盟軍は更に乃蠻を攻撃することになつた。時に乃蠻にては會長の太陽罕(Tayang Khan)とその弟とが互に軋轢して居つた爲めに、聯盟軍には頗有利であつた。然るに王罕は離間の言を信じ遂に背き去つたので、鉄木眞は一時退却を餘儀なくせられたけれども配下の部將は更に進んで大に乃蠻を破つたのである。かく鉄木眞の勢の日に盛なるに及び、他の諸部族の蔑兒乞、塔塔

鉄木眞と克
烈王罕との
連盟

鉄木眞と王
罕との敵
闘

克烈の征服

兒等は連衡して對抗を圖つたが皆成功しなかつた。而して鉄木眞と王罕とは事によつて益感情の阻隔を來し、互に敵視するに至つたが、當時鉄木眞より王罕に贈つた使信には背恩の五箇條を數へて居る。これを見れば彼れが如何に王罕の行爲に憤激したかが分るであらう。この五箇條の事柄は、「トーン」氏の蒙古史に記載されてある。金の泰和三年(宋嘉泰三年西曆一一二〇三年)の秋に及び、鉄木眞は幹難河邊に軍隊を集結し、王罕の不備に乗じて克烈部族を襲撃し大勝を博した。王罕は逃れてその西方の乃蠻へ走つたが、途上にて殺されてしまつた。是に於て鉄木眞は全く克烈の部族とその領土とを征服したのである。

乃蠻の征討

乃蠻の太陽罕は鉄木眞の勢威の日に盛なるを見て、他の部族と結んでこれを抑へんと企てたが、鉄木眞は機先を制せんとし、金の泰和四年(宋嘉泰四年西曆一一二〇四年)に軍を興し、大に乃蠻を破つたので、太陽罕は戦死しその部族は散亂した。他の塔塔兒、幹亦刺等の部族で太陽罕を助けたものは、大抵鉄木眞に歸したが、蔑兒乞の部族だけは従はなかつたので、鉄木眞はこれを襲撃して遂に降伏せしめた。且、塔塔兒部族を全く征服したので、最早近傍即ち外蒙地方には抗敵するものがなくなり、その國土は金と西夏と

蔑兒乞・塔
塔兒の服屬

西夏の形勢

に接するに至つた。そこで翌年(宋開禧元年金泰和五年)に鉄木眞は西夏を攻撃することになつたのである。

西夏は景宗(元昊)以後、内部に幾多の争闘があつて、勢力また舊日の如くならず、宋と金とに通聘を續けたが、宋の南渡以後は専ら金の屬國の如き關係にあつて、その冊封を受け、常に吉凶慶弔の使を送つた。鉄木眞の時代に西夏に於いては桓宗(李純)が君臨して居つたが、蒙古の兵は初めて西夏を侵し、瓜沙の諸州を蹂躪し、更に他の地方を掠奪して引き上げた。かくて金の泰和六年(宋開禧二年西曆一二〇六年)に鉄木眞は幹難河邊に於いて大汗の位に即き、始めて成吉思汗と稱し、諸功臣を封じた。これ彼れが五十一歳の時である。

(參照) 成吉思汗の意味に就いては古來數説ある。

辣施特云、成爲堅強之義、吉思爲衆數、亦猶哈刺乞姆之稱、古兒汗、古兒、普也、古兒汗、衆汗之汗也、洪侍郎云、西人嘗蒼萃衆説、以考成吉思稱名之義、一曰成大也、吉思最大也、一曰即天子之義、別有蒙古人云、即位時有孔雀飛至、振翅有聲、似成吉思、故以定稱、撒難薛禪云、有鳥鳴聲似成吉思、鳥集方石、於石中得玉印、印背有龜紐盤龍形、一曰成吉思、即騰吉

蒙古の西夏侵入

鉄木眞、成吉思汗と稱す

蒙古の西夏再征

思言(海也)、(蒙古元史記卷三)、(成吉思汗本紀)

乃蠻の鎮定

西夏の請和

その後、西夏は猶貢を納れなかつたので、翌年(宋開禧三年西曆一二〇七年)に成吉思汗は第二回の攻撃をなし、西夏の領土を掠めて引き上げた。この年また別に兵を出して、乃蠻の太陽罕の姪古出魯克(Coutschouck)と蔑里乞の部長托克塔(Toucta)を伐たんとし、也兒的石(Irtysch)河に向つて進んだ。途中幹亦刺(Qairate)部の歸降を受け、その部長を嚮導として古出魯克と托克塔とを眞(Dien)河の上に破り、托克塔は戦死したが古出魯克は西遼へ奔つた。これが他日西遼の君位を篡ふことは後に述べるであらう。金の大安元年(宋嘉定二年西曆一二〇九年)に成吉思汗は第三回の西夏征伐を試み、國都の寧夏(中興府といふ、今甘肅省寧夏縣)を圍んだ。時に西夏の襄宗(李安)は援を金に求めたが得られず、遂にその女を納れて和を請うたので、成吉思汗はこれを許してまた引き還した。その翌年(宋嘉定三年西曆一二一〇年)に成吉思汗は更に畏兀兒(Uighur)民族を服従せしむることになつた。畏兀兒は即ち回紇、回鶻等の文字で表はされたものと同じであつて、唐末に黠戛斯(Kirghis)民族の攻撃を受けて分散するに至つた事實は前に述べた通りであるが、その民族の一部は支那の西北に國を建てた。これを甘州回鶻と稱したが、別失八里(Bisich-balik)(新疆省烏魯木齊)に都

回鶻の服従

を定めて西遼に羈屬して居つた。然るに成吉思汗の勢威の盛なるを開き、畏兀兒は使を遣はして服従の意を表明して來たのである。

かくの如く蒙古附近の諸民族は勿論、西夏さへも成吉思汗の威風に靡いたので、最早近隣には武力を用ふ可き所がなくなつた。そこで彼れは更に兵鋒を南へ傾けて金國を侵すことになつたのである。今この事實を敘する前に、蒙古の政治や軍隊の編制に就いて述べてみよう。但、中には金國討伐後に出來たものもあるが、便宜の爲め纏めて茲に記することにする。

其三 蒙古の統制法及び軍隊編制

成吉思汗は單純な武人ではない。又彼れの繼承者も尋常の人物ではなかつた。故にその政治組織や軍隊の編制などを見ると、頗る經驗の才能を有して居つたことが認められる。勿論これには文化的に優秀なる他の民族出身の人物の參畫せる事實も與つて力あらうが、成吉思汗及び彼れの繼承者が卓越の資質を有して居らなければ到底出來ないことであつた。今先づその政治組織を觀察しよう。

忽哩勒塔 第一は會議の利用である。國家の重大事件を會議によつて決する習

金國討伐の開始

會議の法

忽哩勒塔の効用

慣は古來北方民族の間に存したが、蒙古に於てはこの會議を忽哩勒塔(Khuriltai)と稱し、諸部落には大抵存在した。即ち蒙古語にては聚會といふ意味である。成吉思汗の利用したのは、蒙文元朝秘史續集(二卷)に也客忽哩勒塔とあるもので、大會のことである。(也客は、大の義)これは今日の國會に比較することが出來よう。故に主として國家の重大事件、即ち大汗の選立とか外國の征伐とか法令の頒布とかの問題を議したのである。従つてこれに召集せらる可きものは、蒙古の宗族は勿論、大官、元帥及び各部屬の會長等であつた。固より彼れ等は一般人民の代表といふ譯ではないから、國會でいへば貴族院のみのやうなものである。蒙古は從來分れて居つた各部族を統一したのみならず、その版圖が擴大するに及び、これを統轄してゆくには相當の苦心を要した。而して忽哩勒塔は少くともこれ等の諸部族や版圖を連絡結合せしむる効用を有したやうに思はれる。何となればその會議に召集せられたものは、會議の結果について連帶の責任を感ずるのが當然であるからである。成吉思汗も忽哩勒塔で選定せられたが、後の諸帝も皆同じやうな手續を経た。成吉思汗や次の太宗の頃までは、この會議が頗る善用せられたやうであるが、後になると必しも好い結果を來さ

なかつた。特に帝位選定の問題に關しては、反つて紛争の原因ともなつた場合が少くないが、その事實は後に述べるであらう。忽哩勒塔に關する研究としては箭内互博士の論文があるから就いて参照せられたい（蒙古史研「究」収録）。

驛站の設置

連絡報道の迅速

（交通制度） 第二は交通制度に關する注意である。蒙古地方の如き廣漠にして道路もなく村落もないやうな處に於いて、軍隊を動かさんとすれば甚だしい不便を免れない。故に成吉思汗以後數世は道路驛站到注意を怠らなかつた。この驛站の站は古い文字ではないが宋の廣韻に見えて居る。元の時に驛傳のことを站赤と稱した。永樂大典に站赤の部があり（東洋文庫影印本あり）元史兵志にも站赤篇があり站赤者驛傳之譯名也というて居る。或は蒙古語 *ᠰᠠᠳᠢ* の音譯であるといふ説もあるが、寧ろその蒙古語が反つて漢語から出たものかも知れない（赤は的の字と同じ）。兎に角これは道路の通ずる處に相當の距離を隔てて驛を置き馬を備へ人夫や舟車をも用意して、驛から驛へと交通するのであつた。この驛站の配置は成吉思汗の時既に行はれたが、太宗の時更に整備したのであつて、後世になると蒙古の占領略取した域内に大抵驛站が設けられ、各地の戦争狀況その他の動靜は、極めて短き時日の間に可汗の許

へ報告することが出來た。この驛站の整頓に伴つて道路警察の組織も完備せられた。蒙古の地方には往々匪賊が出沒して掠奪などが行はれるから、驛站が整うてもこれを保護する手段を講じなければならぬ。故に道路の警察に注意し交通の安全を圖つたことは、成吉思汗以來の政策といはれよう。

刑罰法度の注意

（嚴刑主義）

第三は刑罰法度の施設である。蒙古には盜賊の出沒が多いので嚴重

禁酒の獎勵

なる取締をなした。即ち駱駝を盗んだものは死刑に處することにし、その他の盜賊は贓物を三倍にして還させることにした。又人の喧嘩口論や罵詈譏謗などを禁制とした。これは口舌の瑣細の事から、民族同志の平和を害し統一を妨げるやうな結果ともなるので、その源を防いだのである。又成る可く飲酒を禁ずることにした。勿論絶対に禁酒をした譯ではないが、元來蒙古人は馬乳を醱酵させて作つた「クミズ」(Kumis)を好み、爲めに職務を廢し或は争論を惹き起す恐れがあるので、飲酒を差控えさせるやうにし、一箇月三回位にその度數の制限を命じたのである。けれどもこれは仲々行はれなかつたものと見え、成吉思汗の次に立つた太宗の如きは、晩年飲酒が過ぎた爲め、遂に病を得て死んだといはれる。

(參照) 釀酒を禁じたことは成宗の時代にも屢見えて居る。

成宗大德三年十月禁和林釀酒(元史卷二十)

(成宗本紀)

同五年五月癸巳禁和林釀酒其諸王駙馬許自釀飲不得沽賣(同上)

同六年十一月庚戌禁和林釀酒惟安西王阿難諸王忽刺出(中)許釀(上)

(軍隊組織) 第四は軍隊の編制である。北方に遊牧せる天幕生活の民族は概ね行

十進法による編成

政上の必要から十戸百戸千戸萬戸といふやうに十進法にて數へられたが蒙古の軍隊の編制もこれを基礎とし十戸の中から一人或は二人を交代で兵役に就かしむるのであつた。故に十人の長を排子頭(或作牌)といひ百人の長を百戸といひ千人の長を千戸といひ萬人の長を萬戸といふた。黑韃事略に

其民戶體統十人謂之排子頭自十而百百而千千而萬各有長

とあるは即ちこれである。軍隊の費用は各自の所屬戸數の負擔であつた。大汗の宿衛は別に選拔し分つて四班となして分番入直せしめ三日毎に更代した。これを怯薛(Keshik)といひその兵を怯薛歹(Keshiket)といふた。而して四人の功臣をしてこれに長たらしめたのである。その軍隊は皆騎兵であつて歩兵はなかつた。黑韃事

怯薛の制

略に

其軍即民之年十五以上者有騎士而無步卒

とあり蒙韃備錄には

韃人生長鞍馬間人自習戰自春徂冬且逐獵乃其生涯故無步卒悉是騎軍起兵數十萬略無文書自元帥至千戸百戸牌子頭傳令而行

とあるはその事實を傳へたものであらう。この牌子頭は即ち元史の兵志に

蒙古軍の武器

十人爲一牌設牌頭上馬則備戰鬪下馬則屯聚牧養

といふ牌頭である。蒙古軍の武器には柳葉甲や羅圈甲(重六)の外頑羊角弓(角面連靶通長二尺)

軍兵の訓練

響箭(鳴鏑) 駝骨箭等の如き種類があつて弓矢を主なるものとしたが後になると抛石機や火砲をも用ゐた。糧食は各自をして準備せしめ到る處狩獵や掠奪等によつて供給した。且如何なる時期でも行軍し如何なる食物でも喰ひ得る習慣が作られた。而して軍律は頗嚴重であつて兵卒は柔順にして上官の命令に絶對服従しなければならなかつたといはれる。成吉思汗はかゝる軍隊を率ゐて近隣を侵伐したのであるからその銳鋒に敵するものが少なかつたのは怪むに足らない。今や彼れはこれ

を率ゐて南下し金國へ侵入せんと企てたのである。而して當時金の國狀は如何なる有様であつたかを先づ茲に述べなければならぬ。

其四 金の文化とその國勢の衰頽

(支那文學の流行) 金は建國以來既に百年に近く、特に宋を破つて黄河の流域を占領してからは、益支那文化の影響を受けて國俗の變化を來すやうになつた。先づ文學の方より觀察するに、金には初めより固有の文字もなく文學もなかつた。然るに太祖の時に完顔希尹に命じて女直大字を製せしめ、熙宗の時更に女直小字を造らした。これは契丹文字や漢字を参考したもので、音字のみでなく義字の性質をもつて居る。この文字の今日存するものは極めて少いが、河南の開封にある宴臺碑や陝西省にある郎君碑などが知られて居る。かく金が自國の文字を作つたのは、その獨立國家の體面を保持しようとした爲めであらうが、殆ど漢文學の勢力に壓倒されてしまつた。何となれば金には固有の文學と稱する程のものがないから、設令今俄かに文字を作つても、直ちにその文學が生れるものではない。随つて從來勢力のあつた漢文學は益流行し、金の熙宗の如きは最漢文を好み、書經論語五代史等を勉學したと

女眞文字の
作製

金の熙宗の
好支那文學愛

海陵王の詩

いはれて居る。彼の海陵王の題臨安山水圖詩に

萬里車書合混同

江南何有別提封

移兵百萬西湖上

立馬吳山第一峰

とあるは、最人口に膾炙し、その他の鵲橋仙詞の如きも亦頗巧に出來て居る。勿論これ等の作には當時の専門家の添削もあると思はれるが、彼れに漢文學の嗜好があつたことは疑あるまい。世宗が燕京にて牡丹を鑑賞する宴會を催した時に、皇族以下詩を賦するものが十五人あつたといふが如きは、如何に漢文學が女眞の宮廷に行はれたかが窺はれる。又章宗の時は漢文學の最流行した時代で、唐宋の詩文の大家たる杜甫、韓愈、劉禹錫、杜牧及び歐陽修、蘇轍、王安石等の全集二十六部を選んで宮廷へ進めたことが傳へられて居る。且、學校に於ては儒教經典の博士を置き、漢文學を授けたのみならず、進士の試験には勿論漢文を課したのである。故に當時金國には漢文學を以て知られた人物が少くない。黨懷英、趙秉文、王寂、盧の如きは設令漢人ではあるとしても、金の漢文學を代表した人々であつた。中州集(卷十)全金詩(卷七)金文撮(卷十)の如き書を繕かば、如何に漢文學が盛であつたかが窺はれるであらう。

宮廷に於ける
支那文學の
流行

女眞舊俗の喪失

〔風俗の變遷〕 かくの如き漢文學の流行によつて、金の文化の一層進歩した事は疑ないが、女眞固有の氣質風俗はかかる傾向の爲めに漸く變化するやうになつて來た。即ち彼れ等固有の武強の質粗樸の風は、漢文學の流行につれて都雅に流れ文弱に傾いて來たのである。古來支那の塞外民族にして、支那の内地を占領し漢文化と接觸することが密なれば密なる程、必ずその感化を蒙つたものである。而してその感化は彼れ等の固有の民俗を喪失せしむることになるので、識者は常にこれを憂へた。故に金の世宗も頗この事を心配して豫防の策を講じた。大定十三年(宋乾道九年西曆一七三三年)に世宗が宰臣に告げた語に

舊俗保存の努力

世宗の告諭

金の會寧は國家の起つた處である。海陵王が都を南方へ遷して以來、女眞人は漸く舊風を忘れて來た。今の燕飲や音樂の漢風に倣へるは、備禮の爲めにする。こと以て朕の本心に於ては好む所でない。東宮は女眞の風俗を知らないが、ただ朕の爲めにその風を存するである。他日若しこの風を一變するやうなことがあつたらば、國家長久の計とはいはれない。故に朕の子孫は是非一度會寧に至り、その舊俗をみてこれに倣はんことを欲す。(金史卷七世宗本紀)

というた。又その皇太子や諸王に告げた語に

汝等幼少より漢人の風俗に習うて、女眞の純實の風を知らぬのみならず、自國の言語や文字に通じないが、これは本を忘れるものである。(同上)

と戒めて居る。されば世宗の時代には女眞人が支那風の姓名を稱するを禁じ、女眞人の訴訟には女眞語を以て尋問することにした。又世宗は女眞文字を以て支那の典籍を譯せしむることにし、その初めに尙書、貞觀政要、史記、漢書、唐史等が譯せられ、後更に周易、春秋、論語、孝經、孟子、老子、揚子(法言)、文中子、劉子、新唐書等が譯せられた。而してこれ等は、大抵出版頒行せられたといはれるが、今日存するものはない。世宗の末年までに猶譯せられなかつた儒教の經典は詩經及三禮に過ぎない。彼の猛安(千夫謀克)などは女眞文字の經書や歴史諸子を讀むことが出來なければ相續を許されぬことにした。又女眞大學を設けたが、これは女眞語や女眞文字を主とした學校であらう。その如何に女眞民族の國粹を保存し支那文化の直接影響を輕減せんとしたかが分ると思ふ。

金の世宗は右の如く國粹の保存を努めたけれども、滔々たる大勢には抵抗するこ

漢籍の女眞譯

章宗時代の
改俗取締

とが出来なかつた。次の章宗時代に至るや益支那文化の浸潤する所となり、國粹の保存は殆ど出来得なかつたものと思はれる。明昌元年(宋熙寧元年西曆一一九〇年)即ち章宗即位の初めに、戸部尙書の鄧嚴等は風俗の奢侈なるを以て、制度を設けて取締をなすべき必要を述べたが、章宗は泰和元年(宋嘉泰元年西曆一一二〇年)になつてその禁令を布いた。當時女真人で漢姓を稱したり漢風を摸したりするものが多かつたものと見え、同じき七年(宋開禧三年西曆一一三〇年)には更に女真人が國姓を改めたり、南人の裝束に倣つたりすることを禁じた。章宗は支那の文學にもよく通じ漢文の遺書を搜し求めた位であるが、一方には世宗の遺志を繼いで國粹保存の計畫をなした。けれども實際には行はれなかつたものと思はれる。かく何時とはなしに女眞の國風は支那化せられたが、これは外形のみに止まらず、遂にはその精神までが支那化して、固有の武強質實の氣象を喪ひ、文弱華奢に陥るやうになつて來た。特に注意す可きは軍隊組織の變遷であらう(二)

二史劄記卷二十八及び史學雜誌第四十九編第九號所載
三上次男氏金代中期に於ける女眞文化の作興運動参照。

(兵力の弱化)

金の軍隊には謀克あり猛安あり、百人の長を謀克といひ千人の長を猛安といふ。無事の時にはその所屬に耕作牧畜をなさしめ、有事の日にはこれを率

女眞の支那
化

猛安・謀克
の來歴

屯田制度

金人の田土
喪失

ゐて出陣するのであつた。然るに支那の内地へ深入するに及び、漢民族を鎮壓する爲めに屯田の制度を設け、本國から女真人、契丹人等に移住させ、支那の農民と雜居せしめ、戸數に應じて田地を授け自らこれを耕作させ、春と秋とに衣服を給與し、出兵の時には錢米を支給した。この屯田の制度は頗る廣い區域に行はれた。即ち今の河北、山西、河南の地方は勿論、西は陝西の地方、東は山東の地方にまでも及んだ。初め彼れ等が支那内地へ入つて來た時には、諸方に分散して雜居したのであるが、かくては漢化せられる恐れがあつたので、成る可く各處に集團をなさしめて不輸租田を供し、その土田が支那の民田と交錯せるものの如きはこれを交換せしむる方針をとつた。これ皆支那の人民を鎮壓すると同時に、女眞の國粹を保存するやう努めたのに他ならぬ。然るにこの屯田の制度は、期待の通りには行はれなかつた。彼れ等の或るものは自ら耕作せず、漢人をして小作せしめ、或はその分與せられたる田地を賣却して生活費に供した。即ち懶惰と貧窮に陥つて經濟上の支配力を失つたが、これに反し漢人は次第に土地に關する實力を増加するやうになつて來た。且、太祖の時には三百戸を一謀克となし、十謀克を一猛安となしたといはれるが、宣宗の時には三十人を

軍隊素質の低下

一謀克となし五謀克を一猛安となし、哀宗の時には二十五人を一謀克となし四謀克を一猛安となすに至つたから、その人員が支那内地へ移つてから次第に減じ來つたことが判る。章宗時代に關しては史上に明記されて居らないけれども、國初の如き有様でなかつたことは想像される。かくて金の國家の防衛に最必要なる軍隊の組織内容等が後世に至る程低下し來つた事實が窺はれるのみならず、これが蒙古の侵入に際して少なからざる影響を及ぼしたことはいふまでもない。更に金の財政の狀態を觀察してみよう。

物力推排の法

〔税法の失敗〕 金國に於ては官田の租、私田の税があつて、國家財政の基礎をなして居つたが、その外に物力推排の法が行はれた。金史の食貨志に

租税の外、その田園、屋舍、車馬、牛羊、樹藝之數及び其の藏穀の多寡を算して錢を徴し、物力といふ。物力之徴せらるるや、上は公卿大夫より下は民庶に逮ぶまで、苟も免るる者なし、(金史卷四十六)

とある。この物力とは財力を意味し、推排とは推定割當を意味するもので、つまり人民の貧富を按じ、財産の等級に従つて課税するのである。金初以來の賦役の法は、海

新税法の必要

陵王の時代になると社會の變化に伴うて貧富の變動を來し、頗均衡を失ふやうになつた。世宗の時(大定十年)の詔に

國初の大比以來四十年に近く、昔の富者は今の貧者となり、昔の貧者は今の富者となつて居るものも少くない。今若し昔の儘に課税する時は、甚しい不公平を免れぬ、(同上)

新税法の弊

というて居る。そこで使者を各地へ派遣して人民の物力を推排し、その等級に従つて課税をすることになつた。章宗の時にも尙使者を各地へ遣はして物力を推排せしめた。即ち推排使の官があつて、十年毎に調査するのであるが、承安三年(宋慶元四年、西曆一八九年)の調査の結果は、十三路にて二百五十八萬六千七百二貫餘であつたといはれる。然るに調査が甚不確實なりし爲めに、その後左諫議大夫の高汝礪は上書して推排の弊を論じたが、その中に

推排をするに一時小民の言葉によつて増減をなし、唯速に定むるを欲して實際の推究を爲さない。これが爲めに富強者は賄賂を使つて實際より少なく査定せられるが、貧窮者は賄賂を出すことが出來ないから、實際よりも多く査定せられ、極め

て平衡を得ない、(金史卷百〇七本傳)
というて居る。要するに物力推排の法は人民の負擔の均衡を得しめ併せて財政を利せんが爲めに出来たのであるが、その結果は却つて負擔を不公平ならしめるやうになり、人民の不平を招くに至つたものといはなければならぬ。

銅錢と交鈔

(幣制の紊亂) 金の通貨は銅錢と交鈔とを主とした。貞元二年(宋紹興二十五年、西曆一一五四年)に燕京へ遷都の後、戸部尙書蔡松年の言により、交鈔を製して錢と並用せしめた。初めは遼宋や齊(遼)の銅錢を通用したが、後自らこれを鑄造することになり、世宗の時(大淳熙三年)に使を遣はして各地銅鑛の苗脈を訪察せしめ、代州及び曲陽に阜通利用の兩監を立てて錢を鑄造した。これが大定通寶である。大定二十六年(宋淳熙十三年、西曆一一八六年)に京師の積錢は五百萬貫あつたといはれる。けれども中都の歳費三百萬貫にして支用繼がず、且その鑄る所少くして費す所多きを以て、後遂に代州、曲陽の二監を罷むるに至つた。又交鈔は宋の交子、交鈔に倣つたもので大鈔(一貫、二貫、三貫、五貫、十貫、五十貫、七貫)に大別し、印造鈔引庫や交鈔庫にて製作せられ、七年を期として新舊の交換を爲さしめた。その後この年限を廢し、文字の磨滅せるものは所在の官庫にて交換

大定通寶の鑄造

大鈔と小鈔

交鈔の濫發

貞祐寶券の發行

せしむることにしたのである。然るに收斂術なく出多く入少なき爲め、人民は漸く交鈔を輕んじた。章宗の泰和以來、交鈔の發行日に多くして價值は益輕くなつたので、更に二十貫より千貫に至るものを作つて、やはりこれを大鈔とした。その初めは猶幾分重んぜられたが、幾もなくして益輕く愈滯り、市邑視て無益のものとなし、富家は内は藏鏹の制限に苦しみ、外は交鈔の屢更るに困弊し、皆窘敗(産倒)するに至つたといはれる(金史食貨志)。後宣宗の貞祐年間に交鈔を更めて貞祐寶券と名づけたが、その弊は故の通りであつた。これ等の事情は金の國運の末造なるを知るに足るが、特に章宗の後を承けた君主は頗其の人を得ず、益衰運を助長したやうに思はれる。

第二節 蒙古と金・宋及び西域との關係

其一 蒙古の金國侵入

(蒙古軍の南侵) 金は大安元年(宋嘉定二年、西曆一一二〇年)に章宗が崩じ、世宗の子允濟がその後を承けて位に即いた。允濟は金史の本紀に柔弱鮮智能とある位で、頗凡庸の君主であつた。彼れが位に即くや使を蒙古へ遣はして即位を告げたが、成吉思汗はこれに

金主允濟の凡庸

禮せず、却つて金主を侮蔑したといはれる。これは金主の人物の如何を知つて居つたからであらう。

成吉思汗は既に蒙古の方面を統一し、西夏を服従したので、その勢に乘じ遂に金國を侵伐することになつた。同じき三年(宋嘉定四年、西曆一二一一年)三月に成吉思汗は部下の軍を率ゐ、客魯連川の本營を發して南進した。彼れの四子朮赤(Djoutchi)察合台(Tchagatai)窩濶台(Ogotai)及び拖雷(Tonion)は皆各その軍に従つて來たのである。當時蒙古から金國へ向ふには、大體東西の兩道があつたが、東方は西方に比ぶれば地の利がよくて水草の便が多かつた。成吉思汗は即ち東路により沙漠を横斷して南下し、長城以北の金に屬して居つた汪古(Onggud)部を下し、八月に烏沙堡(察哈爾省張家口北)へ達した。この烏沙堡は金の西京大同(山西大同縣)の掩護として新たに築いた處で、極めて重要な地點であつたが、蒙古軍は一舉にしてこれを抜き、進んで昌榘撫の三州を下し、威寧(察哈爾省懷安縣東)に至り、更に西京に迫つた。時に金の西京留守行樞密院紇石烈胡沙虎は西京を棄て、圍を突いて遁走したが途中で大敗した。けれども彼れは諸軍を合して野狐嶺(察哈爾省西得勝口)に屯し、蒙古軍を拒いだ。がまた利あらず、遁れて紫荆關(河北省易縣西八十支里)内に退

成吉思汗の金國征伐

西京の占領

中京への進

金の内亂勃

耶律留哥の叛亂

いたのである。かくて蒙古軍は宣德州(察哈爾省宣德縣)に克ち、德興府(察哈爾省瀋陽縣西南)内の諸堡を抜き、金の崇寧二年(宋嘉定六年、西曆一二一三年)に德興府を下し、遂に進んで中京(今北京)の北なる居庸關へ迫つて來た。而して他の一軍は山西の北部から中京の西なる紫荆關へ向つたのである。この紫荆關は太行山脈に沿うた關門で、中京の西方の要害であり、居庸關は中京の北方山脈に於ける重要な關門で、此の地へ達すれば最早中京は指呼の間にある。故に兩關の得喪は中京の安危について重大なる關係を有して居るといふて差支ない。

(金の南遷) 當時中京の狀勢は如何といふに、蒙古軍の來り迫るを知るや、人心恟恟として安んぜず、且これより先き金の各地には幾多の叛亂が起り、その叛徒には金に降つた契丹人が多かつた。耶律留哥は金の大安三年(西曆一一二一年)に兵を隆安(即ち黃龍の吉林省農安縣)に擧げて都元帥と號し、蒙古軍へ降り、後自ら遼王と稱し、廣寧(遼寧省北鎮縣)に都した(金貞祐三年)。これ等の騒亂は金に取つては一大打撃であつたに相違ない。金の貞祐元年(宋嘉定六年、西曆一二一三年)に蒙古軍は已に紫荆關を下したのみならず、間道より居庸關南の南口を襲はしめ、更に古北口を下し、遂に居庸關を占領し、別將をして中京の援路を

胡沙虎の金
主廢立

絶たしめた。

この頃金の右副元帥胡沙虎が亂を作して金主允濟を廢し、別に宣宗を擁立した。金の國運の末路に近い状況は既に述べた通りであるが、今また各地に叛亂が起り、中央に廢立などがあつて、益國勢を頽運へ導いた。成吉思汗は中京の開城を諭したが従はないので、涿易の二州を下し、更に兵を三道に分ち、右軍は朮赤、察合台、窩濶台を將となし、太行山脈に従うて山西の各地を略し、更に諸將を遣はし、左軍を率ゐて海に循うて東し、今の河北省の東北及び錦州省の州縣を下さしめた。中軍は成吉思汗と拖雷とが之を率ゐて、河北より山東の地方を經略した。而して別に木華黎(Morghar)をして密州(山東省諸城縣)を下さしめ、霸州(河北省霸縣)に次せしめた。凡て蒙古軍の下せる所九十餘城、兩河、山東數千里の地は風を望んで瓦解し、堅守せるものは僅に中京、眞定、大名、徐州等の十一城に過ぎなかつたといはれる。この三道の兵はやがて合して中京を包圍することになつた。金の貞祐二年(宋嘉定七年西曆一二一四年)成吉思汗は山東より引き還して中京の近傍へ來り、金の講和を希ふを聞き、使者を遣はしてその提議をなさしめた。これは蒙古の方面に於て乃蠻部族が叛亂を企てたといふ報告が達した爲めである。

講和の一時
成立金の遷都の
議及び其の
反對説

といはれる。金の政府には主戰講和の兩説があつたが、金主は講和説に傾き、公主を嫁し、金帛を贈り、童男、童女各五百人と馬三千匹、その他これに稱ふ所の金帛を奉じて講和をなすに至つた。そこで成吉思汗は一時引き上げて野麻池(親征錄に見ゆれども所在明ならず)に至つたが、金は中京の守り難きを以て遂に汴京へ遷都の議が起つた。時に左丞相の圖克坦鎰(鎰は徒單鎰に作る)はこれを諫めて

變輿一たび動かば北路は皆守ることが出来なくなる。今已に講和が成立したのであるから、この際兵を聚め粟を積んで京師を固守するは策の上なるものである。南京(汴京)は四面に兵を受けなければならぬ。遼東は根本の地であり、而して山に依り海を負ひ、その險は十分恃むことが出来る。故に中京に據つて一面を防禦し、將來の計畫を立てるのが第二の策であらう。(金史卷九十九圖克坦鎰傳)

というたが、宣宗はこの意見を用ゐず、遂に汴京遷都を實行したのである。然るに當時成吉思汗は魚兒灤(遼東)に居つたが、金の遷都を以て蒙古に對する誠意を缺くものと認め、講和を破毀する口實となした。かくて成吉思汗はまた開戦を宣言し、古北口より南侵して中京に迫り、翌年木華黎はこれを圍んだ。中京留守の右丞相完顏承暉

中京の陥落

耶律楚材蒙古に歸す

は毒を仰いで死し、遂に蒙古の占領する所となつた。當時その捕獲は頗多かつたが特に一人の人傑を得た。これが即ち耶律楚材である。楚材は遼人で博學多識を以て知られ、經綸の材能を有し特に財政に通じて居つた。その後彼れは成吉思汗の信任を受け、帷幕の謀臣として諸般の計畫に參與し、蒙古開國の元勳となつたのである。かくて成吉思汗は金の中京を得たので、一時魚兒深より客魯連河の行宮に還り、一方撒木哈(Samouca)をして萬騎を率ゐ、途を西夏にかりて關中に赴き、潼關を攻めしめたが下すことは出来なかつた。そこで問道より汝州(河南省)に出でて汴京へ迫つたが、金の花帽軍(蔚州の人郭忠義兵)と戦つて利あらず、更に灑池から黄河を渡つて平陽府(山西省平陽縣)を圍んだ。又別軍は大名(河北省)及び太原を攻めたのである。當時蒙古の勢は日に盛なるに金は愈振はず、使を遣はして再講和を請ふことになつた。成吉思汗は金の帝號を去り河南王となつて、河北・山東の土地を割譲す可きことを要求したので和議は遂に成立しなかつた。けれども成吉思汗は最早金を強敵と認めず、その征討を木華黎に委任し、速不台をして蔑里乞の叛者を平げしめ、更に黠爾吉斯人を綏撫し、遂に自ら西域の遠征を企てるに至つた。さて當時西域の形勢は如何なる有様であ

金の花帽軍の奮戦

成吉思汗の要求

つたか、次にこれを述ぶることにしよう。

其二 蒙古の西域經略

(西域の形勢)

西域には西遼即ち黑契丹(Kara-Khitai)と稱する國があつた。これは既に述べた通り遼の耶律大石の建てた國で、虎思斡兒朶(Hus-orda)を都となし、葛兒汗(Gur-Khan)と稱して居つた。これが西遼の德宗皇帝である。その領土は中央亞細亞に位し、東は新疆省の天山の南北路に及び、西は土耳其斯坦の垂(Syr)河及び亞母(Annu)河の流域に及んだ。葛兒汗は金を伐つて宗國の回復を圖らんとしたが、遂に果さずして金の皇統三年(宋紹興十三年、西曆一一四三年)に崩じた。その子の仁宗(夷)は年幼少の故を以て母

西遼とその領土

の咸天太后が暫くの間政を攝した。後、仁宗は親ら政をみたけれども、金の貞元三年(宋紹興二十五年、西曆一一五五年)に崩じ、その子直魯克が立つた。然るに年尙幼なるを以て叔母の承天太后が金の大定八年(宋乾道四年、西曆一一六八年)まで政を攝した。後、直魯克は政を親らするに及び、狩獵を好み遊樂に耽り、絶えて國事に意を用ゐなかつたので、西遼の國勢は漸く傾いて來た。そこで從來支配下に屬して居つた東の回鶻、西の花刺子模(Khorasmi)等が皆離叛して獨立するやうになつた。その後、金の泰和八年(宋嘉定元年、西曆一二〇八年)乃蠻の太陽汗は

乃蠻と西遼との關係

古出魯克の西遼篡奪

成吉思汗に破られ、その子古出魯克(Coutschouk)は西遼へ逃れ來つた。そこで西遼の主直魯克はその女を嫁して頗これを好遇した。然るに古出魯克は乃蠻の部族を糾合して西遼に背き、遂にその王位を篡奪した。これが恰度金の崇慶元年(宋嘉定五年西曆一二二二年)のことである。かくて西遼の德宗の系統は八十餘年にして斷絶し、古出魯克の篡奪する所となつた。

回教徒の不滿

古出魯克は基督教を信じ夫人は佛教を信じて居つた。故にこの二教は同時に保護せられたが回教は反つて薄遇せられるに至つた。然るに國內に於て最大多數を有する回教信者は、古出魯克夫妻の行動に對して不平を抱き不穩の形勢があつた。花刺子模の士丹默埒(Alai-ud-din Mohammed)「セルジウク」(Seljuk)突厥の「メリクシャー」(Melikshah)の部下であつた「メシテギン」(Nonschtekin)の子孫である。「メシテギン」は「メリクシャー」から花刺子模の封土を受けてこれに君臨したが、その子の塔喀施(Taccachi)の時(西曆一〇九四年)に「セルジウク」突厥を滅ぼして波斯を統一し、一大勢力となつたのである。金の承安五年(宋慶元六年西曆一二〇〇年)に默埒が嗣いで立つたが、西遼の盛なる頃はこれに服従して居つた。けれども西遼が漸く衰へるに及び、遂にこれに背いたが戦利あら

花刺子模の獨立

花刺子模と回教法主との反目

ずして一時虜にせられた。後逃れ去つて更に西遼を破り、大安二年(宋嘉定三年西曆一二一〇年)には阿母河外の地方を併せ都を撒麻耳干に奠め、哥疾寧(Ghazni)の「ゴール」(Ghor)朝を征服し、阿富汗斯坦の地方を占領するに至つた。この花刺子模の西方には八吉打(Bagdad)に回教の法主「ナッシル・ウッチン」(Nasir-ud-din)が據つて居つた。彼れは花刺子模の勃興を喜ばず、窃に「ゴール」朝と結び默埒の勢力を殺がんとする計畫を試みた。曩きに默埒が哥疾寧の「ゴール」朝を伐つた時に、「ナッシル」がこれを煽動したといふ密書を得たので、默埒は大に怒り遂に八吉打に向つて遠征を試みんとし、大軍を率ゐて出發した。然るに彼れは途中大雪に逢ひ、利を失つて引き還すことになつた。花刺子模では默埒の母「ツルカン・ハットン」(Turkan Khaton)が權力を專にするやうになり、且國內には幾多の宗教や種族が混淆して居つて、その統一を完くすることは出来ない事情があつた。これが爲めに花刺子模の國勢は末路頗不振の状態に陥つて居つたのである。

花刺子模の不振

成吉思汗の西域略

〔西域諸國の征定〕 成吉思汗が遠征を企てた時には、西域の形勢は豫め蒙古にも知られて居つたに違ない。故に成吉思汗の遠征計畫は、寧ろこの乗ず可き機會を捉へ

たものと思はれる。當時成吉思汗から花刺子模へ送つた國書の大意は

朕は卿の一大地方に君臨せるを認む。朕は卿と平和の交際を爲さんことを望み、又卿を我が最愛の子と同視す。朕が支那北部を征服して兵士も糧食も金銀も豊富なることは定めて卿の知る所であらう。朕は最早他の領土を欲しない。ただ通商によつて兩國の利益を齎らさんとするに過ぎぬ(フロン)。

といふのであつた。然るに黙埒はその倨傲の文句に憤慨して何等これに答へなかつた。たまたま西域へ派遣せられた蒙古の隊商四百五十人が花刺子模の領地なる訛打刺爾(Otrar)へ達した時に、守將はこれを蒙古の間諜であらうと疑ひ、遂に悉く虐殺して財物を奪つた事件が起つた。これが果して眞の間諜であつたか、或は財物掠奪の爲めに名を間諜に假りたのであるかは明でないが、その報告が蒙古の朝廷へ到達するや否や成吉思汗は袂を拂つて起ち上つた。詰り西域の征伐に頗都合のよい口實を得たからである。金の興定二年(宋嘉定十一年西曆一二二八年)に彼れは愈軍を出して花刺子模の征伐を決行することになつた。けれども先づ西遼を征服しなければならなかつた。そこで成吉思汗は大將の哲別(Chelbe)に命じ、一軍を率ゐて先發し、西遼へ侵入

花刺子模、
蒙古隊商を
殺掠す

花刺子模征
伐の開始

西遼の滅亡

成吉思汗兵
を四道に分
つ

撒麻耳干の
落城

せしめた。哲別は西遼の領土に入り信教の自由を許したので、從來不平を抱いて居つた回教徒は皆蜂起して蒙古へ附いた。古出魯克は防ぐことが出来ず、遂に巴達克山(Badakshan)へ逃れたが、途中で捕へられて殺された。かくて蒙古の先發隊は容易に西遼を征服し、蒙古と花刺子模とは界を接するに至つたのである。

その翌年(宋嘉定十二年西曆一二二九年)に成吉思汗は弟の斡赤斤(Udjin)を留守として蒙古に留め、諸王子及び諸將を也兒的失(Chigis)河に會し、兵を分つて花刺子模を征することになつた。而して九月に蒙古の大軍は訛打刺爾に迫り、更に兵を四道に分ち、一軍は成吉思汗及び拖雷がこれを率ゐ、一軍は察合台窩濶台がこれを率ゐ、一軍は朮赤がこれを率ゐ、一軍は他の諸將がこれを率ゐて各地へ向つた。察合台及び窩濶台の軍は訛打刺爾を攻圍すること五箇月にしてこれを陥れ、その他の諸軍も到る處に勝利を博した。同じき興定四年(宋嘉定十三年西曆一二二〇年)には花刺子模の國都たる撒麻耳干(Samarqand)を攻めて之を陥れた。當時の撒麻耳干は繁盛の都會と稱せられ、人口もまた頗多かつたが、落城の後に居人は大抵虐殺せられ、僅かに工藝家や職工の如きものだけが助かつたといはれる。撒麻耳干の圍まれる前に、黙埒は早くも逃れて西方へ走つ

默埒の子札刺丁兵を起す

成吉思汗の東歸

札刺丁印度に走る

たが、蒙古軍はこれを追撃した。默埒は遁れ走つて裏海に入り、その一島に於て遂に病歿した。默埒の母及び妃は皆捕虜となつたのである。かくて蒙古軍は玉龍傑赤(Urghendi)匿察兀兒(Nishapur)忒耳迷(Terned)塔里干(Tajekan)等の諸城を下し、殆花刺子模各地を蹂躪した。默埒の子札刺丁(Djela-ud-din)は呼羅珊に走つたが翌年(宋嘉定十四年西曆一)に哥疾寧に於て兵を起した。成吉思汗は先づ拖雷をしてこれを伐たしめ、次いで親ら兵を率ゐて發向した。札刺丁は「ペルーアン」(Perouan)の平野に於て蒙古の部將と會戦して大勝を得たが、戦利品の分配に關して諸將の間に争を生じ、内部の分裂を來した爲めに已むなく印度河上へ退却した。成吉思汗の追撃が急なるに及び、札刺丁は騎馬のまま印度河に身を躍らし、遊いで對岸へ達した。成吉思汗はその勇壯なる有様に感じて、一時追撃を中止したといはれるが、蒙古の將八刺(Beda)はこれを追うて「ベシヤワル」(Peshawar)の地方を抄掠して引き還した。札刺丁は遂に「デリ」(Delhi)に走り、奴隸朝三世の主アルタムシ(Altamush)に身を寄せた。奴隸朝といふのはその始祖クツヴ・ウツヂン(Kutiv-ud-din)が嘗て「ゴール」朝の奴隸であつた爲めである。成吉思汗は印度河に沿うて引き返し、西藏を経て蒙古へ向はんとしたが、交通の

蒙古軍、欽察部を征す

南露諸侯の欽察救援

困難なるが爲め、更に不花刺(Bokhara)を経て翌年撒麻耳干に達し、それから東歸の途に就いたのである。

是れより先き默埒を追撃した哲別、速不台の二將は裏海の西岸に至り、大和嶺即ち今の高加索山脈を越えて欽察部(Kipchaks)を伐つた。欽察部は土耳其系であるが、これを伐つたのは蔑里乞の殘族を納れたが爲めであるといはれる(當時欽察部は黒海高加索裏海の北方より「ゲニユール」河口「ゼイク」)。時に欽察部は救援を幹羅思(Oros)即ち露西亞の諸侯に求めた。是に於て南露の諸侯は連合して來り援けたが、哲別、速不台はこれを阿里加(Atka)河上に撃破し、進んで「ドニエプル」(Dniepr)河に達し、更に哥里米(Krimca)に至り、不里阿兒(Bulgari)族を破り、裏海北岸の諸民族を征服して、金の正大元年(宋嘉定十七年西曆一二二四年)に蒙古へ歸つた。その翌年(宋寶慶元年、金正大二年)成吉思汗も外蒙古客魯連河の本營へ歸着した。かくて西方の經路も一應成つたので、彼れは再金國に向つて總攻撃を開始することになつたのである。

其三 金・宋・西夏の關係

(金の南侵) 成吉思汗の西征の間は木華黎が金國經路の任に當つて居つた。金は

木華黎、金
國經略に當
る

成吉思汗の不在に乘じ、河北の回復を圖つたが成功せず、また講和を蒙古に求むるに至つた。けれども木華黎は之を許さず、山東の地方を侵し又陝西の方面にも寇した。かく數年間兩國の戰爭は繼續したが、成吉思汗の不在なるを以て割合に緩漫であつた。特に木華黎が金の元光二年(宋嘉定十六年西曆一二二三年)に歿してからは、戰爭は暫時中止の姿となつた。そこへ成吉思汗が西域の遠征から還つて來たのであるから、再蒙者と金の間に衝突を見るのは必然の勢である。今これを述べるに先だち、成吉思汗の西征せる間に於ける金・宋及び西夏の關係を敘することにしよう。

初め金が汴京へ移つた時(金貞祐二年宋嘉定七年西曆一二一四年)に遷都のことを宋へ通告に及んだ。

時に宋の起居舍人眞德秀は上疏して、敵の將に亡びんとするに乘じて、速かに自立の策を立つ可きであると論じ、從來金へ贈つた歲幣を罷めんことを望んだ。然るに淮西轉運使の喬行簡は書を宰相へ贈つて

蒙古の勃興してよりその勢既に金を滅ぼすに足る程になつた。金は昔より蒙古の仇敵であるが、我れに取りては蔽障となる。故に宜しく幣物を金へ贈つて蒙古を防がしむるがよい、(續資治通鑑卷百六十)

金と宋との
關係

宋・金の絶
交

との意見を述べた。かく兩派の意見は對立したが、喬行簡の意見は採用せられず、金の貞祐四年(宋嘉定九年西曆一二一六年)になつて宋は遂に從來の歲幣を贈るを中止することになつた。そこで金は使を宋へ遣はしてこれを催促したが、宋は辭を左右にして應じなかつたのである。かゝる譯で金の宋へ對する感情は好くなかつたが、蒙古から盛に攻撃せられる時には如何ともすることが出来なかつた。然るに成吉思汗の西征の間は蒙古の攻撃も緩漫であつたから、茲にその機會に乘じて宋を侵さんとする計畫が現はれるに至つた。これより先き貞祐三年(宋嘉定九年西曆一二一六年)に金人王世安が宋の盱眙(安徽省盱眙縣)楚州(同上淮安縣)を取ること獻策したので、金主は彼れを淮南招撫使に任じ、宋を侵す計畫を立てた。その後、金の朮虎高琪は更に宋を侵して版圖を擴張する意見を提出した。これは金の北方の土地が蒙古に侵略せられたので、その代りに宋の土地を得て埋合せをしようといふ考であつた。金主はその言を採用し、興定元年(宋嘉定十年西曆一二一七年)に兵を出して東は淮水以南、西は秦嶺以南、中は樊城、襄陽の方面へ侵入することになつた。時に金の右司諫兼侍御史許古は宋と争ふの不利を論じ、共に和を講すべきを述べ上疏してこれを諫めて居る。

金軍二道よ
り宋を侵さ
んとす

許古の上疏
講和の意見

(參照) 許古の上疏 昔大定初宋人犯宿州已而屢敗世宗料其不敢違乞和乃勅元帥府遣人議之自是太平幾三十年泰和中韓侂胄妄開邊釁章宗遣駙馬僕散揆討之揆慮兵興費重不能久支陰遣侂胄族人賈乃祖琦畫像及家牒偽爲歸附以見丘崇因之繼好振旅而還夫以世宗章宗之隆府庫充實天下富庶猶先俯屈以即成功告之祖廟書之史冊爲萬世美談今其可不務乎今大兵(斥蒙)少息若復南邊無事則太平不遠矣或爲專用威武可使宋人屈服此殆虛言不究實用借令時獲小捷亦不足多賀彼見吾勢大必堅守不出我軍倉猝無得須還以就糧彼復乘而襲之使我欲戰不得欲退不能則休兵之期邇未見也況彼有江南蓄積之餘我止河南一路征斂之弊可爲寒心願陛下隱忍包容速行此策果通和則大兵聞之亦將斂跡以吾無掣肘故也河南既得息肩然後經略朔方則陛下享中興之福天下賴涵養之慶矣惟陛下略近功慮後患不勝幸甚(金史卷百〇)

又金の尙書左丞胥鼎も南侵について不可の理由六箇條を擧げてこれを諫めた。その大意は即ち

- (一) 今我が軍馬は氣勢上らず器械は損弊し民は差役の重きに苦しみ人心は動搖して居る。

胥鼎の上疏
講和の意見

- (二) 今年未だ蒙古と西夏とが侵入して來ないのは彼れ等が自ら息養して居るか、然らずんば内訌の爲めであらう。若し我が軍の南下を知れば隙に乗じて侵入するに違ない。
 - (三) 宋は泰和以來十年の間營壘を繕修して居る。我が軍が進めば必清野空城の策に出づるであらう。然らば我れは得る所なく自ら勞費するに過ぎぬ。
 - (四) 宋は舊境回復の志なきにあらず但我が威力を畏れて輕舉しないのみである。然るに今我が軍は大抵烏合の衆に過ぎず且國內に儲蓄がないから一度敵境に深入して糧食が得られなければ背腹の患となる。
 - (五) 敵糧に依らんとするは全く不可能であるのみならず河南地方の民は宋に内應の畏れがある。
 - (六) 今は春期で農作に努めなければならぬに拘らず兵を進めて還らなければ必農事に違ひ以て防秋の用を誤る。是れ社稷の大計にして單に疆場の利害のみでない。(金史卷百〇)
- といふのであつた。然るに金軍は既に進撃を開始したのでその議は採用せられな

金軍の南侵

かつた。かくて金軍は陝西・河南・湖北・安徽・江蘇の三方面より南侵したのである。宋は北伐の詔を下して金の開釁を責め、京湖制置使趙方等に命じて金軍を防がしむることになった。

(参照) 北伐詔書の大意 朕勵精更化、一意息民、犬羊跨我中原、天厭久矣、狐兔失其故穴、人競逐之、豈不知機會可乘、雖耻未復、念甫申於信誓、實重起於兵端、若能立非常之勳、則亦有不次之賞、尙其聽命、朕不食言、(續宋編年表治通鑑卷十五)

かくて宋・金の兩軍は各地に於て衝突し、互に勝敗があつたが、金軍稍盛にしてその遊騎は揚子江上に至つた。因つて宋は西夏に通じて共に金を夾撃せんとする計畫を進めることになったのである。

宋と西夏との同盟 初め西夏は蒙古に攻められた時に、金がこれを援けなかつたので深く怨んで居つた。故に蒙古が金の中京(燕)を圍んだ時に、西夏は却つて金の各地(平涼、東勝、鄆州)を侵し、平涼を圍んだことがある。金は猶西夏を懷柔せんとしたが効がなかつた。金の貞祐二年(宋嘉定七年西曆一二一四年)には西夏から使を宋(四川)へ遣はして、金を夾撃せんことを求めたが宋ではこれに應じなかつた。けれども西夏は猶引

西夏、金を侵す

宋・西夏の同盟

き續いて金の各地(武延州、積石州、臨洮)を侵し、臨洮を陥れた。興定元年(宋嘉定十年西曆一二一七年)に金は大舉して西夏を伐たんとしたが果さなかつた。次いで蒙古の軍が西夏の中興府(興)を圍み、その主神宗(李遵)を西涼へ走らせたので、西夏はまた通好を金に求めた。然るに金がこれを許さないので、金の邊境を侵すことは變らなかつた。且、使を宋へ遣はして金を夾撃せんことを申込んだ。同じき興定四年(宋嘉定十三年西曆一二二〇年)に宋の方ではこれに應じ、兵を出して金の西境を侵すことになったのである。

金は西夏の侵入を蒙つた上に、宋との戦争が繼續し、初めは多少の勝を得たが後には思ふやうにならなかつた。元光二年(宋嘉定十六年西曆一二二三年)に金の宣宗は崩じて哀宗が立ち、翌年使を宋へ遣はして通好を申込み、南侵を中止した。宋に於ても寧宗が崩じ、右丞相兼樞密使の史彌遠が理宗を擁立したが、これと同時に北伐を中止するに至つた。西夏も亦金と開戦してから十年に垂んとし、双方一勝一敗にて共に疲弊した處へ、蒙古の寇難がまた起つたので、使を金へ遣はして通好を乞ひ、金に兄事し各自國の年號を用ふる條件にて講和が成立した。是れより三國の間の戦争は暫く中止されたが、西域の遠征より凱旋したる成吉思汗は、新に西夏の攻撃を開始したのみならず、

金軍の不振

金と宋・西夏の講和

更に重ねて金國を侵さんとするに至つた。

其四 蒙古の南征と西夏及び金の滅亡

成吉思汗の西夏征伐

(西夏の滅亡) 成吉思汗は西域より凱旋の年、即ち金の正大二年(宋寶慶元年西曆一二二五年)に兵を出して西夏へ侵入し、沙州を攻め、又銀州を下した。西夏は使を遣はし降を乞うたが、質子を送ることはしなかつた。當時西夏の殿中御史張公輔は、經國の七事を陳べたが、その第二は堅盟信以紓國難であつた。即ち

蒙古李禿去時、堅請三思再議、爲時半載、未見兵臨、或者尙深觀望、急宜遣使納質、以示忠誠、使彼師出無名、我得徐爲善後、臣知言而無補、然非此無以弭患也。(西夏書事卷四十二)

というて居るが、實現されなかつた。時に西夏と金との講和が容易に成立したのは、蒙古の脅威の影響もあらう。さてその翌年成吉思汗は親ら大軍を率ゐて西夏へ侵入し、肅州、甘州及び西涼府等を下した。時に夏主獻宗(名德旺、神宗の孫)が歿してその従兄弟たる李峴が立つた。蒙古の軍は各地を征略し、遂に中興府を圍んだが、金の正大四年(宋寶慶三年西曆一二二七年)に及び李峴は出で降り、西夏は遂に滅ぶるに至つた。趙元昊が僭稱改元してより十世、百九十四年である。

西夏の滅亡

成吉思汗の崩去

成吉思汗は暑を六盤山(甘肅省隆德縣東二十支里)に避けて居つたが、西夏の降服するや清水縣の西江(蒙兀兒史記云、清水今甘肅秦州、鳳翔路秦州、西)に駐蹕した。然るに會疾を得て、遂に靈州に於て崩じたのである。時に年七十三であつた。この死が軍中に知られると士氣の沮喪する虞があつたものと見え、一時喪を秘して居つた。

(參考) 舊來、宋史や拉施特哀丁の書には皆六盤山に崩じたことになつて居るが、今蒙古源流や屠寄の蒙兀兒史記の説に従つて置く。

蒙古源流、青吉斯、以丁亥年七月十二日、歿於圖爾默格依城、七月十二日、即已丑也、圖爾默格依、蒙文秘書、朵兒蔑該、旁解靈州、蓋自清水不豫、車駕北轍、七日而至靈州、歿於其地也、(略)寄屠按汗以閏五月、避暑六盤、若竟殂於六盤、則梓宮北還、宜取徑道出邊、不必繞取六盤、池南之清水、舊紀次清水之說、果係實錄、則汗入秋已去六盤、南指秦鳳、欲假道於宋、以伐金也、諸書皆稱成吉思汗殂於六盤、不如蒙古源流歿於圖爾默格依之可信、今從之。(蒙兀兒史記卷三)

(蒙古の金國征伐)

成吉思汗の崩するに及び、遺詔によつて第三子の窩濶台が金の正大六年(宋紹定二年西曆一二二九年)に位に即いた。これが太宗と稱せられる。太宗は弟の拖雷と

太宗の即位

成吉思汗の遺言

共に父の遺志を繼いで金の征伐を續行することになつた。初め成吉思汗は崩ずるに臨み左右に告げて、

金の精兵は潼關を守つて居る。その地南は連山に據り北は大河を限り、極めて要害の處で遽に破り難い。故に途を宋に假るには如かぬ。宋は金の世仇であるから必我に許すであらう。然る時は唐鄧二州を経て直に大梁を擣け、若し大梁が危急ならば潼關の兵を撤して自ら救ふに違ない。けれども千里赴き援くれば士馬俱に疲れるが故に、これを破ることが出来るであらう、(元史卷一、太祖本紀) といふたと傳へられる。又、金の降人李昌國も拖雷に進言して、

金の頼む處は潼關と黄河との險要に過ぎない。若しこれを避けて寶鷄から秦嶺の山脈を越えて漢中へ出たならば、一月ならずして唐鄧二州に達することが出来るであらう、(元史卷百十、五睿宗傳)

といふた。かかる譯で蒙古の金を攻める一般方略は、潼關を避け迂回して河南へ向ふことに決したのである。當時金の方では蒙古と講和を圖らんとしたが、成らなかつたので河北山東の方面を抛棄し、専ら主力を河南の方面に注ぎ、北は黄河を限り西

蒙古軍の金國討伐開始

金國討伐の方略

蒙古軍の分道進撃

金軍の大敗

は潼關を守つて蒙古の侵入を防ぐ計畫をした。時に蒙古の軍は金の各地(鳳翔平涼等)を攻めたが互に勝敗があつた。金の正大七年(宋紹定三年西曆一二三〇年)に太宗は別將をして和林を留守せしめ、弟の拖雷(Mongol)等を率ゐ、雁門關を経て山西を南下し、別軍は黄河を渡つて陝西に入り、翌年(宋紹定四年金正大八年西曆一二三一年)鳳翔を下した。かくて道を分つて金を伐つことを議し、明年三月を期して汴京を會攻するに決した。太宗は親ら河中府(山西省永濟縣)を下し黄河の北岸に出でた。拖雷は大散關(陝西省西鄉縣東北)に入り興元(陝西省南鄭縣)を圍み、その軍を二分し、西軍は嘉陵江を渡り東軍は饒風關(陝西省西鄉縣東北)へ赴いた。これ皆潼關の要害を避けたのである。かくて蒙古軍は汴京を目指し道を分つて進み來つたが、金の方では軍隊を引き上げ野外の穀物を刈り、堅壁清野の計を以て敵を待たば、設令侵入して城を攻めても下すことが出來ず、野にも掠むる所なければ、結局退却するより他はなからうといふ意見もあつた。けれどもこの計策は行はれず、遂に兵を出して拖雷の率ゐた蒙古軍と會戦することになつた。天興元年(宋紹定五年西曆一二三二年)に金軍は禹山(河南省禹縣)及び鈞州(河南省禹縣)の會戦に於て拖雷に破られ、猛將銳卒皆戰死したといはれる。時に太宗は已に清河より黄河を渡り鄭州を下し、拖雷は唐鄧より睢州(河南省睢縣)

歸德(河南省商邱縣)を下し、金の國都を指して進み來つた。太宗は鄭州から洛陽を攻めて之を諭し下した。そこで金は講和の提議をなさんとしたが、未だ實現しないうちに蒙古軍は汴京を攻圍することになつたのである。

汴京の城郭は河南の平野に位し、北方に黄河の天塹があるのみで、防禦の天然地物は全くない。けれども周の世宗の築城にかかり、極めて堅固なる城壁を備へて居つた。當時金軍は震天雷、飛火槍等の飛道具を利用して防戦に力めたので、十六晝夜に亘つて盛に攻撃を試みた蒙古軍も、その急に下すことの難きを知つて一時圍を弛めて退却した。

(參考) 清の趙翼の陔餘叢考には火砲及び火槍に就いて述べてゐるが、その中に支那では古來戰爭の際石弩が屢使用せられた例を擧げ、次に火砲即ち火藥使用の武器に就いては

火砲實起於南宋金元之間、宋史虞允文采石之戰發霹靂砲以紙爲之、實以石灰硫磺、投水中而火自水跳出、紙裂而石灰散爲烟霧、昧其人馬、遂敗之、又魏勝創砲車、施火石、可二百步、其火藥用硝石硫磺柳炭爲之、此近代用火具之始(陔餘叢考卷三十一)

火砲の來歴

汴京の攻圍

というて、その始まりを南宋金元の間として居る。又震天雷、飛火槍に就いては續通鑑、金人守汴、於城上懸風板、之外以牛皮爲障、蒙古以火砲擊之、隨即延熾、城中亦有火砲名震天雷者、用鐵罐盛藥、以火點之、砲起火發、其聲如雷、聞百里外、所藥團半畝以上、鐵甲皆透、蒙古爲牛皮洞屋、直至城下掘城、城中以鐵網懸震天雷而下、至掘處火發、人與牛皮皆迸碎、又有飛火槍、注藥以火發之、輒前燒十餘步、蒙古惟畏此種、又金史及續通攷、金哀宗時、蒲察官奴以火槍破敵、以紙十六重爲筒、實以柳炭鐵屑磁末硫磺砒硝、以細繫槍端、以鐵罐藏火、臨陳燒之、火出槍前、丈餘、元兵不能支、遂潰(同上)というて居る。

震天雷とは爆裂彈であり、或は抛石機によつてこれを敵陣に撃ち込み、或は地上で爆發せしめたのであらう。飛火槍は現今用ふる所の火炎放射器の一種であらうと思ふ。趙翼は更に

其後阿里海牙攻樊城、時元世祖得回回亦思馬因所獻新礮法(元史世祖徵回回、西域阿至、造大礮、擊午門、前試之、徹數十里)命送軍前、乃進攻、樊城破、移以向襄陽、一砲中譙樓、聲如震雷、世所謂襄陽砲也、蓋火砲之製、至是而益精、且來自西域、故世傳爲西洋礮(同上)

飛火槍の性質

というて、後に忽必烈が襄陽攻撃に用ゐた回回礮を以て西洋傳來の近代式大礮と見做して居る。

けれども矢野仁一博士の説に據れば、西方傳來の新式礮たる襄陽礮は、特殊の装置を施した抛石器によつて、火薬を充填した彈丸を敵陣に撃ち込んだものに過ぎず、火薬の爆發力を利用して彈丸を發射する有筒式の西洋礮ではあるまい。西方に傳はる諸種の蒙古史料にも忽必烈が有筒式の大礮を使用した形迹はなく、回回礮を以て洋式の大礮とする説は當らないと。又火薬の調合法は北宋の仁宗朝に出來た武經總要に既に見えるから、その發明使用は支那を以て嚆矢とするらしいが、この爆發力を利用して銃砲を製したのは、支那に於てではなく、歐羅巴に於てのことであらう。西曆千三百二十五年(元泰定二年)の「オックス・フォード」の古記録に見える銃砲圖がそれを語るものであるといはれる。(矢野博士著「近代支那の政治及び文化」)是れより先き蒙古の太宗は使を遣はして金主に降服を諭さしめたので、金よりも使を遣はして質を納れ和を請ふことになつたが、蒙古の使の來るに及び、金の軍人はその無禮を惡んで三十餘人を殺した。爲めに折角の和議は遂に破裂するに至つた。

講和の破裂

哀宗の出奔

これがその年の七月である。金は蒙古が再攻め來るを知つて、兵を集め糧を徴して守備を嚴にしたが、果せるかな蒙古の大軍はまた汴京を攻圍することになつた。然るに十二月になると城中の糧食が漸く盡きて來た。そこで金の哀宗は出奔の計畫を立てたが、或は歸德に向ふがよいといひ、或は鄧州に走るがよいといふ説もあつた。金主はこれに従はずして、翌年(金天興二年宋紹定六年)正月に黄河を渡つて河北へ赴かんとしたが、果さず、引き還して再黄河を渡り歸德へ逃げ込んだ。汴京はまた攻圍を受けたが、留守の崔立が亂を作し、遂に城を開いて蒙古へ降つた。時に金の后妃王族は皆捕虜となつたのである。

汴京の降服

哀宗、蔡州に走る

金の哀宗は歸德に居つても安んずることが出來ず、更に南へ逃れて蔡州へ赴いた。この蔡州は今の河南の汝南縣で、湖北の地方へ接近して居る。南方の山脈一帯を越ゆれば即ち宋の國土であるから、つまり往く處に窮して此處へ逃げ込んだものと思はれる。かかる間に宋と蒙古との聯盟が成立することになつた。

宋蒙古の聯盟と金の滅亡

金の天興元年(宋紹定五年西曆一二三二年)十月に拖雷は歿したが、十二月に蒙古の使王楫が宋の襄陽へ來つて、宋と蒙古とが聯盟して金を夾攻せんとす

宋と蒙古との聯盟希望

宋國內の復讐説と懲舊説

る希望を述べた。そこで京湖制置使の史嵩之はこれを臨安の政府へ上申した。時にこの聯盟に對しては兩様の意見があつた。即ち復讐説と懲舊説とである。復讐説は金は歴代の世讎で不俱戴天の敵であるから、寧ろ蒙古と連合して金を滅ぼし歴代の仇を討つがよいといふのである。この説は從來學者や軍人の唱へた論議で、當時在朝諸臣の主張する所であつた。懲舊説は宋の曾て金と連合して遼を滅ぼした時の約束は頗鞏固であつたが、遼が滅びて後間もなく金の攻撃を受けることになつた。今日の事勢はそれと殆同じやうである。今蒙古と聯盟して金を滅ぼしたならば、更に蒙古の患を引き受けることになるであらうといふのである。この後説は趙范等が唱へたに過ぎないが、宋の政府の多數の意見は前説の方へ傾き、遂に報使を遣はし蒙古と連合して金を伐つことになり、宋と蒙古との間に聯盟條約が成立し、成功の後は河南の地を宋へ還す條件であつた。然るに金から使を宋へ遣はして蒙古は西域の諸國を滅ぼすこと四十しかる後に西夏に及び、西夏が滅びて我が國に及んだ。若し我が國が滅びたならば、必貴國に及ぶに相違ない。唇亡びて齒寒しといふは自然の理である。故に貴國と我が國と聯合するは、獨我が國の爲めの

復讐説の勝利、宋と蒙古との聯盟

みではない。即ち貴國の爲めである。(金史卷十八) 哀宗本紀

といはしめた。けれども當時宋の方では既に蒙古との聯盟條約が成立した際であり、又復讐説の盛なる時であつたから、遂に金の申込を受付けなかつたのである。

連合軍の蔡州包圍

金の天興二年(宋和定六年西曆一二三三年)に蒙古の將塔齊爾は進んで金の蔡州を攻めんとした。

時に宋の史嵩之はその部將孟珙に命じ、兵二萬米三十萬石を運び夾攻の約に應せしめた。かくて宋と蒙古との連合軍は遂に蔡州を包圍したのである。この包圍戦は頗激しかつたが、城中漸く飢え窘しみ、翌年(宋端平元年) 金天興三年正月に金の哀宗は位を王族で東面元帥であつた承麟へ譲つた。これは己れの身體が肥重で鞍馬馳突に便ならず、承麟は趨捷にして將略があるから、萬一の際に免るを得ば宗祀の絶えざるを得るだらうとの考から出でたといはれる。けれども間もなく攻圍軍は四面より鼓譟して侵入したので、哀宗は自ら縊れて死し、承麟もまた亂兵に殺された。この蔡州の落城と同時に金は遂に滅亡するに至つたのである。太祖阿骨打が帝號を稱してより承麟に至るまで十世、一百二十年であつた。

哀宗位を承麟に譲る

金國の滅亡

さて金が滅びた後は宋と蒙古とが茲に境を接することになり、彼の懲舊論者の懼

れたるが如く、兩國の關係が極めて險惡になつて來ることは次章に於て述べるであらう。

（以下は非常に淡く、ほとんど不可読な文字列が並ぶ）

第二章 蒙古の各地經略 宋の滅亡

第一節 四汗國の出現

太宗崩して
定宗立つ

憲宗の崩去
世祖の即位

金の滅亡の時は丁度蒙古の太宗在位の間であつた。然るに太宗は宋の淳祐元年（西曆一二二二）に五十六歳にて崩じ、汗位は暫く空虚の儘となり、皇后脱列哥那（Toghakina）が朝に臨んで政を聽いて居つたが、その子の貴由（Khubilai）が東歐の遠征より還つて同じき三年（西曆一二二二）に即位した。これが即ち定宗である。然るに定宗は在位六年にして崩じ、更に拖雷の子蒙哥が同じき十一年（西曆一二三〇）に即位した。これが即ち憲宗である。憲宗は在位七年にして崩じ、次いで弟の忽必烈（Khubilai）が即位し、中統と建元した（宋景定元年西曆一二六〇年）。これが即ち世祖である。この數代の間は蒙古の全盛の時期で、その版圖は非常なる勢を以て各地に發展擴大したのである。今これを敘するに先き立ち、四汗國成立の事情を述べて置かう。

（四汗國の成立及び來歴） 金の滅亡の際には蒙古の版圖は蒙古全部と支那の北部

蒙古民族の支配領域

及び中央亞細亞の方面とに過ぎなかつた。然るに數代を通じて各方面の經略を試みた結果として空前ともいふ可き程の廣大なる版圖を開拓することになつた。即ち亞細亞歐羅巴に跨つて蒙古民族の支配する一大領域が認めらるゝに至つたのである。亞細亞では蒙古・滿洲・朝鮮・支那本部及び安南は勿論、西比利亞南部・新疆・西藏・緬甸の北部及び中央亞細亞より波斯・小亞細亞の方面へ達し、歐羅巴では露西亞から波蘭・匈牙利の方面にまで及んだ。但日本及び印度暹羅等がその勢力圏外にあつたに過ぎぬ。而してその版圖の中に四大汗國が現はれたのである。第一は蒙古及び支那へかけて窩濶台汗國が出来た。第二は中央亞細亞の方面即ち東西土耳其斯坦の地方へかけて察合台汗國が出来た。第三は波斯から小亞細亞地方へかけて伊兒汗國が出来た。第四は裏海及び黒海の北方から露西亞の南部及び烏拉爾(色)山の東方へかけて欽察汗國が出来た。これを四大汗國といふ。而して蒙古の大汗國即ち窩濶台汗國は後の元の帝國の基となつたもので、他の三汗國へ對しては宗家の地位にあり、他の三汗國は大汗國へ對して、初めは恰も分家が宗家に對するが如き關係を有つて居つたのである。

窩濶台汗國と察合台汗國

伊兒汗國と欽察汗國

蒙古民族の主なる外國經略

かかる廣大な蒙古帝國の現はれた來歴を茲に敘するには、既に述べた各地征略の事實を略し、西方に對しては東歐羅巴の侵略と西亞細亞の征服とを擧げ、東方に對しては高麗の併呑を擧げ、南方に對しては吐蕃及び大理の服従と南宋の攻略とを擧げなければならぬ。これが即ち金の滅亡後に於ける蒙古の外國經略として最大重要な事件である。その東方經略のうち日本攻撃は失敗に歸し、又南方の緬甸・安南・爪哇の征伐を試みたこともあるが、これは強弩の餘勢に過ぎず、大局には關係が少い。以上の外國經略は同じ時代に並び行はれたものもあり、或は別の時代に起つたこともある。今その年代に従つて説く時は事實の混雜する恐れがあるから、暫く各方面に分けて述べることにしよう。但、日本及び安南・緬甸・南洋等に關することは次章に於て述べることにする。

第二節 蒙古の東歐經略

其一 露西亞侵略

(阿羅思侵入) 初め太祖成吉思汗が中央亞細亞の方面を征伐した時に、その將哲伯

欽察民族の
平定

(暫別に)速不台に命じて兵を裏海の北方に進め、欽察(土耳其民族に屬す)その他の民族を伐たしめた。これは欽察が花刺子模から逃れて来たものを隠匿した爲めといはれる。拉施特哀丁(Raschid-ed-din)の説によると、欽察とは荒野といふ意味を有するとのことであるが、或は欽察民族の祖先に「クブク」と稱するものがあつて、遂にその民族の名稱となつたのでないかといふ説もある。兎に角、彼れ等は裏海の北方から高加索山脈即ち太和嶺の北に據つて居つたのである。宋の嘉定十四年(金興定五年西曆一二二一年)に哲伯及び速不台の二將がこの方面を征伐する時に當つて、成吉思汗は長子朮赤に命じ裏海と「アラル」海との間に屯して遙かに之が聲援をなさしめた。哲伯、速不台の二將は行く行く欽察その他の民族を破り、窩爾瓦(Worga)河の方面に向つて進み、勝利を遠く朮赤に報じたが、朮赤からも兵を送つて之を援けたことがある。翌年蒙古の軍は更に進んで哥力米(Crimea)半島にまで到つた。當時欽察の會長庫灘(Coutan)は阿羅思(Oros)へ逃げ込み、哈力赤(Galitsch)侯に對して救援を求めたのである。

阿羅思の國
狀

この阿羅思は既に述べた通り、幹羅思とも書き、後の露西亞のことである。唐末に國を建て、その名は西曆九百年代から史上に見えて居るが、蒙古西征の當時その國內

朮赤、欽察
の地方へ封
ぜらる

は哈力赤の外、計掖甫(Kief)扯耳尼哥(Chernigof)莫斯科(Moscow)烈也贊(Riazan)物拉的迷耳(Vladimir)那窩俄落(Novgorod)等の侯國に分れ、盟主として物拉的迷耳太公攸利(Yuri)一世が推されて居つた。かく阿羅思の國內は分裂して居つたのであるが、今欽察の會長は逃れ來つて哈力赤の援けを求めたのである。哈力赤は計掖甫や扯耳尼哥等の援を得て、欽察を助け蒙古軍の侵入を防ぐことになつた。然るに蒙古軍は彼れ等を破り計掖甫侯及び扯耳尼哥侯を虜にして朮赤の處へ獻じた。成吉思汗は朮赤を欽察及び康里(Canally)の地方へ封じて、その部族を統轄せしむることになつた。これが即ち他日の欽察汗國の基である。哲伯及び速不台の二將は間もなく蒙古へ引き還したが、哲伯は途中にて歿した。朮赤も亦成吉思汗から召されたが、遂に還るに至らずして歿した。これが宋の嘉定十七年(金正大元年西曆一二二四年)のことである(或は一、二、三、五年の事といふ説もある)。かくて東歐方面の經略は暫く中止となつたが、その後蒙古の太宗の時代に「クリルタイ」の會議を開き、宋及び高麗征伐の決定と同時に東歐征伐をも決議した。而して東歐遠征軍の總督として朮赤の第二子拔都(Batou)が擧げられ、副總督として速不台が用ゐられたのである。拔都の兄の鄂爾達(Ourda)及び弟の昔班(Sheiban)太宗の子

拔都の西征

貴由(Kuryu)及び合丹ハダダ(Hadan)拖雷の子蒙哥(Mangou)等も共に遠征に従ふことになつた。この決定は宋の端平二年(西曆一一二一年)で翌年の二月に遠征の大軍は蒙古の根據地を出發し、キルギス曠原を過ぎて西進し、その先鋒隊は窩爾瓦ウラ(Ural)河畔の不里阿里(Bulgar)部に入つてこれを陥れ、翌年(宋嘉熙元年蒙古太宗九年西曆一一三七年)には欽察の領域に侵入し、別部の會長八赤蠻(Bachman)を虜にして裏海の北方窩爾瓦河の流域を平げ、その冬には更に阿羅思へ侵入するに至つた。冬期に寒國へ侵入するは意外に感じられるが、冬期になると田野は積雪皚々として河川は悉く氷結するから、道路を擇ばず一直線に進軍することが出来るのみならず人民が皆糧食を貯へ冬籠をして居るから、掠奪をなすに最都合がよいといはれる。阿羅思は嘗て蒙古の兵禍を蒙つたが、その蒙古軍が退いてから殆十餘年になる。前には一致してよく侵入を防いだ諸侯王も、外患が遠ざかつてからはまた互に相争うて居つた。かくその諸侯王の一致せざりしことは、蒙古の侵入を防ぐについて大なる不利を免れなかつたのである。

さて蒙古の大軍が阿羅思へ侵入すると烈也贊(Riazan)及び克羅姆納(Kalomna)の城主等は頗る援を物拉的迷耳太公悠利二世に求めた。然るにその援兵の未だ到達せ

蒙古軍、阿羅思の各地を陥る

蒙古軍の西南轉戦

ざるうちに、蒙古軍は烈也贊城を攻圍すること五晝夜にしてこれを陥れ、更に進んで克羅姆納に至り物拉的迷耳太公の援兵を破つて遂にその城を下した。宋の嘉熙二年(蒙古太宗十年西曆一一三八年)には進んで莫斯科を降し、更に物拉的迷耳を攻撃した。攸利は二子をしてこれを守らしめ、自ら兵を引いて錫第(Sitt)河に屯し、那窩俄落の援兵の至るを待つた。然るに蒙古軍は物拉的迷耳を包圍してこれを陥れ、更に附近の各城を下し、遂に錫第河の敵營を破つた。攸利の父子は前後に戦死し、部下の死を免れたものは僅に十の二三であつたといはれる。

蒙古軍は連勝の勢を以て到る處に殺掠を恣にし、北の方那窩俄落に向うたが、その附近に至るや鋒を轉じて西南に向ひ郭在爾斯科(Kozelsk)を攻めた。郭在爾斯科の城主は固く守つて降らなかつたが、蒙古軍は七週間の攻撃の後、遂にこれを陥れ、更に附近の各地を略定した。拔都は暫時配下の軍隊を休息せしめ、翌年(蒙古太宗十一年西曆一一三九年)更に南阿羅思の征服を企てたのである。

南阿羅思には匹耳司拉弗哀(Pereyaslav)扯耳尼哥や計掖甫の諸城市があり、特に計掖甫は帖尼博爾(Dnieper)河に臨み、城廓寺院が雲に聳え、繁盛と壯麗とを以て知られ

蒙古軍の南阿羅思侵略

て居つた。その主雅洛斯拉(Yaroslav)は物拉的迷爾に入つて兄悠利の位を嗣いだが、扯耳尼哥の主米海勒(Michael)はこれに乗じて計掖甫に據つた。宋の嘉熙四年即ち蒙古の太宗十二年(西曆一〇年^二)に、蒙古軍は匹耳司拉弗哀を降し扯耳尼哥を陥れ、帖尼博爾河の凍結に乗じてこれを渡り、計掖甫を破りその主米海勒を匈牙利へ走らせ、尙進んで哈力赤(Gaitich)を破つて、その王達尼爾(Daniel)をも亦匈牙利へ走らせた。是に於て南阿羅思の地は全く蒙古軍に蹂躪せられるに至つた。かくて蒙古軍は更に進んで波蘭と匈牙利とを侵すことになつたのである。

其二 波蘭及び匈牙利侵略

(波蘭及び匈牙利侵略) 波蘭は國王ボレスラウ(Bolleslaw)三世の死した(西曆一〇二〇年^二)後に、國內は四分せられて勢力の統一を缺いて居つた。匈牙利(Hungary)は「ベラ」(Bela)四世が君臨して多腦(Danube)河上の「ペスト」(Pest)城に據つて居つた。嘗て欽察の會長庫灘は阿羅思へ逃れ、更に蒙古軍に破られるや、部下四萬餘人と共に匈牙利へ入り込んだ。然るにこの新に逃れ來つた欽察人と從來の匈牙利人とは宗教上に於て和合することが出來ず、國內は頗紛擾を極めて居つた。そこへ蒙古の大軍が侵入し來つ

匈牙利の狀勢

波蘭侵入

たのである。西曆千二百四十年即ち宋の嘉熙二年に拔都は東南北より兵を進め、その冬には波蘭の「ルブリン」(Lublin)に侵入し、それより「サンドミール」(Sandomir)を掠め直に「クラコウ」(Cracow)に向つた。然るにその將の戦死した爲めに一時哈力赤に還つたが、間もなく再波蘭へ入り、波蘭軍と「シドロウ」(Szydlow)に於て激戦し大に之を破つた(西曆一〇二〇年^二)。蒙古軍は勢に乗じて遂に「クラコウ」を取り「ラシオール」(Rashibor)を略し「シレジア」の首府「ブレスラフ」(Breslaw)に進入した。その王顯理(Henry)三世は三萬の軍を率ゐて「リーグニッツ」(Lignitz)の郊外に戦つたが大敗し、蒙古軍は更に西南に向つて進んだのである。これが有名な「ワールスタット」(Wahlstatt)の戦である。

當時拔都は哈力赤に在つた。彼れは蒙古軍に屬して居つた英國人を使者として、匈牙利を諭し下さしめんとしたが應じなかつた。そこで蒙古軍は遂に匈牙利へ侵入することになつた。匈牙利は前に述べた如く欽察部族が入り込んで國內の統一を缺いたが爲めに、蒙古軍を防ぐことが出來なかつた。蒙古軍は匈牙利の兵を破つて「ベラ」四世を逐ひ「サ」(Sajo)河上より「ペスト」に至つて遂にこれを降した。時に速不台の一軍が來つて拔都の軍に合したのみならず、更に合贊(Chagan)の一軍も匈牙利の

匈牙利侵入

「グラン」の
攻圍

東南より各地を侵掠して來り拔都の軍に合した。拔都は時恰も冬期に際し、多惱河が氷結して居るので直に之を渡り「グラン」(Gran)城を攻撃した。この「グラン」は三十萬の大兵にて包圍せられ攻撃頗猛烈を極めたが、城將たる西班牙人の伯爵「シメオン」(Simcon)は善く守つて降らなかつた。よつて蒙古軍は更に埃太利の方面に進撃を試み、後の維納附近の諸城を脅したが遂に中途にて引き上げることになつた。これは西曆千二百四十二年即ち宋の淳祐二年で太宗崩去の報知が達した爲めである(太宗は西曆千二百四十年に崩す)。蓋、蒙古の君主が歿すると、その相續に關しては必ず「クリルタイ」會議が開かれる。これには皇族や大臣は皆參加しなければならぬので、拔都も征伐を中止して引き上げることになつたのである。太宗の子貴由等は先きに歸つたが、拔都はその翌年に窩爾瓦河上まで來た。然るにその後定宗(由貴)が即位したことを聞いて、遂に赴き會しなかつた。拔都は猶窩爾瓦河の方面に居つたが、その後定宗は崩じて憲宗が即位することになつた。これが宋の淳祐十一年(西曆一一二一年)である。この憲宗の立つに就いて拔都は遙に興つて力あつたのである。

拔都の欽察
汗國

拔都は自己の征服した裏海及び黒海の北部及び東歐の方面に君臨して、その地方

蒙古軍の撤
退

白帳の汗及
び青帳の汗

を統轄することになり、金帳の汗と稱せられ、窩爾瓦河の下流、薩來(Sair)に都を定めたが後に上流の方へ移つた。これが即ち欽察汗國の首都である。拔都は憲宗の六年(宋寶祐四年西曆一一二六年)に歿したが、年齢は未だ四十八歳に過ぎなかつた。そこで子の撒里答(Sarta)が後を嗣いだ。拔都の兄鄂爾達は別に「シル」の河北方の地を領して居つたが、白帳の汗と稱せられた。弟の昔班(Shiban)は黒海の北方の地を領して居つたが、これが哥里米汗の祖である。かく欽察汗國內には幾多の小汗國があつたけれども、皆欽察汗國の下に屬して居つた。この欽察汗國が將來如何に變遷するかは別に後章に於て述べることにしよう。

第三節 蒙古の西亞經略

其一 木刺夷討伐

(木刺夷の來歴) 初め花刺子模王默埒(モハハット)の子札刺丁(Djalal-ud-din)は蒙古軍に逐はれて、印度の「デリー」(Delhi)に走り奴隸王朝に身を寄せたが、常に機會を見て本國の回復

花刺子模の
舊領回復の

花刺子模の
敗滅

を圖らんとして居つた。成吉思汗の東歸の後に、彼れは奴隸王朝の助けを得て、遂に花刺子模の舊土へ還つて來た。時に舊配下の部族でこれに應ずるもの多く、一時その勢頗盛で、暫くの間蒙古軍に對抗したが、西曆千二百三十一年(蒙古太宗三年宋紹定四年金正八年)に及び戰破れて戰歿した。これより、花刺子模は全く蒙古の威力の下に支配せられるに至つた。但、花刺子模以西の回教徒即ち木刺夷及び八吉打(報連)の哈利發(Khalif)は依然として未だ蒙古に従はなかつたのである。

木刺夷の名
稱

木刺夷(元史太本紀)は木羅夷(同上太本紀)木乃奚(西使記)等の文字にても表はされて居る。即ち「ムラヒダ(Murahida)の音を寫したものに過ぎない。「ムラヒダ」は阿刺比亞語にて正路を失つた者といふ義で、回教徒から別派として擯斥された名稱である。彼れ等自らは伊思馬里哀(Ismaelian)と稱し、泰西人はこれを阿殺辛(Assassin)といふた。即ち暗殺團の義である。木刺夷は波斯と亞刺比亞との間の各地の山寨に立籠り、その教義を宣傳し、従はざるものには暗殺の手段をとつた。回教徒は摩訶末(Mohammed)の歿後、流派は一百餘に分れたといはれるが、大別すれば二派に過ぎない。即ち可蘭(Koran)の經典を墨守するものを正統派とし、經典の解釋に多少の新意を加へたものを異端

回教の二派
素尼教と十
葉教

木刺夷の來
歴

派とした。正統派は八吉打の阿拔斯(Abbas)家の奉ずる素尼(Sunni)教で、異端派は阿里(マホメットの女姪)及びその後人の傳へたる十葉(Shi)教である。木刺夷もやはり正統派から異端派を指して稱した名稱に過ぎないといはれる。

按ずるに回教の第四代哈里發(Khalif)の阿里が殺された後に、哈里發の外に伊抹姆(Imam)といふ稱號を立てて、阿里の子孫がその位に上ることになつた。その後伊思馬里(Ismael)が立つたや、彼れは酒を嗜み教規に背いたので黜けられたが、その子が伊抹姆となるに及び、伊思馬里哀派の教義が起つた。これが木刺夷の起原である。

「セルジウク」(Seljuk)朝の馬里克沙(Melikschah)の時、及び、哈山沙巴(Hassan Sabbah)といふものが西曆千九十年(宋元祐五年)に阿刺模忒(Alamout) (北は裏海に東は阿模里(Arnol)に接す)の要塞に據り、盛に刺客を養つて自衛となし、反對者を暗殺し、伊思馬里哀派の教義を宣傳して各地の人民を脅誘し、阿刺模忒に居ること三十四年にして歿した。これが西曆千二百二十四年(宋宣和六年)である。その後を承けたものは益刺客を養成し、殆軍隊と等しき有様であつた。ひとり異宗の諸教徒が慘殺せられたのみならず、更にこの刺客を備つて仇人を暗殺するものも現はれたので、人心恟々として安んじなかつたとい

刺客の養成
と反對派の
暗殺

はれる。その風習は蓋數十年の後まで繼承せられた。

(参照) 元の劉郁が憲宗の弟常德に随つて西域へ赴いた時(憲宗九年宋開慶元年西曆一二五九年)、その聞見を記した西使記の中に木刺夷の刺客の事を記して

西使記に見ゆる刺客の記事

(略前) 其國兵皆刺客、俗見男子、勇壯者以利誘之、令手刃父兄、然後充兵、醉酒扶入窟室、娛以音樂美女、縱其慾、數日、復置故處、既醒、問其所見、教之能為刺客、死則享福如此、因授經咒、口誦、蓋使盡其心志、死无悔也、令僭使未服之國、刺其主、而後已、婦人亦然、木乃奚在西域中、最兇悍、威脅隣國、霸四十餘年(略下)

というて居る。この刺客のことを木刺夷で「ハシシン」(Hashishin)と稱したのが、歐洲へ傳はり、暗殺のことを「Assassin」といふやうになつたのである。元の時支那へ來つた「マルコ・ポーロ」(Marco Polo)や「ルブルック」(William of Rubruck)の記する所にも、この刺客のことを稍委しく述べて居る。

木刺夷の盛

(木刺夷の討滅) 木刺夷は基牙謨罕默德(Kiya Muhammed)(哈山沙巴哈より三代目)の時に「セルジウク」朝の來攻を受けたが、これを斥けてその威勢は隣國を畏れしめた。彼れは常にその教義を宣傳して克己寡欲の道を嚴守し、深く人民の信仰服従を得た。然るに西

曆千六百六十二年(宋紹興三十二年金大定二年)に歿して哈山二世が嗣いで立つた。彼れは哲學及び歴史に通じたが、放誕にして嗜欲多く、從來の教義を否定し儀式を廢するに至つた。

木刺夷と花刺子模との關係

木刺夷の名稱はこの時より起つたといはれる。西曆千六百六十六年(宋乾道二年金大定六年)に哈山は暗殺され、その子孫は相次いで木刺夷の首領となつて居つた。西曆千二百二十一年(宋嘉定十四年金興定五年)に阿刺哀丁謨罕默德(Alai-ud-din Mohammed)が嗣いだ。時に花刺子模の札刺丁が、印度よりその舊領土へ侵入して一時各地を風靡した。阿刺哀丁謨罕默德は和を求めたれど成らず、使を蒙古へ遣はして定宗の即位を賀したが、また禮せられなかつた。然るに西曆千二百五十三年(宋寶祐元年)憲宗が弟の旭烈忽(Houlagon)に命じ

蒙古軍の木刺夷征伐

て西域の征伐を爲さしむるに及び、旭烈忽は蒙古を出發し天山の北方を過ぎ、千二百五十五年(蒙古憲宗五年)に撒馬兒干に達し更に碣石(Kash)に至り、波斯總督阿魯渾(Argon)等の歡迎を受け、翌年愈木刺夷征伐に従事することになつた。かくてその將怯的不花(Kitubuka)(乃蠻人)を前鋒として各地の城寨を攻陥した。阿刺哀丁謨罕默德は阿刺模忒(Alamout)にて頓死し、その子の兀魯兀哀丁(Rokn-ud-din)が立つた。時に蒙古軍は已に阿母河(Annu Daria)を渡り進んで木刺夷の諸城を破り、兀魯兀哀丁に對して歸順を促

木刺夷の滅亡

したが、彼れは従はずして梅門迭思 (Meimundiz) に走つた。因つて旭烈忽は軍を三道に分ち、自ら中軍を率ゐ、怯的不花は左軍を率ゐ、郭侃亦魯干 (Kouka-ika) は右軍を率ゐて前進し、梅門迭思に迫つてこれを攻圍したが、兀魯兀哀丁は遂に出でて降つた。尋いで阿刺模忒も亦降り、その五十餘堡は盡く毀たれて蒙古勢力の下に屬した。兀魯兀哀丁は和林に送られたが、途中蒙古の官憲に殺された。木刺夷は七世、一百七十六年にして滅びた譯である。かくて蒙古の銳鋒は八吉打 (Baqdad) の阿拔斯朝に向ふことになつたのである。

其二 八吉打征服

〔八吉打の狀勢及び征討〕 八吉打は阿拔斯朝の哈里發の居る處であつて、西曆千二百四十二年 (宋淳祐二年) に第三十九代の木司塔辛 (Mustasin) が位に即いた。彼れは何等の才能なく、聲樂を喜び七十二弦の琵琶を作らしめ、國事を大臣に委して専ら遊宴に耽り、意氣驕悍にして屬國諸王の來朝せるものを接見せず、爲めに配下の人心は離叛して蒙古に靡くものが多かつた。

西曆千二百五十六年 (蒙古憲宗六年) に旭烈忽が既に木刺夷を平げ勢に乗じて來た

八吉打征伐の開始

「アッバース」朝の國狀

旭烈忽の勸降書

り攻むるや、八吉打の輔相として財政管理の任にあつた伊勃阿兒加迷牙 (Ibn-Alcamiyi) は事によつて哈里發を怨み、竊かに欺を旭烈忽に通じた。又副輔相の哀倍克 (Eibek) は廢立を圖つたが幸にして事なきを得た。けれども哈里發の威權は全く衰へて人心の動搖を免かれなかつた。そこへ旭烈忽からの勸降書が哈馬丹 (Hamadan) より到達したのである。その大意は

我れ前に木刺夷を討ちし時、汝に兵を發して我が軍を助けんことを請へるに拘はらず、その割當の兵數を調達しなかつた。汝の家柄は既に古く國勢も曾て盛であつたが、月は太陽の隠れたる間だけしか光らぬといふ諺を承知せよ。我が蒙古は成吉思汗以來既に花刺子模、セルジウク等の諸朝を服従せしめたことを知つて居るであらう。八吉打の城門は是れ等の君主の何人に對しても閉されたことなく、彼れ等は其處に留つたのである。然るに猶一層勢盛なる我れ等蒙古人に對して、よくそれが閉され得るであらうか。我れは既に汝に勸告を與へたが、今や更めて汝に告げん、戦を避けよ、拳を振つて大針を打たば必ず後悔しなければならぬと。然れども過去のことは暫く措かん。八吉打の城壁を壊し城濠を埋め、政權を汝の

哈里發の答

子孫に譲り親ら來り降れ。若し親ら來ることを欲せずんば、國老大臣をして來らしめ、我が勸告を正しく汝に傳達せしめよ。而して我が言に従はば、汝の領土と住民軍隊との保有を許すであらうが、若し従はずして戦を願はば、軍を集めて戰場を指定せよ。我れには戦の用意がある。我れ一度怒つて兵を進めなば、その時こそ汝は天の中にも地の中にも隠るる所なきを知らん。若し汝の身と汝の一族とを救済せんと希はばよく我が言に従へ。然らずんば神の意志の如何なるものであるかを思ひ知るであらう (D'Olsson Histoire des Mongols, tome III)

というのであつた。

然るに哈里發はこれに對ふるに傲慢の辭を以てしたのみならず、その使者を辱めたので旭烈忽は大に怒り、哈里發の行爲の曲なることは正に弓の如くである、我れはこれを直して矢の如くならしめてやらうといひ、更に使者に告げて

天は成吉思汗にこの地上の世界を與へたのである。然るに汝の主は敢て之に反抗する。歸りて汝の主に告げよ、共に武器を執つて相見えん (上同)

というたといはれる。

哈里發の傲

(八吉打の攻圍及び降服)

木司塔辛は使者の報を得て計を宰相に問うたが、和戦の兩議があつて國論は一定しなかつた。而も哈里發は依然として聲色に耽つて居つたのみならず、更に旭烈忽に告げて

阿拔斯朝は神聖なる世家で、壽命は天と共に無窮である。爾來列邦のこれを犯せるものは皆凶災を受けた。(中略)それは五百年來の事實の證明する所である。彼の花刺子模の馱峙の如きは最近の實例であらう。汝野心を肆にしてその覆轍を踏む勿れ、宜しく速に退軍せらるべし、(上同)

といはしめた。その夜郎自大の風が如何に甚しかつたかが窺はれるであらう。

旭烈忽の進

八吉打の攻

旭烈忽は既に哈馬丹から八吉打に通ずる間の要塞を下し、漸く八吉打に迫らんとしたが、先づ從軍の卜者に進取の吉凶を問うた。或る卜者は若し強ひて進取すれば六殃(日不出、雨不降、土馬亡、年穀荒、風霾地震、國有大喪)ありと述べたが、別の卜者の言はこれを否定したので、旭烈忽は遂に道を分つて三方より軍を進むることになつた。而して自ら中軍を率ゐて各地を攻略し、使を遣はして哈里發の降服を促したが應じなかつた。蒙古軍は西曆千二百五十八年(蒙古憲宗八年、宋費詒六年)の一月に「チグリス (Tigris) 河畔に於て八吉打の軍と會

「アッバース」朝の滅亡

戦してこれを破つた。敵軍は主將以下多く戦歿したが、殘餘の將卒は八吉打に遁れ歸り、城壁城樓を修めて防守の備をなした。その月末に蒙古軍は三方より來攻して八吉打を攻圍砲撃すること數日に及んだ。哈里發は講和を求めたけれども得られず、遂に三子・僧官等を率ゐる城を出でて降つたのである。然るに旭烈忽は城中の人民を殺戮し財寶を掠奪して去つたが、死者八十萬に上つたといはれる。木司塔辛の父子も亦殺された。如何にその侵掠の甚しかつたが想像せられよう。かくて五百年間回教法主の本山として繁榮した八吉打も、遂に荒涼凄慘の土と化し、蒙古支配の一州の都となり、蒙古人を知事となし、三千の蒙古兵を留めてこれを守らしめたといはれる。旭烈忽は一時哈馬丹へ還り、都をタブリツ(Tabriz)に定め、更に叙里亞方面の征略に向つた。

其三 叙里亞征略

(叙里亞の狀態) 叙里亞には納昔兒商拉哀丁耶思甫(Nassir Saladin Yusuf)が君臨し阿烈婆(Aleppo)を兼領して居つたが、西曆千二百五十年(蒙古定宗五年 宋淳祐十年)に的迷斯吉(Damascus)を併せて埃及(迷思耳)の算端(Sultan)と相争ふことになつた。埃及では算端の散

叙里亞方面
と埃及との
關係

叙里亞征伐
の開始

里(Sati)が死した後に「マムルク」の哀倍克(El-Bek)が算端の位に上り、納昔兒を破つて「エルサレム」(Jerusalem)地方の海岸を割かしめたが、幾くもなく納昔兒はこれを取戻すを得た。その後埃及は哀倍克が弑せられ幼子が位を嗣ぎ、内憂外患に苦しんで居つたのである。叙里亞は曾て一度憲宗の許へ使を遣はしたが、その後は遣使の事もなく、その儘に過ごし來つた。然るに蒙古軍の八吉打を陥れたるを聞き、西曆千二百五十八年(蒙古憲宗八年 宋寶祐六年)にまた使を旭烈忽の許へ送つて好を通せんとした。旭烈忽は納昔兒の自ら來らざるを責めて勸降の書を送つたが、納昔兒はこれに應じなかつた。

(叙里亞征伐) そこで翌年旭烈忽は軍を三道に分ち、自ら中軍を率ゐて進み各地を下し、哀甫拉特(Euphrates)河邊に至り、叙利亞人を震驚せしめ、哈兒納(Harran)に至り諸將を會し、期を尅して決戦を爲さんとした。時に納昔兒の兵は頗多かつたが、異民族が混合して居つて命令が行はれなかつた。その宰相は納昔兒に降服を勧めたが、反對者があつて決せず、又内亂が起つて動搖した。時に旭烈忽は哀而陞忒(El-Biret)に命じ、阿烈婆を圍み叙里亞の兵を巴庫遜(Bancussa)山に破り、阿沙司(Azaz)城を抜き、納昔兒の母子を虜にした。納昔兒は退いて加札耳(Gazar)に至つて援を埃及に求め、將に

蒙古軍の進

叙里亞の平定

埃及軍の叙里亞侵入

旭烈忽、伊兒汗國を建つ

その國に赴かんとしたが、中途に於て蒙古軍に襲撃せられ哀而里奚(El-Arigh)に走つた。その宰相は遂に的迷斯吉城を以て降つた。旭烈忽は大軍を率ゐて入城し、また阿列婆に還り、翌年憲宗の大漸を聞いて東歸せんとし、怯的不花を留めて叙里亞を鎮せしめ、甫魯哀丁(Fakhr-ud-din)を阿列婆の知事とし、貝特那(Baiten)を的迷斯吉の知事に任じて去つた。然るに埃及の算端(サダン)クツツス(Kutus)は蒙古の使者を斬り、これに對して宣戦し諸軍を東方へ進めた。怯的不花は西曆千二百六十年(元世祖中統元年)六月三日に「アイン・ジャルト(Ain-Djalout)の平原に防戦したが遂に戦歿し、その軍は殆全滅し、哀甫拉特河以西の叙里亞の地は、一時蒙古の羈絆を脱して埃及に屬することになつた。是に於て旭烈忽は遂に東歸の念を絶ち、都をタブルスに奠め、阿母河西、黒海以南の波斯、小亞細亞の地方を領し、茲に伊兒汗國の基礎を建てるに至つたのである。

第四節 蒙古の東亞經略

其一 高麗征服

蒙古は西方の經略を試みて居る間にも、東方及び南方の經略を怠らなかつた。即

ち高麗を伐ち宋を征し、その他の諸國へも兵を出した。今、蒙古と高麗との關係を述べるには、遡つて高麗の國狀を敘する必要があると思ふ。

高麗と金との關係

〔高麗の國狀及び文化〕 高麗は既に述べたる如く宋に通じ、また遼にも通じ、只管兩國の歡心を失はざるやうに努めて居つた。然るに睿宗より仁宗の時代は、丁度宋の徽宗から高宗の時代に相當し、金が宋と連合して遼を滅ぼし、又宋を江南へ驅逐した時代であつた。當時高麗の君臣は金に事ふる可否に就いて討議したが、守太師中書令の李守謙等は

金は昔小國で遼及び我に事へて居つたが、今や暴かに興隆して遼を滅ぼし宋を攻め、政修まり兵強く日に強大となつた。又我が高麗と國境を接して居る故に勢金に事へない譯にはゆかぬ。且、小を以て大に事ふるは先王の道であるから、宜しく使を遣はして聘問すべきである。(高麗史卷十 五、仁宗世家)

といふたので、遂にこれに従ふことになつた。かくて高麗は使を金に遣はし、臣と稱して上表したが、金は詔を下してこれを嘉納した。

(參照) 金賜高麗詔

金の高麗へ贈れる詔書

省所上表稱臣、并進奉土宜匹物等、事具悉、朕以推亡固存、寔帝王之道、以小事大、乃社稷之圖、緊魁偉之渠材、蘊變通之遠業、卿家傳王爵、世享胙封、抗章竭尊獎之誠、任土盡委輸之節、仍稱年號、足見全能、加非常兵革之威、誘不以玉帛之惠、自然來者不日、良哉、且君父之心、予已堅篤、而臣子之義、汝母易忘、卜世卜年、是彝是訓、外有合行條件等、即次發使前去、宣諭、(高麗使卷十、五、仁宗世家)

その後、高麗は歲時使を金へ遣はして奉貢し、恭順の態度を失はず巧みに平和關係を維持し來つたが、その國勢は漸く振はず紀綱も亦頽廢に傾きつつあつた。

初め新羅時代の半島文化は殆唐の文化を摸倣せるものであつたが、高麗の時代に及んでも、猶その餘風を繼承し、更に幾分宋の文化を受け入れたに過ぎない。さればその職官の組織や名稱の如きも、時代によつて多少の異同がない譯ではないけれども、大體唐宋官制の摸倣を免れない。即ち尙書中書門下の三省を設け、尙書省の長官を尙書令とし、その下に左右僕射を置き、更に吏戶禮兵刑工の六部を設け、その長官を尙書となし、次官を侍郎となし、各部の政務を分擔せしめた。中書省の長官を中書令となし、門下省の長官を門下侍中となしたが、後中書侍郎平章事と門下侍郎平章事と

高麗の文化

職官の組織と職掌

支那文化の摸倣

が設けられ、參知政事と並んで宰相の地位に立つた。唐宋の九寺五監に比すべき官廳は多く寺を以て稱せられ、その職名は唐宋と違ふ所があつても、その職掌は殆異らなかつた。その他藝文館を設けて詞命を制撰せしめ、春秋館を置いて時政を記録せしめ、寶文閣に學士直學士等を置いて經籍を講論せしめたるが如き、或は樞密院を設けて樞機を掌らしめ、或は御史臺を置いて監政の任に當らしめたるが如き、孰れも唐宋制度の摸倣の外に出でない。我が日本上代の官制改革が、唐制を標準としても全部の摸倣にあらずして、日本獨自の特色を有して居つたのとは著しき相違が認められる。而してその他の文化に於ても、半島獨自の特色あるものは割合に少いといはなければならぬ。

半島に於ては新羅以來、儒教尊崇の事實は散見して居るけれども、佛教崇拜の盛なりしには及ばない。これは唐代文化の影響で、高麗の時代になつて一層甚しくなつた。故に高麗の初めから既に佛教崇拜の事實多く、寺院の數も相當多數に上つたと思はれるが、特に文宗(第十一代在位三十六年)の時代から以後、その事實が史上に頻出して居る。或は毎年幾回となく王者が寺院に參詣し、或は道場を宮中に設けて祈禱をなし、或は

高麗朝の佛教崇拜

内政の弛緩

佛經を殿中に講せしめ、一萬乃至三萬の民衆に施食をなし、或は八關齋とか羅漢齋とかを寺院に設け王者自らこれに臨んだ。これ等の事實は殆枚擧に遑ない位であるが、單に人類の冥福を祈れるのみではなく、或は災害を消さんが爲め、或は旱魃に雨を乞はんが爲めに行ふものが多かつた。これを要するに高麗王朝の年中行事は、佛教の供養に關するものが多かつたことは事實である。従つて政治の革新や財政の緊縮の如きは固より行はれなかつた。故に中央の綱紀が弛緩せるのみならず各地に屢内亂の發生をみるに至つたのも偶然でない。

崔仲獻の専横

仁宗(第二十七代在位二十四年)の時代には外戚李資謙の専横や僧の妙青の叛亂等が起つた。これは幸にして平げられたが、高麗の國勢を益不振に導いたのである。それより毅宗(第十八代在位三十五年)の時代になると文學や宗教に耽つて政務を省みず、大將軍鄭仲夫の亂が起つて、毅宗は廢せられ明宗(第十九代在位三十八年)が立てられた。この時に西京(平壤)の留守趙位寵は兵を起して逆臣を討たんとしたが成らなかつた。次いで將軍の慶大升が兵を起して遂に鄭仲夫を平げた。然るに仲夫の黨たる李義政がまた専横を極むるに至つた。明宗の廿七年(宋慶元二年、金承安元年、西曆一九六年)に將軍の崔仲獻は李義政を平げたが、これ

蒙古と高麗との接觸

より崔氏専横の時代となつたのである。崔仲獻は明宗を廢して神宗(第二十代在位八年)を立て、自ら宰相となつて權力を擅にして居つた。神宗の子熙宗(第二十一代在位八年)が立つに及び、大いに仲獻を悪んでこれを除かんとしたが果さず、反つて仲獻に廢せられ、更に明宗の子康宗(第二十二代在位三十二年)が擁立せられ、又次に康宗の子高宗(第二十三代在位四十七年)が位に即くとになつた。この高宗の即位は、宋の寧宗の嘉定七年(金貞祐元年、西曆一二一四年)で蒙古の太祖成吉思汗の九年に當る。高麗と蒙古との政治的關係は此の時代から初めて現はれて來たのである。

大遼の擧兵

これより先き滿洲に於ける契丹の遺族たる金山、金始の二王子が兵を起し、國號を大遼と稱したが、蒙古の兵鋒を避けて、同じき嘉定九年(金貞祐三年、蒙古太祖十一年、西曆一二一六年)に、鴨綠江を渡つて高麗の内地へ侵入し、今の平安道を掠め、更に大同江を渡つて南下し、黃海、京畿、江原の諸道を侵し、最後に咸鏡道の方面へ赴いた。この契丹遺民族の來侵について、高麗は防禦討伐に力めたが遂にその侵害を免れ得なかつた。この頃また女眞民族の蒲鮮萬奴が遼東の地方に據つて天王と號し、國號を大眞と稱し、一時勢力を得て或は高麗へ寇したけれども、又好を通じ來つた(金元の史上に東眞と稱するは即ち大眞を斥す)。そこで高麗の

大眞の獨立

高麗の大遼
平定

蒙古、大眞
を滅ぼす

蒙古・高麗
の絶交

方では大眞及び蒙古と共に兵を合せて和(咸鏡南道)孟(平安南道)順(同上順)德(同上德)の四州を復し、更に江東城(平安南道)を下して契丹の遺族を平げた。これが同じき十二年(金興定三年蒙古太祖十四年高麗高宗六年西曆一二一九年)のことである。これより蒙古はその援助を恩にきせ、使を高麗へ遣はして貢物を督促し、高麗も亦入貢を怠らなかつた。大眞は時に高麗の邊境に寇したこともあるが、その後宋の紹定六年(金天興二年蒙古太宗五年西曆一二三三年)に蒙古に滅ぼされ、蒙古の勢力は益々高麗の邊境を壓迫するに至つた(東洋學報第十九卷岩井大)。

(蒙古の高麗侵入) 初め高麗は蒙古に對し使者を遣はし貢賦を進めることになつたが、宋の寶慶元年(高麗高宗十二年金正大二年蒙古太祖二十年西曆一二二五年)に蒙古の使者は歸國の中途にて殺され、蒙古はこれを高麗の所爲と疑ひ、遂に國交を斷絶するに至つた。宋の紹定十四年(高麗高宗十八年金正大八年蒙古太祖三年西曆一二三一年)に蒙古は兵を出して高麗へ侵入せしめ、鐵州(平安北道)を下し龜州(平安北道)を圍み又西京を攻めたが、これは功を奏せずして却けられた。けれども更に侵入した蒙古軍は京畿道から忠清道の方面に向つて、到る處に掠奪を恣にした。高麗の崔瑀(崔仲獻の子)は蒙古の銳鋒を避けんがため、高宗を脅して開城から江華島へ遷都し、質子を送つて講和を求めた。その後(宋嘉熙二年蒙古太宗十年西曆一二三八年)高麗から使を

高麗の上表

蒙古、高麗
王の入朝を
促す

蒙古へ遣はして太宗へ國書を上つたが、これを見れば當時高麗の蒙古へ對する態度が窺はれるであらう。

(参照) 高麗の上表

自惟僻陋之小邦、須必庇依於大國、矧我應期之聖、方以寬臨、其於守土之臣、敢不誠服、申以兩年之講好、約爲萬歲之通和、投拜已來、聊生有冀、蓋自已卯(宋嘉定十二年)辛卯(同紹定四年)兩年、講和以後、自謂依倚愈固、舉國欣喜、惟天地神明知之、豈謂事難取必、信或見疑、反煩君父之譴訶、屢降軍師而懲詰、民無地着、農不時收、顧茲茂草之場、有何所出、惟是苞茅之貢、無奈未供、進退俱難、惶恐極、因念與其因循一時、而姑息孰與、冒昧萬死、而哀號茲殫瘠土之宜、粗達微臣之懇、伏望但勿加兵革之威、俾全遺俗、雖不腆海山之賦、安有曠年、非止于今、期以爲永、(高麗史卷二)

かくてその翌年に蒙古の使が高麗へ來つて高宗に入朝す可きことを諭した。當時使者の往來は行はれたが、高麗王の入朝は實現するに至らなかつた。宋の淳祐元年(蒙古太宗十三年)に高麗は王族一人と貴族の子弟十人を蒙古へ送つて質子(蒙古語にふた)となした。爾後毎年使者を遣はして恭順の意を表したが、同じき十一年(蒙古憲宗元年)

西曆一^二に蒙古の憲宗が位に即くに及び、高麗王の舊京に還り且入朝す可きことを命じた。然るに高麗にては崔瑀が政權を專にした後に、その子の崔沆が威福を恣にして居り、蒙古の命令に従はしめなかつた。そこで蒙古の軍は遂に鴨綠江及び大同江を渡つて侵入し、詔を下して詰責する所あり且いうやう、

朕は白日の出づる所より没する所に至るまで、凡ての黎庶をして咸く逸樂せしめんと欲す。汝等は命に逆ふが故に、皇叔也窟に命じ師を統べて往き伐たしめた。若し命を迎へて款を納れなば、兵を罷めて還るであらうが、若し命を拒まば斷じて赦すことは出来ぬ。(高麗史卷二)

と。高麗は書を蒙古の大將に贈つて辯解を試みたが、その要求を實行しなかつた。因つて蒙古の兵は高和、廣東、全忠、春登、襄等の諸州を侵掠した。高麗史に當時のことを記して

是の歲(高麗高宗四十年、蒙古憲宗三年、西曆一二五三年)蒙古兵に虜にせられたものは男女無慮二十萬六千八百餘人で、殺戮せられたものは計ふることが出来ない。蒙古兵の經過せる所の州郡は皆煨燼となつた。蒙古の侵入起りてよりこのかた、此の時程甚しかつたこと

蒙古の高麗
侵入

はない、(同上)

とあるは、蒙古軍の侵掠が如何に甚しかつたかを知るに足るであらう。その後、宋の寶祐六年(蒙古憲宗八年、西曆一二五八年)に高麗の叛人趙暉等が相謀つて蒙古兵を導き、和州(咸鏡南道永興府)迤北を以て蒙古に附するや、蒙古は双城總管府を和州に置き、趙暉を總管に任命するに至つた。翌年高麗は太子僎を蒙古へ遣はして奉表朝見せしめ、又江都(華江城)を毀たしめて蒙古の要求に應じた。次いで高麗の高宗は殂し、太子僎が蒙古より歸つて位に即くことになつた。これが元宗(第廿四代在位十六年)である。當時蒙古では憲宗が崩じ、忽必烈は未だ位に即かない時であつたが、高麗に與へた詔に永爲東藩以揚我休命というて居るのを見れば、已に屬國を以て高麗を遇したことが分ると思ふ。

高麗元宗の
即位

(參照) 蒙古の高麗に與へた詔

我太祖肇基大業、聖聖相承、代有鴻勳、芟夷群雄、奄有四海、先降後誅、未嘗專嗜殺也、凡屬國列侯、分茅錫土、傳祚子孫者、不啻萬里、孰非向之勁敵哉、觀乎此、則祖宗之法、不待言而彰彰矣、今也普天之下、未臣服者、惟爾國與宋耳、宋所持者、長江而長江、失險可藉者、川廣而川廣、不支邊戍、自撤其藩籬、大軍已駐乎心腹、鼎魚燕幕、亡有朝夕、爾初以世子奉幣

蒙古の詔書

納^レ款^ヲ、束^シ身^ヲ歸^シ朝^ニ、含^シ哀^ヲ、請^フ命^ヲ、良^ク可^シ矜^ム、故^ニ遣^ヒ歸^ス國^ニ、完^シ復^シ舊^ノ疆^ヲ、安^シ爾^ノ田疇^ヲ、保^シ爾^ノ家室^ヲ、弘^ク好^シ生^ノ之^ヲ、大^ニ德^ヲ、捐^シ宿^ノ搆^ヲ、之^ヲ細^ク故^ク也、(中略)世子^ノ其^レ趣^ヲ、裝^シ命^ヲ、駕^シ歸^ス國^ニ、立^テ政^ヲ、解^キ仇^ヲ、釋^シ憾^ヲ、布^キ德^ヲ、施^シ恩^ヲ、緬^ク惟^テ瘡^ノ痍^ノ之^ヲ民^ニ、正^シ在^リ撫^シ綏^シ之^ヲ日^ヲ、出^シ彼^ノ滄^ノ溟^ヲ、宅^シ茲^ニ、平^シ壤^ヲ、賣^リ刀^ヲ、劍^ヲ而^シ買^フ牛^ヲ、犢^ヲ捨^テ干^ノ戈^ヲ、而^シ操^ル耒^ヲ、耜^ヲ凡^ク可^シ援^ス濟^ス、母^レ憚^ル動^ス勞^ヲ、苟^モ富^シ庶^シ之^ヲ有^リ、徵^シ冀^シ禮^義之^ヲ可^シ復^ス、亟^ニ正^シ疆^界、以^テ定^メ民^心、我^ノ師^ヲ不^レ復^シ踰^ス限^ヲ、矣[、]大^ニ號^シ一^ヲ出^シ、子^ノ不^レ食^フ言^ヲ、復^シ有^リ敢^テ踵^キ亂^ヲ、犯^ス上^ノ者[、]非^ズ干^ス爾^ノ主^ヲ、乃^チ亂^シ我^ノ典^刑、國^ニ有^リ常^ノ憲[、]人^ヲ得^テ誅^ス之^ヲ、於^テ戲^シ世^子其^ノ王^ヲ往^キ矣[、]欽^シ哉[、]恭^ク承^シ丕^ニ訓^ヲ、永^ク爲^シ東^ノ藩[、]以^テ揚^シ我^ノ休^命、(高麗史卷二十五)

(高麗の屈服)

蒙古ではやがて忽必烈が帝位に即き後國號を元と稱した。これが即ち世祖皇帝である。時に高麗からその即位を賀したが、世祖は詔を賜はつてこれを勞撫した。又高麗よりは更に太子を質子となして大都(燕京)へ送り、始終入貢を怠らす恭順の意を表して居つたが、元からは五箇條の要求を提出した。それは納質、籍民、置郵、出師(軍助)、輸糧であつて、彼れが屬國に對して常に命令する條件に過ぎない。この五箇條の要求のうち、質子の問題は已に實行せられたが、他の四箇條は未だ實行せられないので、元からは頻りにこれを要求した。然るに高麗より種々事情を陳述したので、一時要求を中止することになつた。けれども元ではその中統四年(宋景定四年西暦一

蒙古の要求

達魯花赤の設置

二六年)に高麗の元宗の入朝を求め來つたので、元宗は宰相の李藏用を伴うて大都燕京へ赴いたが、幸に藏用の盡力によつて元宗は無事に歸國することが出來た。ところが元からは要求した五箇條を更に催告に及んだ。高麗は幾多の陳情を試みたが容れられないので、遂にその要求に應ずることになつた。そこで元は至元七年(宋咸淳七年一七〇一年)に高麗に達魯花赤(Darouhachchi)の官職を置いてこれを監制するに至つたが、偶内訌が起つて高麗の國狀は益混亂を來したのである。

林衍の廢立

初め高麗の侍中金俊は崔氏の專横を除き頗權力を振うて居つたが、更に樞密副使の林衍が金俊を殺して自ら權力を握るに至つた。至元六年(宋咸淳五年高麗元宗十年西暦一二六九年)林衍は遂に元宗を廢して弟の温を立て廢立の理由を元の政府へ告げ、元宗をして病の爲めに讓位の餘儀なきことを言はしめた。然るに元の世祖は曾て質子となつて居つた元宗の永く位に在るを便とし、飽くまでもこれを保護せんとし、使者を高麗へ遣はして廢立の理由を詰問せしめ、林衍の辯解を承認しなかつた。その頃高麗の崔坦等は林衍を誅するを名とし兵を起し平壤に據つた。且、元からは高麗の新王及び林衍を呼び寄する命令を下したのである。林衍もこれには頗進退に窮し、遂に元宗を復

高麗の内亂

討 元の林衍征

位せしめたが、元宗は自ら元へ入朝して廢立の理由を明らかに告げた。因つて元は林衍の不臣を怒り、討代の爲めに兵を出して高麗へ侵入して來た。時に崔坦等は皆其の地を以て元へ歸したので、元は平壤に東寧府を設け三千人の兵を留めて平安道一帶の地方を直轄することになつた。林衍は蒙古軍を防がんとしたけれども意の如くならず、同じき七年（宋咸淳六年、高麗元宗十一年、西曆一二七〇年）遂に憂悶して死んだが、元宗は高麗へ歸り開城の舊都へ再都することになつた。然るに間もなく高麗の軍隊三別抄が叛亂を起して江華島に據つたが、戰破れて彼れ等は更に珍島に據つた。時に高麗は元の援兵を借り珍島を攻めて叛軍を破つたので、その殘兵は更に退いて耽羅即ち今の濟州島に據つた。元軍は高麗軍と共に耽羅を攻めてこれを平げ、そこに耽羅招討使を設けることになつた。かくの如く元の勢力は半島方面に伸張し、殆ど高麗全土をその勢力の下に置いたので更に海を越えて日本の經略を試みんとするまでに進んで來たのである。

其二 宋と蒙古との關係及び南宋の國狀

蒙古は東方經略と同時に南方經略を試みた。即ち宋及びその他の諸國へ兵を出

三別抄の反亂

高麗、元の支配下に歸す

金の滅亡と宋、蒙古の接壤

宋の中原回復論

中原回復反對論

して侵略を行つたのである。今これを述べるには少しく前に遡つて、金の滅亡後に於ける宋と蒙古との關係を觀察しなければならぬ。

〔宋と蒙古との關係〕 金の滅亡の結果として、宋と蒙古とは互に境を接することになつた。その頃、宋の方では中原回復の議論が起り、武將の趙葵（兵部侍郎）趙范（葵の兄）の如きは中原を回復して河洛の地方に據り、更に河北を回復せんとする議を主張した。武人が失地回復の意見を有したのは、單に武功を立て名聲を揚げんとする精神のみではない。これは當時宋人の間に最多く存在した思想であつた。けれども失地回復を容易に實現することの出來ない事情がある。この事情を顧みれば回復の議に對しても反對の意見を有するものがなければならぬ。即ち遼が滅びて金と宋が境を接した時に、金の侵略を蒙つた苦き經驗を有するものには、回復の議は名は美であるが、その實行に就いて頗る危ぶまれたのも無理ならぬことであつた。されば趙范部下の參議官邱岳は、方輿の敵は氣盛にして鋒銳し、釁を開き兵を致すことこれより始まらんとはいひ、淮西の總領吳潛は、兵を用ゐて河南を回復せんとすることは輕易になすべきでない、金が已に滅びて蒙古と相隣接する以上は、當に和を以て形となし守を以

て實となし戦を以て應となす可しというて居る。淮西の判官杜果は沿淮の地旱蝗にて荒涼を極め糧食の頼る可きものがないといひ、刑部侍郎の史嵩之も荆襄の地方が方に饑饉であるから師を興す可き時ではないといひ、參知政事の番行簡も亦上書して出師に反対の意見を述べた。その意見は、第一には内治が整はぬこと、第二には民心が動搖して居ること、第三には財政の疲弊して居ることを述べたもので、最穩健なる議論といふ可きであらう。然るに一方に於て趙范、趙葵等は、この機會を失つたならば到底中原を回復することは出来ないと言主張し、宰相の鄭清之までが回復論に賛成した。そこで遂に開戦論が勝を制し、趙范、趙葵及び知廬州の全子才等は相會して中原回復の計畫をなした。宋軍は先づ進んで汴京を攻めてその守將を降し、更に洛陽を攻めてこれを陥れた。當時蒙古は汴京や洛陽に多くの守備兵を留めて置かなかつたから、宋軍は容易にこれを占領することが出来たのであらう。けれども幾もなくして蒙古軍はまた洛陽及び汴京を回復したのである。而してこれが宋と蒙古との間の開戦の口實となつた。

蒙古の使者王楶は宋へ來つて、その聯盟の條約に背いて恣に汴京洛陽を取つたこ

開戦論の勝

宋と蒙古との開戦

蒙古軍の三道侵入

とを詰問に及んだ。そこで宋からも使者を遣はして交渉し辯解せしめたが効なく、平和は遂に破れて干戈相見ゆることになつたのである。宋の端平二年(蒙古太宗七年西曆一二三五年)に蒙古は兵を分つて宋へ侵入して來た。その侵入の道筋は大體三方面に區別することが出来る。一軍は先づ唐州(河南省北源縣)に入り、更に淮西へ進んで蕪州(湖北省新蔡縣)舒州(安徽省舒城縣)光州(河南省潢川縣)を下し、眞州(安徽省儀徵縣)黃州(湖北省黃岡縣)廬州(安徽省合肥縣)を圍んだ。即ち今の河南省の南部から江淮の方面へ侵入した軍隊である。一軍は先づ襄陽を降し、更に江陵を攻め隨州(湖北省隨縣)郢州(湖北省鐘祥縣)及び荆門(湖北省荊門縣)を下し、棗陽(湖北省棗陽縣)及び德安府(湖北省安陸縣)を陥れた。これは今の湖北省の漢水流域へ向つた軍隊である。一軍は鳳州(陝西省鳳縣)關(陝西省寧縣)に入り、沔州(陝西省略陽縣)を下し、青野原(略陽縣北)を圍み大安軍(陝西省沔縣西)を攻め、仙人關(鳳縣南)陽平關(陝西省寧縣東北)を破り、成都利州(四川省廣元縣)潼川(四川省三台縣)の三路に向つた。これは陝西南部より今の四川省の方面へ侵入した軍隊である。この三路の蒙古軍は孰れも連戦連勝の勢を以て進みつつあつたのである。

當時宋では京西荆湖安撫制置使史嵩之が右丞相兼樞密使となつて内外政局の要路に立ち、曾て蒙古と共に金の蔡州を攻めた孟珙を用ひて荆湖制置使に任じ蒙古軍

宋軍の防戦

に當らしめた。孟珙は蒙古に略取せられた湖北・湖南の或る地方（鄂州・荊門・襄陽）を回復した上に、更に四川宣撫使に任せられ、その地方の軍民を招集し政務を整理して大に蒙古軍を防ぐことに努力した。かく宋と蒙古とは互に對抗して居つたが、蒙古は西域方面に兵力を分つて居つたから、未だ全力を擧げて宋を征服することは出来ず、戦局も一進一退の状況を免れなかつたのである。

そのうちに蒙古の太宗は宋の淳祐元年（蒙古太宗十三年、西曆一二四一年）に崩じて皇后が政を攝することになつたが、同じき六年（西曆一二四六年）に及び太宗の子定宗は西域より還つて位を嗣いだ。けれども當時母后は猶政を攝して居つた。その後（宋淳祐八年、西曆一二四八年）定宗が崩するに及び、母后の政を攝することは依然として變らなかつた。この母后の攝政に對し皇族・大臣に不服のものがあり、同じき十一年（西曆一二四六年）にクリルタイ會議に依つて拖雷の子蒙哥が位に即くことになつた。これが憲宗である。かかる蒙古の内情は宋に對する攻撃を緩漫ならしめたのみならず、却つて一時蒙古から請和の使者が宋の方へ來たことさへあつたのである。

南宋の財政状態

宋に於ては理宗が久しく位にあり、宦官の董宋臣が帝寵を恣に

定宗及び憲宗の即位

董宋臣・丁大全の専恣

して不法の行があつた上に、外戚に縁故ある丁大全が信任されて要路に立ち専横を極めた事實もある。時に朝臣の中には上疏して董丁の専恣を攻撃するものもあつたので、彼れ等は遂に斥けられた。けれども、その後賈似道が内外の政局に當ることになり一層權力を恣にするに至つた。彼れの内政に就いては公田の施設を述べなければならぬが、更に南宋末期の財政状態を一言する必要がある。

南宋は江南に退去し臨安を行在とし、金や元と對抗せる爲めに軍備の必要が益甚しく、財政は頗膨脹しその支出は北宋の時代を凌ぐに至つた。故に北宋以來の夏税・秋糧の兩税にては到底その歳出を充すに足らず、茲に新なる經制錢や總制錢或は月椿錢等が課せられることになつた。これは皆特別課税に屬するもので、經制錢には收添酒錢・量添賣糟錢・增點田主牙稅等の目が多數に上り、總制錢は頭子錢・耆戶長雇錢・抵當四分息錢等の類であつて、その目は十七種に上り、月椿錢は鞠引錢や賣紙錢の類で七種に分れて居つた。この他、従來行はれ來つた鹽・茶・酒等の專賣に就いても、その引價を昇せて增收を圖つた。故に南宋時代にこれ等の歳收は六千餘萬貫に上つたといはれる。當時の歳出の數字は明でないが、軍糧の供給の爲めには米穀を買上げ

財政の窮乏

新税の徴收

和籾の實施

る必要があつた。これが所謂和糶で、その量は數百萬石に上つたであらう。且、一方には錢貨濫造の爲めに物價の騰貴を招くに至つたことは既に述べた通りである。

官田の賣却

初め高宗の時代に財政の窮迫を救はんが爲めに、國家所有の官田(蔡京や王黼等の所せられた江南の農田をも含む)を賣却し、その収入を以て幾分を補充せんと試みた。紹興二十六年(西曆一五一五)に定めた所によれば、賣田の収入錢の七分は上供せしめ、三分は常平司の糶本に充てしめたことがある。乾道九年(西曆一一三一年)の調査に據れば、江浙閩廣の地方で官田賣却の代金は四百餘萬緡に上つた。然るにその賣れたものは十分の三に過ぎず、賣却の代金も實收は十分の二に過ぎなかつたといはれる。そこで淳熙四年(西曆一一七四年)に官田の賣出を中止することになつたのは、その効果が思はしくなかつた爲めであらう。後、六十餘年を経て理宗の淳祐六年(西曆一一三六年)に至り、殿中侍御史の謝方叔は上書して

謝方叔の上書

豪強兼併の患は今日に至つて極點に達した。故に民の名田を制限しなければならぬ。土地所有の制限は亦社會救済の一方法でもあらう。我が朝が臨安に遷都して以來百二十餘年になるが、外には境土日荒れ、内には人口日に増加し、權勢家

は日に盛にして兼併の傾向は日に滋く、百姓は日に貧しく、經制は日に廢壞して行き、上下煎迫して如何ともすることが出来なくなつた。所謂富貴にして權勢を有するものは、天子と雖も之を如何ともすることが出来なくなつて居る。國民の生活は菽粟を第一の必需品とするが、菽粟は皆土地より産するものである。然るに今日百姓の富は皆貴勢の家に歸し、中には租米百萬石に及ぶものもある。これに反し小民は百畝の田を有すれば頻年保役に差充されるのみならず、官吏は有らんに限りこれを誅求して居る。彼れ等小民は已むを得ず、その資産を權勢家に寄進して免役を希望する。小民の田は日に減じて、保役は休む時がない、大官の田は日に増加しても保役は課せられない。これ即ち兼併浸盛にして、民はその生活を維持し難い所以である。故に今日こそ嚴に經制を立て之が防止に努むべき時であらう。去年諫官が嘗て限田政策を主張したこともあつたが、朝廷は殆どこれを顧みなかつた。全體朝廷は今日の國用邊餉を皆和糶に仰いで居るに拘はらず、權勢多田の家には和糶を實施することが出来ず、保役の義務も之に及ぶことの出来ない實狀を知らない。今や敵人外に睥睨し盜賊内に窺伺する時に方り、多田厚贖、長保

すべからざるものと與に、目前の危機を紓むることが出来るであらうか。最早方針を一轉して局面を打開する以外には方法があるまい。願はくは二・三の大臣に諭し臣僚の論奏を探り、經制を定め兼併を防ぎ、以て朝廷を尊び國計を裕にせられんことを。陛下の初意が搖がざれば、大臣は斷乎として良策を遂行することが出来るであらう、(宋史紀事本末卷九十八)

というて居る。これをみれば、當時土地兼併の趨勢日に甚しく、而も權勢多田の家に和糴の法を適用することが出来ず、且その佃民は共に保役を免れるといふ状態であつたから、限田の必要が力説せられるやうになつたことが判る。されば景定四年(西曆一三二三年)に殿中待御史の陳堯道は上疏して、

國境の守備兵は食に非ずんば飽かず、諸路の和糴は幣に非ずんば行はれない。既に軍糧の供給が止むを得ないとするならば、則ち和糴は廣く實施しなければならぬ。既に和糴を止むることが出来ないとするならば、則ち紙幣は未だその發行を縮限することは出来ない。今日の計は國家民生の便を計つて、軍食を支辨することである。紙幣の價值を維持せんには祖宗限田之制を實行するに若くはない。

陳堯道の上疏

即ち位階や身分に應じて土地所有の額を定め、兩浙・江東・江西の和糴施行の處に命じて、先づ詭拆を歸併して(限田の規定を免る爲めに、假りに所有者の名義を變更し或は虚戸を出すこと)然る後官戸・田山の踰限の數から三分の一を買上げて公田となし、一千萬畝の田を得れば毎歲六・七百萬石の米を收めることが出来よう。然らば軍餉も十分餘裕が生じ、和糴を免じても軍餉に缺くことはなく、紙幣の發行も制限することが出来、物價も安定し富豪もまた安んずることが出来る。一事は行はれて五利が興ることにならう、(上同)

というた。これは軍餉を支辨する爲めには、民田の所有に制限を設けて兼併の弊を防ぐと共に、餘分を買上げて公田となし、その公田の收穫を以て和糴に代へんとする説である。時に朝士の中にはこれに關して異議を稱へるものもあつたが、宰相の買似道は上奏して

紙幣の價值を維持するの策は、紙幣の發行を制限するより切なるはない。紙幣の發行を制限するには和糴を止めるより切なるはない。和糴を止めるには土地の所有に制限を設けてその餘分を買上げて公田とするのが第一である(宋史卷百七十三食貨志)

買似道の意見

買似道の限
田實施

といひ、反對論者の議を排し、自己所有の田にて浙西地方にあるもの萬畝を提供して公田となしたので、他にこれに倣ふものもあつた。平江・江陰・常州・鎮江・安吉・嘉興（江以上省浙）の六郡に於ける買上の公田は三百五十餘萬畝に上つたといはれるから、その地方の和糴は殆廢止せられたかと思ふ。けれども荆湖・江西の諸道は猶舊に依つて和糴が行はれた。その公田買上の場合には銀・絹・會子を交付したが、その價が多額に上る時には、更に度牒や告身（官職辭令書）を給與し、これを一定の價額に換算する場合もあつた。かくて公田を管理する爲めに毎郷に官莊一所を置き、人民の小作をなすものを官佃と稱し、これを監督する者を莊官と稱した。當時賣田者は實價を償はれず虚券を與へられ、爲めに損害を受けるもの少なからず、特に買田の官吏が横暴なる爲めに人心は不安に陥り、浙中は大に紛擾するに至つた。翌年（景定五年）七月に彗星の見はるるや、臺諫や士民は多く上書して公田の不便をいひ、星變を民間愁怨の致す所となした。時に買似道は上書して力辯し、且職を辭するを求めた。けれども理宗は既に公田の買上を實行し、軍餉の供給を仰ぐやうになつたに拘はらず、今遽かに人言に依つてこれを罷むれば、假令一時の異議を免れ得るとしても、國計を如何ともすることが出来

公田の經營

公田買上法
の弊害

人民の困迫

なくなるだらうというてその辭職を許さなかつた。のみならず似道の請によつて經界推排法を諸路に施行して、土地の調査を試み課税の正確を圖り、無税の地なきを期したが、民力は益困しむに至つたといはれる。

要するに公田の經營は似道の豫期せるが如き成績をあげ得ることは出来なかつた。即ち盡く踰限の田を買上げて和糴を全く止むることも出来ず、従つて紙幣の濫造を控えることも思ふやうにならなかつた。故に宋末の財政は益窮乏に向つて進むより他なかつたのである。

其三 蒙古の大理交趾討伐及び南宋の征略

蒙古の方も一時君主の更立等の爲め、外國經略の銳鋒は多少鈍つた趣があつた。けれども憲宗が即位するに及び、やがてまたその氣勢を回復するやうになつた。これは憲宗の英邁であつたのみならず、その下に忽必烈（Cublai）や旭烈忽の如き人傑が揃うて居つたことも與つて力あつたであらう。彼の旭烈忽が西域遠征の任に當つた事實は前に述べた通りであるが、忽必烈は漠南を總統することになり、府を金蓮川（察哈爾省赤城縣附近）に開き、姚樞を聘用して帷幕に參せしめ、更に經略司を汴京に置き、兵を

憲宗の對宋
政策

憲宗の大理
征伐

分つて屯田し、徐に南方経略の基を建てた。これが宋の淳祐十一年(蒙古憲宗元年西曆一二五一年)である。かくて憲宗は漢地を分つて宗族を封じたが、忽必烈は關中・河南の地を領し四川を控制して、その地盤を固め、更に南方の大理・交趾を討伐して、然る後に宋に及ぶことになつた。

大理と宋と
の関係

(大理討伐) 大理は唐の時代に南詔と稱し又大禮とも號したが、五代石晉の時代に段氏の據る所となり、初めて大理と稱せられた。これは大禮の同音を寫したもので、單に文字の相違にすぎない。宋の神宗の時代に段氏の勢稍振うたが、宋との關係は極めて少く、神宗・徽宗の二代に使者が來朝して宋の官職を受けた位に過ぎなかつた。蒙古が征討を試みた時には、段智興が君臨して宰相の高祥兄弟が權を專にして居つたのである。宋の淳祐十二年(西曆一二五二年)に忽必烈は兀良合台(Ourlangadai)をして軍事を總督せしめ、西南夷蠻を伐たしむることになつた。翌年彼れ等は臨洮より山谷を經由して南下し、四川の西方を過ぎ金沙江を渡り、摩沙蠻會(今麗江縣唐宋時爲摩沙蠻地)を降し、更に使を大理へ遣はして招諭せしめたが、使者は皆殺されてしまつた。そこで蒙古軍は進んで大理城に迫り、大にその兵を破り、高祥を追撃してこれを殺し、またその王智

蒙古の大理
併合

蒙古の西南
諸蠻平定

興を虜にした。是に於て大理の五城、八府、四郡と蕃族五十七部は全く蒙古の併呑する所となつた。忽必烈は兵を分つて鄯闐烏爨(今之雲南地方)の諸部を下した後に、別に兀良合台をして西南諸蠻(後の雲南の白蠻烏爨等)を征定せしめ、更に交趾を招撫したが、應じなかつたので遂にこれを征伐することになつた。

(交趾侵入) 交趾は宋の初めに李氏が君臨して居り、常に使聘を宋へ通じ、又宋の封

冊(交趾郡王)を受けたこともあつた。然るに宋の淳熙二年(金大定十五年西曆一一七五年)に高宗(第七世)李龍

翰が立ち、同じき十二年に初めて宋より安南國王の封冊を受けた。けれども彼れは

盛に土木を興し、佚樂に耽つたので、人心は離反し、各地に内亂が起つた。時に陳李と

いふものが兵を起して内亂を平げたので、是れより後は陳氏が漸く擡頭するに至つ

た。惠宗(第八世)李昞の時に及び交趾の國勢は益衰へ、饑饉が頻りに到り、且占城や眞臘

の入寇も起つたが、陳氏の威權は愈盛になつた。かくて女主昭皇(第九世)佛金の時に及

び、陳李の孫陳曠に位を禪ることになつた。これが宋の寶慶元年(金正大二年蒙古太祖二

で、これより交趾は陳氏の時代となつたのである。陳曠即ち太宗は使を宋へ遣はし

安南國王の封冊を受けた。彼れは行政區劃(十二路)を改め、刑律諸格を制し、諸軍の配置

陳氏の專權

陳氏安南王
となる

蒙古軍の交趾侵入

を定め大比進士の制を設め(七年を以て、準となす)、國學院や講武堂等を立てて國政を革新し、又親ら占城を征して國威を揚げた。然るに宋の寶祐五年(蒙古憲宗七年、西曆一二五七年)に及び、蒙古の兀良合台は既に西南の諸蠻を平げ、進んで交趾へ侵入し來つたのである。太宗は親ら諸軍を率ゐてこれを拒いたが、敵することが出來ずして海島へ走つた。元使の來つて歳幣を索むるに及び、太宗は使者を遣はして三年一貢の約を定めた。元軍は時正に盛夏なるを以て、遂に退却を餘儀なくされたが、交趾の問題はこれで解決を告げた譯ではない。

元軍の退却

蒙古の南宋侵略開始

南宋征伐 蒙古は既に東は高麗を従へ南は大理を平げ交趾を服したので、宋を除く外は東亞の大陸に於て蒙古に抵抗するものはなくなつた。そこで更に全力を傾けて宋を侵すことになつたのは當然の徑路といはなければならぬ。初め憲宗は弟の阿里不哥を留めて蒙古の留守となし、別に自身は忽必烈と共に南下して宋の侵伐を試みたのである。同じき寶祐五年に憲宗は一軍を率ゐて隴州より大散關を過ぎ、翌年劍閣を経て今の四川省の諸州を下し、宋の開慶元年(蒙古憲宗九年、西曆一二五九年)に合州(四川省巴縣)を圍んだ。兀良合台は交趾より引き還して、今の廣西を経て湖南へ入り、潭州(湖南省長沙縣)

賈似道の、宋の諸軍を脅す

和賈似道の講

を圍んだ。忽必烈も河南より南下して淮水を渡り、大勝關(河南省羅山縣南)より湖北の黃陂(湖北省黃陂縣)に至り、大江を渡つて鄂州(湖北省武昌縣)を圍んだ。この蒙古の侵入に對して宋は防戦せんとし、賈似道を樞密使兩淮宣撫使となし、更に京湖南北四川宣撫大使となし、諸軍を督して蒙古軍に當らしむることになつた。當時緡錢七千七百萬、銀帛各一百六萬匹兩を出して犒師の費に供したといはれる。然るに憲宗は合州の攻圍中に崩去したので、その包圍は解かれたが、忽必烈の鄂州攻撃は益急を告げた。賈似道は黃州に至り、窺に使者を忽必烈の許へ遣はして和を請うたが聽かれなかつた。偶憲宗の死を探知するに及び、似道はまた使を遣はして重ねて講和の請求をなさしめた。その主要の條件は左の通りである。

- (一) 宋は蒙古へ對して臣と稱すること
- (二) 蒙古軍が若し引き上ぐれば、宋は長江以北の地を割讓すること
- (三) 宋は毎歲銀絹各二十萬を蒙古へ贈ること

時に蒙古に於て阿里不哥を立てて憲宗の後を嗣がしめんとする隱謀のあることが知られたので、忽必烈は遂に宋との協議の成立を待たず、鄂州の包圍を解いて引き上

忽必烈の即位

阿里不哥の降伏

元の國號の來歴

げるに至つた。忽必烈は退いて開平(秦哈爾省多倫縣西)に至り、蒙古の王族諸將の勸進を受け、遂に帝位に即いて中統と建元した。これが元の世祖皇帝である。時に阿里不哥も亦和林に於て自立し、世祖と相争ふことになつた。翌年(蒙古中統二年宋景定二年西曆一二六一年)に忽必烈は阿里不哥を征伐してこれを昔木土(錫默土)に破つた。阿里不哥は北方へ遁走したが至元元年(宋景定五年西曆一二六四年)に上都へ來つて世祖に降を乞ふに至つた。この年世祖は都を燕京に遷してこれを大都と稱した、即ち今の北京の地である。同じき八年(宋咸平二年西曆一〇七一年)に國號を大元と稱することになつた。從來支那歴代の國號は大抵創業の地名、或は封土の名稱を使用した、元に至つて初めて特種の美名を採用したのである。その事情は當時の詔書に見えて居る。

(參照) 國號を定むる詔書

誕膺景命、奄四海以宅尊、必有美名、紹百王而紀統、肇從隆古、匪獨我家、且唐之爲言蕩也、堯以之、而著稱、虞之爲言樂也、舜因之、而作號、馴至禹興、而湯造、互名夏、大以殷、中世降以還、事殊非古、雖乘時而有國、不以利而制稱、爲秦爲漢者、著從初起之地名、曰隋曰唐者、因

即所封之爵邑、是皆徇百姓見聞之狃習、要一時經制之權宜、槩以至公、不無少貶、我太祖聖武皇帝、握乾符而起朔土、以神武而膺帝圖、四震天聲、大恢土宇、輿圖之廣、歷古所無、頃者耆宿詣庭、奏草申請、謂既成於大業、宜早定於鴻名、在古制以當然、於朕心乎何有、可建國號、曰大元、蓋取易經乾元之義、茲大治流形于庶品、孰名資始之功、予一人底于萬邦、尤切體仁之要事、從因革、道協天人、於戲稱義而名、固匪爲之溢美、孚休惟永、尙不負於投艱、嘉興敷天、共隆大號、(元史卷七、世祖本紀)

賈似道の虚偽の上奏

初め宋の賈似道が蒙古との講和を企てたのは、勅許を受けない獨斷の處置であつた。故に彼れはその事實を隱蔽し、蒙古の退却を以て宋軍の勢を畏れた結果とし、中統元年(宋景定元年西曆一二六〇年)に虚偽の上奏をなして

諸路大捷、鄂圍始解、江漢肅清、宗社危而後安、實萬世無疆之休、(續資治通鑑卷百七十六)

というた。理宗は詔を賜はつて、その功績を賞し、且官爵を進めたのみならず、諸將士も亦官を進められたのである。蒙古の方では勿論これ等の實情を知らぬから、翰林學士郝經を國信使となし、宋へ遣はして交誼を修めしむることになつた。賈似道は郝經が來らばその虚偽の曝露せんことを恐れ、遂にこれを眞州(江蘇省儀徵縣)に拘留せしめ

賈似道、元使を留む

宋軍諸將の降服

た。又賈似道は地方の將帥を遇すること宜しきを得なかつたので、潼川安撫使劉整は瀘州(四川省瀘縣)を以て蒙古へ降り後蒙古へ入朝した。宋は呂文德(太尉兼京湖安撫使制置屯田使夔路策應使兼知鄂)をして四川宣撫使を兼ねしめて瀘州を回復するに至つた。時に蒙古の江淮大都督李璫は濟南を以て宋に歸降したので、宋はこれを齊郡王に封じた。然るに幾もなくして蒙古は李璫を攻めてこれを殺し、董文炳(燕南宣慰使)を山東經略使に任じた。かくの如き事情で兩國の講和は遂に成立するに至らなかつたのである。そこで翌年(中統二年)元の世祖は宋を伐つ詔を下してその理由を國內に宣布した。この詔に

講和の不成

朕は即位の後、深く戢兵を以て念となし、前年使者を宋に派遣して以て和好を通せんとした。然るに宋は遠圖を務めず、我が小隙を伺ひ反つて釁を啓き、東剽西掠嘗て寧日なき有様である。朕の今春還宮するや、諸大臣は皆舉兵南征を請うたが、朕は兩國民の爲めを思ひ、使者の還り來るを待ち、宋が心を悛めて和議を講ずることを庶幾して居たのである。然るに使者は留めらるること既に半歲にして猶未だ還らず、往來の禮違かに絶たれ侵擾は已む時がない。宋は嘗て禮儀の國として自ら任じて居つたのに、この態度は全く意外千萬である。曲直の分は灼然として明

度宗の即位

であらう。今、使者王世貞を遣はし往いて卿等を諭さしめるが、當に爾の士卒を整へ戈矛を礪き弓矢を矯め諸將と會約せよ。秋高く馬肥ゆれば、水陸道を分ちて進み以て問罪の舉に出でん。卿等は當に朕が心を宣べてよく將士に諭し、各自大いに勉めて朕が命を替ることなかれ。(元史卷四世祖本紀四)

元軍の襄陽略取の計畫

というて居る。これ宋の不法行爲が如何に蒙古に有利なる口實を與へたかが分るであらう。至元二年(宋咸淳元年西曆一二六五年)に宋の理宗が崩じて度宗が位に即いた。この度宗の即位には當時右丞相たりし賈似道が與つて力あつた所から、彼れは大に優遇せられ(加太師、封魏國公、爲平章軍國重事、三日一朝、治事都堂)益專横を極めるやうになつた。けれども宋の國勢は愈振はなかつたのである。元の世祖は既に大都へ遷つて南征の計畫を進めたが、劉整は宋の襄陽を取る策を獻じた。襄陽は南北朝時代から要害の城市として稱せられ、南方が北方を經略するについても、又北方が南方を征服するについても、共に必要な地點であつた。故に蒙古が襄陽を得れば、漢水の上流を扼して長江の流域へ進出し、宋の死命を制することも出来る。そこで世祖は劉整と阿朮とに命じて襄陽の攻略を圖らしめたのである。

襄陽と樊城

襄陽の攻防

(襄陽の攻略と元軍の南下) この襄陽は西方より東流し來つた漢水の更に轉じて南流する處の南岸に位し、西南に峴山等の小山があるだけで、附近一帶は平坦なる郊野である。その北岸には樊城があつて水を隔てて相對し、襄陽と共に重要な地位を占めて居る。故に北方より襄陽を經略せんとすれば、先づ樊城を取らなければならぬ。元の大軍は漢水の上流より來つて襄陽及び樊城の攻圍を開始した。これが至元五年(宋咸淳四年西曆一二六八年)である。當時襄陽の守將は呂文德で文德の死後は呂文煥がこれに代つた。この攻守については襄陽守城錄(宋人)に委しく書いてある通り、元軍は盛に火炮を以て攻撃したが、宋軍も善く戦ひよく守つた。宋の諸將(夏貴、范文、虎、李、庭、芝)は前後屢兵を出して襄陽及び樊城を援はんと試みたが何時も功を奏せず、城中との連絡を通ずることは出来なかつた。かくて宋軍は數年の間の籠城に頗苦しんだが猶降らなかつた。然るに至元十年(宋咸淳九年西曆一二七三年)に及び先づ樊城が陥つた。樊城が陥つた以上、襄陽を守るは頗難いので、呂文煥は遂に城を開いて元へ降つた。元は阿里海牙(Alhaiya)を荆湖等路樞密院事となして襄陽を鎮せしめた。この襄陽の開城は兩國の形勢に重大なる影響を與へた。即ち元の大軍は漢水を利用して長江の流域

樊城の陥落

呂文煥の降

へ進出する便宜を得たのである。當時元の諸將の言議はこの消息を窺ふことが出来ると思ふ。

(參照)阿里海牙言、襄陽自古用武之地、漢水上流已爲我有、順流長驅、宋必可平。(元史卷八)阿朮又言、臣略地江淮、備見宋兵弱於往昔、今不取之、時不能再、帝趣召史天澤、同議、天澤對曰、此國大事、可命重臣一人如安童、伯顏、都督諸軍、則四海混一、可計日而待矣、臣老矣、如副將者、猶足爲之、帝曰、伯顏可以任吾此事矣、阿朮、阿里海牙因言、我師南征、必分爲三、舊軍不足、非益十萬不可、詔中書省簽軍十萬人。(同上)

かくて至元十一年(宋咸淳十年西曆一二七四年)に世祖は宋に對して問罪の師を出すことになり、詔を下して左の如く宣言した。即ち

太祖皇帝以來、我れと宋との間に使節の交通は絶えなかつた。憲宗の世に朕は藩職に在つたが、命を奉じて南伐するや、彼の賈似道また使者を遣はして我が方に詣らしめ、兵を罷め、民を息はしめんことを請うた。朕は即位の後、この言を追憶し、郝經等に命じ書を奉じて往き聘せしめた。これは生靈の爲めに計つたことである。然るに宋は郝經を執へ軍隊を出し、連年死傷者が續出し、係累者相屬するに至つた。

元軍問罪の師を出す

これ皆宋が自ら其の民を禍するのである。襄陽既に降つてより、宋の禍を悔ひ圖を改むるを冀ひしに、尙執迷にして改心しない。これ問罪の師を起さざるを得ない所以である。今汝等を遣はし水陸並び進み、遠近に布告して咸くこれを知らしめん。無辜の民は初めより關係がないから、將士も妄りにこれを殺戮してはならぬ。若し彼れ等によく順逆の理を辨へて別に奇功を立てるものあらば、その等第を驗して行賞せよ。若し固く拒んで従はず或は逆に敵するものは直ちに俘戮して差支ない、(元史卷八、世祖本紀)

といひ、伯顔(Bayan)を荆湖行省左丞相となし南方の經略に當らしめることになつた。その年の九月に伯顔は大軍を分つて三道となし、自らは阿朮と共に襄陽より南下し、呂文煥は舟師を率ゐて前鋒となつた。又、劉整は博囉干(Polohan)と共に淮西より揚州へ向つた。かくて元軍は各地を下したが、十二月に伯顔は漢陽を圍み、遂に長江を渡つて鄂州(武昌)を下した。これより先き宋は度宗が崩じて恭帝(太子昀)立ち、謝太后が政を攬り、賈似道をして諸路の軍馬を都督せしめ、元軍の防禦に當ることになつた。元軍は勢に乗じて長江を東下し、その翌年には黃州、蘄州を下して遂に安慶に入つた。

元軍の南下

宋軍の防禦

元軍の建康侵入

(范文虎以三安慶降元) 賈似道は師を出して蕪湖に至り、使を遣はして和を請はしめたが聽かれなかつた。元軍は沿道の諸城を下し、宋軍を丁家洲(安徽省銅陵縣東北)に破つて賈似道を走らせ、盡く江上の各地(鎮江、寧國、太平、和州、無為、軍)を略し、遂に建康へ入つた。阿里海牙は別に岳州を下し、江陵を侵し、荆南の州郡を破り、遂に湖南に入り、潭州(長沙)を圍んだ。阿朮は更に東方を經略し、揚州を攻めたが下すことが出来なかつた。

賈似道の罷免

宋軍の請和

臨安の開城と南宋の滅亡 宋は賈似道の官職を罷め、その施設を改廢し、更に陳宜中、王燾を左右丞相兼樞密使となし、諸路の軍馬を都督せしむることになつた。是れよりさきに詔を下して勤王の師を徵したが、これに應ずるもの少く、唯張世傑及び文天祥等が今の江西地方から兵を率ゐて入衛したに過ぎない。元軍は既に建康を下して常州に入り、獨松關(餘杭縣西北、獨松嶺上、在江浙二省の要隘たり)を經て水陸の兩道より臨安へ向つて進んで來た。時に留夢炎は王燾に代つて左丞相となつたが、間もなく遁れ去り、陳宜中が獨國難に當つたけれども、一策をも立つる能はず、使者を元軍へ遣はして講和を請うた。伯顔はこれに告げて、

主上即位の初め、國書を奉じて好を修めたるに、汝の國は我が行人を執へること十

一年に及んだ。これ師を興して罪を問ふ所以である。(略中)若し我が軍が進まなければ、まさに錢王(吳越王)の納土に倣はんとするか、或はまた李主(南唐國)の出降の如くするか。爾の國は昔天下を小兒の手より得たが、今亦これを小兒の手より失はんとして居る。蓋これは天道であらう。(元史卷百二)

というた。至元十三年(宋德祐二年西曆一二七六年)に宋は再三使者を遣はして或は姪と稱して幣を納れんことを求め、或は臣と稱して尊號を上り、毎歲銀絹二十五萬兩匹を買して境土を存せんことを求めたが容れられなかつた。時に宋朝の大臣の遁れ去るもの多く、諸要關皆敗れ遷都の議もあつたが行はれなかつた。かくて宋の恭帝は傳國璽及び降表を上つて元へ降服することになつた。

(參照) 宋の降表

大宋國主曩謹百拜奉表于大元仁明神武皇帝陛下(略中)臣眇焉幼冲遭家多難權奸似道背盟誤國臣不及知至于與師問罪宗社阽危生靈可念臣與太皇日夜憂懼非不欲遷シテ辟以求兩全實以百萬生民之命寄臣之身今天命有歸臣將焉往惟是世傳之鎮寶不敢愛惜謹奉太皇命戒痛自貶損削帝號以兩浙福建江東西湖南北二廣四川見在州郡謹

宋主の降服

悉奉上聖朝爲宗社生靈祈哀請命欲望聖慈垂哀祖母太后耄且臥病數歲臣等シテ在疚情有足矜不忍臣祖宗三百年宗社遽至殞絕曲賜裁處特與保全大元皇帝再生之德則趙氏子孫世世有賴不敢弭忘臣無任感天望聖激切屏營之至(元史卷九)

元軍は臨安に入り府庫を封じ圖籍符印を收め、その三月に伯顔は恭帝及び太后皇族等を率ゐて引き上げ、これを大都へ送つた。この時を以て宋は殆滅びたものと認めて差支ないが、その遺族遺臣は尙暫く閩廣の地方に據つて殘喘を保つて居つたのである。

度宗の二子益王昱、廣王昀は温州(浙江省永嘉縣)へ走り更に福州に赴いたが、陳宜中等は益王を擁立して府を福州に開き回復を圖らんとした。これを端宗といふ。當時宋の版圖は益縮小せられ、江淮の間に據つて居つた夏貴は淮西を以て元へ降り、李庭芝は秦州を守つて居つたが戦に破れて捉へられ、最早江北には宋の領土と稱すべき地がなくなつた。西方にては江西湖南が猶宋へ屬して居つたが、その後阿里海牙は潭州(湖南省長沙縣)を下し李恒は江西の地を平定するに至つた。故に餘す所は福州より廣州の方面即ち閩廣の地方に過ぎなかつたが、元軍は江西より更に福建へ進み福州を攻撃

宋室の餘喘

蒲壽庚の歸服

することになつた。そこで陳宜中張世傑等は端宗を奉じ船に乗じて潮州へ走らんとし、途にて泉州へ碇泊した。時に泉州の招撫使蒲壽庚は通商の利を專にすること三十年であつたが、宋に背いて元へ降つたので、宜中等はまた端宗を奉じて惠州へ走り、又潮州の淺灣(南澳山附近)へ移つた。その後宜中は占城へ赴いて遂に還らなかつた。端宗は井澳(廣東省香山縣南海中)へ移り、至元十五年(宋景炎三年西曆一二七八年)に占城へ赴かんとして果さず、碭洲(廣東省吳川縣南にあり、海中に屹立す)に駐在中に崩去した(十一時)。時に宋の群臣は皆散じ去らんとしたが、陸秀夫は

度宗皇帝一子尙在將焉置之古人有以一旅一成一中興者今百官有司皆具士卒數萬天若未欲絕宋豈不可爲國邪(宋史卷四百五十一陸秀夫傳)

と主張し、衆と共に衛王昺を擁立して主となし、自ら左丞相となつてその六月に崖山(廣東省新會縣南海中)へ移つたのである。

これより先き張世傑は泉州を攻めて利あらず、文天祥等は江西諸州の回復を圖つて成らず、天祥は海豐の五坡嶺(廣東省海豐縣北)にて執へられた。元軍は既に今の江西、廣西諸省を平定したのみならず、福建、廣東の諸省を併略した爲めに、宋の君臣は大陸に據

宋室の末路

宋室の滅亡

る處なく、僅に若干の船舶に身を托して崖山の海上に漂泊するのみであつた。翌年(元至元十六年西曆一二七九年)正月に元の將張弘範は海路より李恒は陸路より崖山へ迫り來つた。

二月に張世傑は拒ぎ戦つたけれども勝たず、陸秀夫は帝昺を負つて共に身を海中に投じ、後宮諸臣の從死したるもの無數であつたといはれる。かくて宋は十八世、三百二十年にして亡びたのである。世傑は占城に赴いて別に爲す所あらんとしたが、途中颶風に遇うて溺死した。文天祥は捕虜として大都に送られ降服を勧められたが屈せず、土窟に幽囚せられること三年、遂に菜市にて斬に處せられた。その獄中にて作つた正氣歌は人口に膾炙し、後世の忠臣義士の精神を鼓舞したことが少くない。

宋の末路に方りその臣下が敵國へ降つて官職を受け、逆に本國へ抗敵したものであることは歴朝の末路と何等異なる所はない。但、幾多の氣節を重んじ忠義を尙んだものの現はれたのは、外民族に對抗した爲めと思はれるが、更に宋代義理の學風の精神的影響を蒙つた點も少くない。けれども當時の智識階級が一般には文弱無能であつたことを嘲罵せるものもあつた。樂雷發の作つた烏烏歌の如きは即ち是れであらう。

文天祥の處刑

(參考) 蒲壽庚の事蹟

唐宋時代に於て大食と支那との往復には普通二ケ年を要したに拘はらず、當時支那の南海には多數の大食人が居留して貿易に従事して居つた。蒲壽庚(一作蒲)もその中の一人で、南宋末期に三十年の永きに亘り、泉州の提舉市舶を務め、巨額の財産と勢力とを有し、宋元鼎革の際には可成りに重要な關係があつた。けれども宋史にも元史にもその傳を載せて居らず、彼れの事蹟は明でなかつたが、故桑原博士の研究によつてその全貌が世に紹介せられた。今次にその大要を記す。

彼れは姓を蒲と稱するが、蒲はアラビヤ人の名稱に普通な Abu (Abou) の音を表はしたものであらうといはれ、その祖先は廣州に居つて諸蠻の互市を統べ、兩廣第一の富豪であつた。然るに家運が傾き、父蒲開宗の時から泉州に移住して來たのである。處が理宗の淳祐年間、泉州に海賊が襲來した時に、壽庚は兄の壽宥と協力し、支那官憲を助けてこれを撃退し、功によつて遂に泉州の提舉市舶となつた。提舉市舶は蕃商即ち外國貿易商人との交渉に當るから種々役徳が多く、蒲壽庚もこれによつて巨富を致し、宋末には福建安撫沿海都制置使に昇り、提舉市舶を兼ねて

居つた。元軍の方でも東南の平定には蒲氏の助力を必要としたので、これより先き至元十三年(西曆一三二六年)に元の伯顔は蒲氏兄弟に投降を勧めた。當時彼れは既に二心を抱いて居つたものと思はれる。同年二月に臨安開城の後、宋では彼れを福建廣東招撫使に進め、兼ねてこの方面の海舶を統領せしめた。やがて端宗は海路より泉州に移つて蒲壽庚兄弟の後援を期待したが、彼れは動かかなかつた。特に宋軍は蒲壽庚所屬の船舶資産を強制的に徵發したので、彼れは大いに怒つて、その年の十二月に元に降り、宋に對して敵對行動をとつた。故に元軍は多數の海舶を得て宋軍を逐ひ、宋軍は福建を去つて廣東に移らなければならなくなつた。至元十四年(西曆一三二七年)に宋軍は元軍の不在に乗じ、泉州の蒲壽庚を攻めた。時に蒲壽庚は泉州在住の宋の一族を壓殺し固守して降らず、元軍の來り援くるに及び、宋軍は退却したのである。元の東南平定には彼れの力が與つて力あつたが、彼れは又南海諸國と元との通商にも盡力した。故に屢高官を授けられたが、後福建行省の中書左丞に登用せられた。爾來八十餘年、元の滅亡に至るまで蒲氏の一族は世間から嫌忌されつつも、福建地方に大なる勢力を振うた。元が滅び明が興るに及び、太祖

烏鳥歌

は彼れ等一族に對して仕官を禁じ返報手段を執つたので、その勢力は次第に衰微し、遂に世間から忘れられるに至つたのである（桑原博士著「蒲」）。

樂雷發の烏鳥歌（樂雷發は湖南寧遠の人で、宋の理宗の時召試を受）

莫讀書莫讀書惠施五車今何如請君爲我焚却離騷賦我亦爲君擊碎太極圖
喝來相就飲斗酒聽我仰天歌烏鳥深衣大帶講唐虞不如長纓繫單于
吮毫搦管賦子虛不如快鞭躍的盧君不見前年賊兵破巴渝
今年賊兵屠成都風塵涇洞兮豺虎塞途殺人如麻兮流血成湖
眉山書院嘶哨馬浣花草堂巢妖狐何人鞭中行何人縛單于何人丸泥封函谷
何人三箭定天山大冠如箕兮高劍支頤朝談回軻兮夕講濊伊綬若若兮
印累累九州博大夫兮君今何之有金須碎作僕姑有鐵須鑄作蒺藜
我當贈君以湛露青萍之劍君亦當報我以太乙白雀之旗好殺賊奴取金印
何以區區章句爲死諸葛兮能走仲達非孔子兮孰卻萊夷噫歌烏鳥兮使我心不怡
莫讀書成書癡（この烏鳥歌は故乃木將軍の愛語）

第三章 元の外征及び内治

第一節 元の國外經略

元の世祖は既に高麗を服し、又宋を滅ぼしたけれども、猶これを以て足れりとせず、更に日本に入寇したのみならず、緬國、占城、安南、爪哇等にも遠征の師を出したのである。これ等は蒙古從來の四方經略事業の繼續に過ぎないが、今章を改めてこれを述べることにしよう。

其一 日本と宋及び高麗蒙古との關係 元寇の擊攘

（日本と宋及び高麗との關係） 元と日本との關係を述べんには、先づ溯つて日本と宋及び高麗との關係を述べなければならぬ。唐の末代に日本の遣唐使や留學生の派遣が中止せられて以來、日本と大陸との國際的關係は頗疎遠になつて來た。然るに宋の時代に及び、その商船の日本へ來航せるもの少なからず、また日本の僧侶や商人などの彼の地へ渡航するものもあつた。特に記すべきは宋の太宗の時代（日本永

日・宋の關係

僧裔然の入
宋

宋雍熙元年西曆九八四年に日本から僧裔然等の入宋せることである。裔然は日本の今王年代記の類を持参して彼れ等に贈つたので、我が歴代天皇の名稱(六十四代に及ぶ)も傳へられ、萬世一系の尊さが認められ、宋の太宗をして感嘆せしめた上に、五畿七道の國名なども知らるゝに至つた。その後北宋の時代に入宋の僧侶としては景德元年日本寛弘元年西曆一〇〇四年に寂照、熙寧五年日本延久四年西曆一〇七二年に誠尋、元豐元年日本永曆二年西曆一〇七八年に仲回(德化懷)等の名が見え、南宋の嘉定年間自西曆一二〇八年至同一年には定心の名が傳へられて居る。當時の航路は大體九州の方面から浙閩の地方へ向つたもので、明州即ち後の寧波が彼我往來の要衝であつたやうである。

裔然持参の
物品

裔然が宋へ持参した品物は經函や念珠等の外に螺鈿や金銀蒔繪の器物が多く、更に鐵刀、扇子、鹿毛筆、松烟墨や日本畫の屏風の類もあつた。これ等は彼の地で最珍重され賞玩されたものであらう。且、裔然は鄭注の孝經(卷一)越王(唐太宗の子貞)の孝經新義(卷十五)の外に藤原佐理の手書二卷を持参した。この孝經の註は支那に於て已に希觀の書であつたのであらう。佐理の手書は日本の名家の筆蹟が彼の地の名家に譲らざるを示さんが爲めであらう。特に日本刀は彼の地に於て相當に珍重せられたものと

見え、一代の文豪たる彼の歐陽修は日本刀歌を作つてその寶刀の來歴を述べた外に、日本の國土風俗技術の優秀を賞賛して居る。他日蒙古襲來の折には、その日本刀の銳利さが一層發揮されたと思ふ。

(参考) 日本刀歌

昆夷道遠不復通、世傳切玉誰能窮、寶刀近出日本國、越買得之滄海東、魚皮裝貼香木鞘、黃白間雜鏤與銅、百金傳入好事手、佩服可以禮妖凶、傳聞其國居大島、土壤沃饒風俗好、其先徐福詐秦民、採藥淹留艸童老、百工五種與之居、至今器玩皆精巧、前朝貢獻屢往來、士人往往工詞藻、徐福行時書未焚、逸書百篇今尙存、令嚴不許傳中國、舉世無人識古文、先王大典藏夷貊、蒼波浩蕩無通津、令人感激坐流涕、鑄鑿短刀何足云、(歐陽文忠公全集卷五十四)

日本と高麗との間には國際的關係の徴すべきものは少ないが、對島、壹岐及び九州方面との交通は存在し、私人的往來の行はれたことは疑ない。然るに高麗の末世になると、所謂倭寇と稱すべきものが漸く現はれて來た。即ち高麗史に據れば高宗の十年(日本貞應二年、宋嘉定十年、西曆一二二七年)五月に倭寇金州とあるのが始まりで、爾後數年の間に高麗南邊の沿岸地方に冠した事實が見えて居る。

日本刀歌

高麗の倭寇

(參考) 高宗十二年夏四月、倭船二艘寇慶尙道沿海州縣、發兵悉擒之。(高麗史) 卷廿二)

同十三年春正月、(略中) 倭寇慶尙道沿海州縣、巨濟縣令陳龍甲、以舟師戰于沙島、斬二級、賊夜遁、六月倭寇金州、(上同)

同十四年夏四月、(略中) 倭寇金州、防護別監盧且發、兵捕賊船二艘、斬三十餘級、且獻所獲兵仗、三月庚戌、倭寇熊神縣、別將鄭金億等潛伏山間、突出斬七級、賊遁、(略中) 日本國寄書謝賊船寇邊之罪、仍請修交互市、(略中) 是歲遣及第朴寅、聘日本、時倭賊侵掠州縣、國家患之、遣寅齎牒諭以歷世和好、不宜來侵、日本推檢賊倭、誅之、侵掠稍息、(上同)

そこで高麗より使を日本へ遣はしてその取締を求めたが、その後三十餘年間は倭寇の記事は見えて居らぬ。然るに元宗の四年(日本弘長三年、宋景定四年、西暦一二六三年)になつて金州管内の熊神縣勿島に寇し、諸州縣の貢船を掠め穀布を奪つた事實が見えて居る。高麗では使者を日本へ遣はし、左の牒文を贈つて海賊を禁せんことを請うた。

自兩國交通以來、歲常進奉一度、船不過一隻、設有他船、枉憑他事、濫擾我沿海村里、嚴加懲禁、以爲定約、越今年二月二十二日、貴國船一隻、無故來入我境內、熊神縣界勿島、略其島所、泊我國貢船、所載多數穀米并一百二十石、紬布并四十三匹、將去又入椽島、居民衣

高麗の遣使
贈牒

食資生之具、盡奪而去、於元定交通之意、甚大乖反、今遣洪沔等、齎牒以送、詳公牒、并聽口陳、窮推上項、奪攘人等、盡皆懲沮、以固兩國和親之義。(高麗史) 卷廿五)

この使者の歸り來つて報告せる所に據れば、窮推の結果、海賊は對馬島倭であるといふことが知られ、且當時掠奪せられた補償として米二十石、馬麥三十石、牛皮七十領を徴した。けれども全くこれを禁止することは出來ず、その翌々年の七月にまた高麗南道沿海の州郡に入寇したので、將軍安洪敏等に命じ三別抄軍を率ゐてこれを禦がしめた。即ち高麗の沿岸に既に倭寇の出沒せる事實が知られるであらう。然らば南宋の沿岸地方にもこれ等の事實はなかつたであらうか。

宋史には倭寇の事實は見えて居らぬ、けれども理宗の寶祐六年(西暦一一二)八月に詔して倭船入界の禁を申嚴したことが見えて居るから、倭船に對する警戒の存在したことが知られる。知慶元府兼沿海制置使であつた吳潛の上疏の中に、宋の南渡以後は西北方面との聲教の接觸は稀になつたが、東南方面に於ては猶高麗、日本と通商の繼續せることを敘し、

自來倭人間有失舟者、財本陷沒、續食無計、雖寄口腹于牙人家、率爲牙人多算火帳、其

宋の倭船入
界禁止

吳淞の上流と倭船問題

失^ッ舟^ッ之^レ倭^ニ、則^チ假^シ貸^シ于^テ不^レ失^ハ舟^ッ之^レ倭^ニ以^テ償^フ之^ヲ、未^レ免^シ重^ク困^ル、又^チ有^リ高麗境内船隻、忽^シ遭^ヒ惡^ク風^ニ、時^ニ至^リ台^ニ、温^ニ福建^ニ、慶^ニ元^ニ界^ニ分^ル、萬里流落、尤^ニ爲^リ可^ク念^ム、(許國公奏、議卷四) といつて居る。これを見れば浙江福建の沿岸に高麗や日本の船舶の來航せるものあつたことが知られる。而して更に

(略前) 當年遂擒捕^レ到^リ積年大鯨海寇數百人、趕^シ逐^シ倭船^ヲ、出境^シ、捕獲^ス銅錢^ニ二萬餘貫^ヲ、實得^ル全軍在^リ秦^ノ力^ニ、(略下)(略上)

宋錢の輸入

(略前) 今定海水軍、雖^レ得^ル控扼^ス之地^ヲ、然^ラ於^テ防^シ制^ス倭^ヲ、則^チ有^リ餘^リ、而^シ于^テ遮^ル護^ス京^師、則^チ不^レ足^ク、(略下)(略上) といつて居る。その捕獲銅錢二萬餘貫とあるを見れば、倭船の宋より齎し還る物資の中には、錢貨即ち銅錢の多かつたことが知られ、而してこれが日本の國內に於て通用せられたので、宋錢の多數が日本に存在したのも偶然でない。蒙古が既に大陸の各地を征略し、宋や高麗をもその傘下に歸服せしむるに方つて、この海上の孤島日本を等閑に付することは出来ないであらう。

(元使の來朝と通好の拒絶) 蒙古即ち元が日本經略をなさんとしたのは世祖の至元二年(日本文永二年宋咸淳二年西曆一二六五年)に始まる。即ち高麗の趙彝(朝鮮咸安の人で元に入り能く諸國の語を解したといはれる)が世祖

蒙古の日本通好希望

高麗の使蒙古の國書を持参す

に日本に通すべきことを勧誘したことがある。そこで世祖はその翌年に兵部侍郎黒的(或は赫德に作る)と禮部侍郎殷弘とを日本へ遣はすことになり、高麗に嚮導を命じた。その詔書の中に風濤の險阻を以て辭とする勿れ、未だ曾て好を通せざるを以て解とする勿れといつて居るのを見れば、如何に熱心に日本に通せんとしたかが窺はれるであらう。然るに日本へ向つて出發した蒙古の使者と高麗の嚮導者とは、耽羅から引き還し、高麗からは更に使を蒙古へ遣はして、日本へ通することの頗困難なる由を陳情に及んだ。時に世祖はこれを聽き入れず、同じき四年(日本文永四年宋咸淳三年西曆一二六七年)に再使を高麗へ遣はして通使の嚮導を嚴命した。そこで高麗では禮部侍郎の潘阜を日本へ遣はしたが、蒙古の使と共に來なかつた。その翌五年(日本文永五年宋咸淳四年西曆一二六八年)潘阜は九州の太宰府へ着し、蒙古の國書と高麗の牒文とを提出した。この國書及び牒文は今猶その寫しが、奈良の東大寺尊勝院に遺つて居る。即ち

上天眷命

大蒙古國皇帝奉^ル書^ヲ

日本國王^ニ、朕^ニ惟^ニ自^レ古^ニ小國^ノ之^レ君^ト

蒙古の國書

境土相接、尙務講信修睦、況我祖宗受天、明命、奄有區夏、遐方異域、畏威懷德、者不可悉數、朕即位之初、以高麗無辜之民、久瘁鋒鏑、即令罷兵、還其疆域、反其旄倪、高麗君臣、感載來朝、義雖君臣、而歡若父子、計王之君臣、亦已知之、高麗朕之東藩也、日本密邇高麗、開國以來、亦時通中國、至於朕躬、而無一乘之使、以通和好、尙恐王國知之未審、故特遣使持書、布告朕志、冀自今以往、通問結好、以相親睦、且聖人以四海爲

家、不相通好、豈一家之理哉、至

用兵、夫孰所好、

王其圖之、不宣、

といふのである。この國書は至元三年八月の日附であり、高麗の牒文は至元三年九月の日附であるから、その日本へ到達するまでに可成りの日子を費して居ることが分る。而してこの國書は他の諸國へ贈つたものに較べると、比較的懇懃の點が認められる。けれどもこれを容れる時は、次に他の要求の來る可きことは疑ない。日本ではかかる事情を果して察知せられたか否かは分らないが、兎に角重大事件として太宰府から直にこれを鎌倉の幕府へ報告し、鎌倉の幕府からは更に京都の朝廷へ上申に及んだ。當時これに就いて種種の評議もあつたが、別に返答を與へず兎も角軍備を整へることになつたのである。潘阜は太宰府に五箇月も留まつて居つたが、遂に要領を得ずして歸國した。而して更に高麗王元宗の命を受けて、その事情を蒙古の政府へ報告に及んだのである。蒙古は出師の準備を命ずると同時に、再黑的と殷弘とを高麗へ遣はし、潘阜を案内としてまた日本へ赴かしむることになつた。その

歴使の歸國
再遣の使者

鎌倉幕府の
對策

時蒙古から高麗の元宗へ與へた詔に
 向_ニ委_{シテ}卿_ヲ導_{シテ}去_リ使_ヲ送_リ至_ル日本_ニ卿_乃飾_リ辭_ヲ以_テ爲_シ風_浪險_阻不_可輕_シ涉_ス中_道乃_還其_言若_是今_潘
 阜_等何_由得_テ達_ス可_羞可_畏之_事卿_已爲_之復_何言_哉今_來奏_有潘_阜至_リ日本_逼而_送還_之語_此
 此_亦安_足取_信今_復黑_的殷_弘等_充使_以往_期於_必達_卿當_令重_臣導_達毋_致如_前稽_阻（高
 史卷二）
 十六

蒙古の使對
馬より引還す

蒙古趙良弼
派遣す

蒙古第二の
國書

とあるを見れば、その決意の程が窺はれると思ふ。かくて彼れ等は對島に達したが島人と衝突し二人（彌四郎）を虜にして去り、これを蒙古の朝廷へ送つた。世祖はその捕虜を優遇したのみならず日本へ送還せんとし、至元七年（日本文永七年宋咸淳六年西曆一二七〇年）に祕書監趙良弼を國信使として日本へ遣はすことになつた。良弼は大都を出發し翌年正月に高麗へ達し、九月十九日に筑前今津へ着した。而して京都に赴いて自ら國書を奉呈せんと申込んだが容れられなかつた。そこで副本を提出して返答を求むることになつた。これが蒙古の第二の國書である。

蓋_聞王者_無外_{高麗}與_朕既_爲一_家王_國實_爲隣_境故_嘗馳_使修_好爲_疆場_之吏_抑而_弗
 通_所獲_二人_勅有_司慰_撫俾_齋牒_以還_遂復_寂無_所聞_繼欲_通問_屬高_麗權_臣林_衍構_亂坐

是_弗果_豈王_亦因_此輟_不遣_使或_已遣_而中_路梗_塞皆_不可_知不_然日本_素稱_知禮_之國_王
 之_君臣_寧肯_漫爲_弗思_之事_乎近_已滅_林衍_復舊_王位_安集_其民_特命_少中_大夫_秘書_監趙
 良_弼充_國信_使持_書以_往如_即發_使與_之偕_來親_仁善_鄰國_之美_事其_或猶_豫以_至用_兵夫
 誰_所樂_爲也_王其_圖之_也（元史卷二百）
 ○八日本傳

この國書も比較的婉曲ではあるが、末段には猶幾分の威嚇的意味を寓してゐる。然るにこの國書の副本は日本の政府へ申達せられたに拘はらず、何等の答書を得ることとは出来なかつた。この年蒙古は國號を大元と稱したが、翌年（日本文永九年元至元九年西曆一二七二年）正月に趙良弼は日本を去つて高麗に至り、部下をして日本人彌四郎等十二人を率ゐて元の大都へ赴かしめ、日本の使者と稱し高麗の元宗からは賀表を上つてこれを證明して居る。これは趙良弼が使命を果すことが出来なかつた爲めに、罪を得んことを恐れて行つた欺瞞の行爲であらう。けれども彌四郎等の行動が日本の使者として不似合であることが疑はれたものと見え、彼れ等は遂に送り還されてしまつた。翌十年（日本文永十年宋咸淳九年西曆一二七三年）に趙良弼はまた太宰府へ來たが、やはり使命を果す能はずして還つた。當時兩國の間にては何時戦端が開かれるやも測られないの

日本答書を
與へず

趙良弼の策
動

趙良弼の再
來、また使
命を果さず

良弼日本の
國狀を偽奏
す

で互に軍備を怠らなかつたのである。良弼は世祖の間に答へて
臣居日本歳餘觀其民俗狼勇嗜殺不知有父子之親上下之禮其地多山水無耕桑之利
得其人不可役得其地不可富況舟師渡海海風無期禍害莫測是謂以有用之民力填無
窮之巨壑也臣謂勿擊便(元史卷百五十
九趙良弼傳)
といひ全く實際と相違の事柄を矯飾しその遠征を止めんとしたが行はれなかつた
のである。

〔元の初度の入寇〕 初め元の日本へ使を通ずるや一面に威嚇の考もあつたものと

元軍高麗に
出師の準備
を命ず

見え至元五年(日本文永五年宋咸淳四年西曆一二六八年)から既に出師の計畫をなしその手始めとして高麗
に製艦徵軍を命じた。すると間もなく高麗から兵一萬船千隻の準備の出来たこと
を具申して來た。そこで元からは使者を遣はしてこれが檢閲をなさしめ又里山島
(全羅道の西南珍島の西にあり)の水路を視察せしめ耽羅(濟州島)に命じて船百隻を造らしめたことがあ
る。翌年(日本文永六年宋咸淳五年西曆一二六九年)に元では高麗に屯田經略使を置くことになり黃海道
方面十箇所に五百宛の屯田軍を配置した。然るにこの屯田軍は頗亂暴を働いた爲
めに高麗では大に苦しみその廢止を請願したが聽かれなかつた。のみならず元は

その兵を全州に配置し又耽羅に屯戍を設け更に都監を置いて造船や兵站の事務を
監督せしむることになつた。

高麗忠烈王
の即位

この頃大陸方面では宋と元との交戦が續いたが時恰も襄陽が落城し元兵は宋の
國都臨安へ向つて進撃するやうになつたので至元十一年(日本文永十一年宋咸淳十年西曆一二七四年)に至
り愈日本攻撃の計畫を進め總管洪茶丘を高麗へ遣はし船三百艘を造らしめ一萬五
千の兵を送つた。然るに高麗にては元宗が歿したので一時出征は延期されたが間
もなく元宗の太子が元から歸つて位に即いた。これが忠烈王である。かくて再そ
の計畫の歩を進め同年の十月三日に元と高麗との連合軍は合浦(慶尙南道)を出發した。
元軍は一萬五千で洪茶丘がこれを率ゐ高麗軍は八千人で都元帥金方慶がこれを率
ゐ九百艘の船に分乗して日本に向ひ先づ對馬を侵し次いで壹岐へ寇した。對馬の
宗資國及び壹岐の少貳景隆はこれを防いだが衆寡敵せず遂に戦歿した。兩國の連
合軍は更に進んで筑前の博多へ寇したが折しも大風雨にて軍船多く覆没し士卒の
溺死せるもの一萬三千五百人と稱せられる。そこで彼れ等遠征軍は一時引き上げ
ることになつた。けれども元の方では此の出兵を以て十分日本を威嚇するに足れ

元・高麗の
連合軍對馬
壹岐・筑前
へ寇す

元使杜世忠等の派遣

北條時宗元使を斬る

舉國一致して元軍に備ふ

るものとなし、再使を遣はせば大抵服従するであらうと信じたやうに見える。

同じき十二年(日本建治元年宋徳祐元年西暦一二七五年)の正月に元は禮部侍郎杜世忠を正使となし、兵部侍郎何文著を副使となし、多數の隨員を率ゐ高麗の案内を受けて日本へ來り、四月十五日に長門の室津へ着したが、遂に鎌倉へ召されることになつた。彼れ等は今度は必使命を果すことが出來ると豫想し喜んで鎌倉へ赴いたらしい。然るに鎌倉の執權北條時宗は、彼れ等の全員を執へ龍口に於てこれを斬に處した。而してこの結果は必蒙古軍の侵入あるものと豫想したから、北條實政を筑紫探題となし、九州へ遣はして太宰府を守らしめた。且、明年(日本建治二年元至元十三年)三月を期して逆寄せに高麗を征せんととの命令を下した(野上文書武雄社文書齋藤善記)。これは我が軍氣を振起せん爲めの方略であつたかも知れない、故に實現はしなかつた。翌年幕府は筑前の海岸に石壘を築いて防備を嚴にせしめ、朝廷にては全國の神社佛閣に敵國降伏の祈願をこめられ、殆舉國一致の態度が窺はれた。今日ならばかかる事情は直に敵國へ知られたであらうが、當時は一切が分らず、却つて奇妙な現象が現はれて來た。即ち至元十五年(日本弘安二年七八)までは元から日本へ對して何等の申込もないのみならず、同年に高麗の忠烈王

日本の國狀元に通ぜず

元軍大舉して再日本を寇せんとす

が元へ入朝した時の記事に

王又奏曰、日本一島夷耳、恃險不庭、敢抗王師、臣自念無以報德、願更造船積穀、聲罪致討、蔑不濟矣、帝曰、王歸與宰相熟計、遣人奏之、又奏曰(略)上國必欲置軍於小邦、寧以韃靼漢兒軍、無論多少而遣之、如茶丘之軍、惟望召還、帝曰、此易事耳(高麗史卷二十八)

又命罷忻都茶丘軍、種田軍、合浦鎮戍軍、皆還(略)又請留合浦鎮戍軍、以備倭寇、帝曰、何必留之(略)汝可自用汝國人鎮戍、倭寇不足畏也(同上)

とあつて、高麗から一部の撤兵をした事實が見えて居る。これには何等かの事情がなければならぬ。想ふに宋は猶南方に残存して居つたけれども、更に兵を増してこれに向はしむる程の必要はない。然らば何の爲めに撤兵をしたか、これは日本の事情が元知られなかつた故らしい。元の方では使者の久しく歸つて來ないのは、寧ろ使命を達したものと想像し、これを樂觀して居たのであらう。然らざれば日本征討の爲めに準備せられた高麗の屯兵を、再度の日本攻撃の直前に撤退せしめる理由がない。けれども遣使の結果は何時までも判らぬ筈はなかつた。その後使者の皆殺された真相は漸く知られたらしい。そこで至元十六年(日本弘安二年西暦一二七九年)に、元は宋が

滅びて最早大陸には顧慮す可きものがなくなつたと同時に、再大舉して日本を撃つことになつたのである。

(元の再度の入寇及び日本の大勝) されば元は揚州・湖南・贛州・泉州に命じて新に戦船六百艘を造らしめ、又人を高麗へ遣はして戦船を督修せしめ、翌年(日本弘安三年、元至元十年、西暦一二八〇年)には行日本中書省を置き、阿剌罕・范文虎等をして東征の軍務を管せしむることになつた。

行日本中書省の設置

(参考) 元史卷十一、世祖本紀、至元十七年の條には、征日本行省阿剌罕・范文虎とあり、至元十七年に置かれたやうに見えるが、元史百官志には、征東等處行中書省、至元二十年以征日本國、命高麗王置省、典軍興之務、師還而罷とあり、年代と名稱とに異同がある。けれども高麗史(二卷)に據ると、忠烈王が元の上都へ赴いて七事を奏した第三條に、勿加洪茶丘職任、待其成功、賞之、且令闍里帖木兒與臣管征東省事とあるから、至元十七年に征東省の置かれたことは疑ない。

忠烈王は元に赴き七事を上奏し、且東征事宜の申合せをした。即ち洪茶丘・忻都は蒙麗漢の四萬の軍を率ゐて合浦を發し、范文虎は蠻軍(江南の漢軍を指す)十萬を率ゐて江南を發

元軍の來攻

し共に壹岐に會し、然る後に筑紫に向ふ手筈であつた。かくて至元十八年(日本弘安二年)の三月に、高麗は金方慶をしてその軍を率ゐて合浦に赴かしめ、忻都・洪茶丘の軍に會することになつた。五月に彼れ等四萬の兵は、九百艘に分乘して壹岐を侵し、六月には進んで筑前の海上志賀島へ達した。時に元の阿剌罕は途にて病を得、阿塔海(Atsuhai)がこれに代つたが、范文虎等の蠻軍十萬は、三千五百艘に分乘して江南を發し、七月に來り會した。その前後の兵合せて十四萬人と稱せられる。彼れ等は博多附近に上陸せんとしたが、我が軍に逆撃せられて果さず、退いて肥前の鷹島へ據ることになつた。たまたま閏七月一日に颱風が突發し海水が簸揚し、兩國の戦艦多くは覆没して溺死せるもの數知らず、范文虎及び忻都・洪茶丘等は堅艦を選び、士卒を遺棄して逃れ去つた。中には船板を抱き漂流して高麗に至つたものもある。又士卒の鷹島に上陸したものは三萬人に上り、我が軍の襲撃を蒙つて大抵殺されてしまつた。元史の日本傳に十萬之衆得、遺者三人耳といひ、同書范文虎傳に棄十餘萬于五龍山下、盡爲日本所殲、逃歸者僅三人というて居る。逃歸者僅三人のみとは誇張の言であるが、如何に彼れ等が大敗を自認したかが分ると思ふ。

颱風の突發
元軍の覆滅

逃歸者僅か
三人の説

(參照) 元の尹廷高の著はせる玉井樵唱に左の讀史有感の七言古詩が載つて居る。
 白浪排空孤嶋絕、黑風翻海萬橋折、天高茫茫叫不聞、一夕貔貅化魚鼈、開邊大將知何人、
 扁舟獨脫蛟龍窟、殘兵夜度遼東城、道傍寡妻正啼血、
 これは全く元軍の大敗を詠じたもので、當時の元人が如何にこの戦争の結果を認めたか知られる。

然るに元史世祖本紀には何等この敗軍のことを記載せず、只十八年十二月己亥に罷日本行中書省とあり、翌年正月丙寅に罷征東行中書省とあるのみである。かくてその翌年高麗では元の兵を借りて金州を守り、又元では更に耽羅及び慶元(浙江省)に守兵を置いて日本の來攻に備へた。想ふに當時日本にては逆襲の計畫さへあつた位であるから、或はこの戰捷に乗じて來り攻むるのではないかと心配したものと見える。けれども元はかかる大敗に拘はらず、また日本を伐つ計畫を進めた。即ち揚州(江蘇省)隆興(南昌縣)泉州(福建省)平灤(河北省)及び高麗耽羅に命じて大船三千艘を造らしめ、翌年(日本弘安六年)に阿答海を征東行中書省の丞相となし、高麗に命じて軍糧二十萬石を備へしめ、回回砲を征東行省に送り、交鈔及び衣甲を諸軍に給せしめた。

元及び高麗の守備

元軍の再舉計畫

處が元の方ではこれ等の軍備の爲めに民心動搖し盜賊窃發したので、一時戰艦の修造を緩め、翌年(日本弘安七年)更に高麗の造船を罷めしめた。而して別に提舉王君治即ち王積翁と補陀落山の僧如智とを遣はし、詔を齎して日本に諭さしむることになつた。その詔は左の通りである。

上天眷命皇帝聖旨、諭日本國王、向彼先遣使入觀、朕亦命使相報、已有定言、想置於汝心、而不_レ忘也、頃因信使執而不返、我是以有舟師進問之役、古者兵交、使在其間、彼輒不交一語、而固拒王師、據彼已嘗抗敵、於理不宜遣使、茲有補陀禪師長老如智等、陳奏若復興師、致討多害、生靈彼中亦有佛教文學之化、豈不知大小強弱之理、如今臣等齋聖旨、宣諭則必多救生靈也、彼嘗自省、懇心歸附、准奉今遣長老如智提舉王君治、奉詔往彼、夫和好之外、無餘善焉、果能審此歸順、即同去使來朝、所以諭于彼者、朕其禍福之變、天命議之、故詔示、想宜知悉(善隣國)

元の詔書

これはやはり日本を懷柔する考であつたらしい。けれども王積翁は途中にて舟人に殺され、遂に遣使の目的を達することは出来なかつた(詔書だけは日本へ)。そこで至元二十二年(日本弘安八年)西)に及び江淮遼東の軍需を督せしめ、高麗に兵一

元の國內動

萬人船六百五十艘を課し、江淮の米一百万石を合浦に運ばしめ、明年三月より出發して八月に諸軍合浦に會する計畫を定めた。これが爲めに官府は騷擾し百姓は愁感した。湖南宣慰司の上言に

連歲征日本、及用兵占城、百姓罷於轉輸、賦役煩重、士卒觸瘴癘、多死傷者、群生愁嘆、四民廢業、貧者棄子以偷生、富者鬻產而應役、倒懸之苦、日甚一日、(元史卷二百九安南傳)とあるはその一斑を窺ふに足るであらう。

劉宣の建議

時に吏部尙書の劉宣から東征中止の上奏が出た。即ち近議復置、征東行省再興、日本之師、此役不息、安危繫焉、陵都建伐、占城、海牙言平、交趾、三數年間、湖廣、江西供給船隻、軍須糧運、官民大擾、廣東群盜並起、軍兵遠涉、江海瘴毒之地、死傷過半、即日運兵未解、且交趾與我接壤、最爾小邦、遣親王提兵深入、未見報功、陵都爲賊所殺、自遺羞辱、況日本海洋萬里、疆土闊遠、非二國可比、今次出師、動衆履險、縱不遇風、可到彼岸、倭國地廣、徒衆猥多、彼兵四集、我師無援、萬一不利、欲發救兵、其能飛渡耶、隋伐高麗、三次大舉、數見敗北、喪師百萬、唐太宗以英武自負、親征高麗、雖取數城、而還徒增追悔、且高麗平壤、諸城皆居陸地、去中原不遠、以二國之衆加之、尙不能克、況日本僻在海隅

東征の中止

與中國相懸萬里哉(元史卷百六十八劉宣傳)

といふのである。その言ふ所は頗尤もであるのみならず、南方交趾との戦争も起つて居つたから、遂に劉宣の建議を機として日本再征の計畫を罷むることになつた。日本に於ても元の再征を懸念して、盛に軍備を修めて居つたが、遂にその事なくして止んだのは幸であつた。この元軍が日本攻撃に於て大敗したことは、當時世祖に仕へた伊太利人「マルコ・ポーロ」(Marco Polo)の記行にも見え、これによつて「ジバング」(Jipangu) 即ち日本國の名稱が初めて歐州諸國にまで知られたのである。(參照「マルコ・ポーロ」の旅行記に見ゆる彼れの見聞は、殆亞細亞の全地域に亘り、更に阿弗利加の一部に迄も及んで、これ等各地方の地勢、氣候、產物、住民、宗教、その他風俗習慣等を詳細に記載して居る。中には荒唐無稽、事實と全く相反するものも無いではないが、又當時としては容易に知るを得ない遠方の珍しい事情に、可成の眞實を傳へた點も多い。日本に關しては眞偽相半して居るが、大體左に記する如き國家として紹介せられたのである。)

「ジバング」は東海に在る島で支那大陸を去ること千五百哩、相當大きな島である。

日本國家の世界的紹介

「マルコ・ポーロ」の旅行記に見ゆる日本

住民は色白く體格よく、風俗は文化的であるが、宗教は偶像を信じて居る（佛敎を斥す）。外國の羈絆を受けず、彼れ等自身の國王によつてのみ統治される。この國には黄金が豊富であるが、輸出が禁止されて居るから、極く少數の商人が出掛けるに過ぎず、寄航する外國船も亦稀である。實見者の語る所に據れば、國王の宮殿は世にも珍しい豪華なもので、屋根は黄金で葺かれ、大廣間の天井も黄金の延板で張られ、部屋には純金製の小さな机が置いてあり、窓も黄金で裝飾されて居る。この島には眞珠が多く産し、淡紅色で形は圓くて大きい。白色眞珠と同等乃至以上の價値を有するものである。住民は處によつて死者を土葬にするものと火葬にするものがある。而してこの島の斯かる富は、世祖忽必烈のジバング併合の慾望を喚り、遂に遠征が行はれ、泉州杭州等の諸港から多數の兵船が出帆したが、その將阿剌罕と范文虎とは互に仲が相合はず、これが因となつて戦績が擧らなかつた。加ふるに颱風に遭つて兵船多く覆没し、士卒も溺死したので、遂に目的を達し得ずして兩人は遁れ歸つたが、世祖はその事情を知り、兩人を罰したといふのである。

遠征の狀況は猶詳しく記述せられて居るが、文永弘安の兩度の役、即ち初度の入

寇と再度の入寇とを混同し、一の事件として居るのは彼れの傳聞の不確實に基くものであらうが、更に「フイリップピン」方面の事情を傳へたと思はれるものをも、日本の事として記して居る點もある。

其二 緬國交趾占城の經略

（元と緬國との關係） 元が既に大理を征略し、その附近の蠻族を平ぐるに及び、緬國と境を接するに至つた。緬國は今の緬甸の地方で、金齒蠻（金齒城在雲南保山縣）と相接して居る。至元八年（西曆一三二一年）に元の大理鄯闡等路宣慰司都元帥府は使者を緬國へ遣はしてその王を招諭せしめた。時に緬國は報使を送つたが、未だ内附するに至らなかつた。そこで同じき十年（西曆一三二三年）に元はまた使者を遣はし、特に詔書を賜はり

（前）王誠謹事大之禮、遣其子弟若貴近臣、一來以彰我國家無外之義、用敦永好、時乃之休、至若用兵、夫誰所好、王其思之、（元史卷二）

というて居る。是れより先き緬國は元が緬國に使を通せるを金齒蠻の手引に由るものとなし、金齒を攻めてその頭目を捉へ去つたことがあつた。そこで同じき十二年（西曆一三二五年）に金齒は元の建寧路按撫使に緬國の内情を漏らし、入緬の三道を告げ、又

元使の緬國招諭

緬國と金齒との反目

緬國の金齒
攻撃

元軍金齒を
破る

元軍の緬國
再征

元軍太公城
を下す

緬國の降伏
元軍の退去

元の交趾招
撫

征緬の嚮導たらんことを申出でた。時に雲南地方からも
 緬王無降心、去使不返、必須征討(上同)
 と請うて來たので、樞密院より上聞に及んだが、世祖は急にこれを征する意志がなかつた。然るに翌々年(西曆一三〇二年)に及び、緬國は金齒の元に内通せるを怨み、その地を攻めて砦を騰越、永昌の間に立てんとした。金齒は急を元に告げたので、元は三月に大理路の軍將を遣はし、緬軍を逆撃して大にこれを破り、十月に雲南の宣慰使都元帥尼雅斯羅鼎はまた緬國を討ち、多數の戸口を降したが、天氣炎熱の爲めに引き上げるに至つた。同じき十七年(西曆一三〇二年)に及び、尼雅斯羅鼎は上言して

緬國、輿地形勢、皆在臣目中矣、先奉旨、若重慶諸軍平、然後有事緬國、今四川已底寧、請益兵征之(上同)

というた。そこで樞密院に命じ、甲兵を繕ひ、武備を修め、將を選んで師を出さしむることになつた。即ち雲南軍の外に四川軍を加へて出征することになつたのである。同じき十九年(西曆一三〇四年)に諸王相吾答兒(Siangtau)に命じて諸軍を督せしめ、翌年九月に中慶府(雲南省昆明府)より南甸(雲南省騰越縣南)に至り、諸將また各道を分つて進み、十一月に江頭

城(Bhamo)附近を攻めてこれを破り、使を遣はして其の王を招諭したが應じなかつた。因つて更に進んで太公城(Tachang)を抜いた。同じき二十二年(西曆一三〇五年)に及び、緬王は使を送つて款を通せんとしたが、幾多の故障に遭ひ豫想の通りに運ばなかつた。元は鎮西平緬宣撫司達魯花赤兼招討使であつた怯烈(Kie)を遣はして招諭せしめ、翌年秃滿帶を都元帥となし、諸軍を總べて出征せしめ、且雲南王に命じてこれを助けしめた。同じき二十四年(西曆一三〇七年)に及び、緬國に内亂が起り、王の庶子は父を執へてその嫡子三人を殺した。時に元軍が來り追つたので、緬國は遂に降意を表し、歲貢の約をなした。元軍もまた兵を收めて引き上げたのである。その後緬國の入貢は變ることなく、貢物は馴象が主なるものであつた。

元と交趾占城との關係 交趾と蒙古との關係は已に前章にも述べたが、宋の寶祐六年(蒙古憲宗八年、西曆一三二五年)に太宗(陳)は位を子聖宗(陳)に禪つて上皇と稱した。その後元の世祖は使を遣はして招撫せしめたので、交趾は三年一貢の約をなし、元から安南國王の封冊を受けた。然るに至元四年(西曆一三二七年)に至り、元は詔を交趾に賜はつて六箇條の要求を爲した。即ち

元の交趾に對する六箇條の要求

(一) 君長の親ら入朝すること
 (二) 君長の子弟を入質すること
 (三) 民數を編査すること
 (四) 軍役を負擔すること
 (五) 賦税を輪納すること
 (六) 達魯花赤を置くこと

等である。この六箇條は例の如く蒙古が常に藩屬諸國に向つて要求した所に他ならない。交趾はこれを全部實行することが出来なかつた。けれども達魯花赤は直に任命せられて専ら國政を統督したのである。然るにその專横が甚しかつたものと見え、至元十二年(西曆一三二五年)にこれを罷められんことを請願した。その書の大意は臣が上國へ降附してより既に十餘年になる。三年一貢の約を守つて居るが、使臣は往來に疲れ未だ曾て一日も休息することが出来ない。朝廷から遣はされた達魯花赤や行人の如きは頼む所があつて小國を凌辱することが多い。これ等の事情は未だ朝廷に知られて居らぬと思ふ。要するに達魯花赤は邊境の小さき蕃族の處に置く可きもので、交趾の如き既に王封を受け、一方の藩屏となつて居る所に置く可きものとは思はれぬ。達魯花赤の監臨を畏れて入貢せんよりは、寧ろ衷心から悦服して入貢する方が遙に優つて居る。(中略)今後入貢は例によつて履行する

交趾王の哀訴

が、達魯花赤の弊は除いて貰ひたい。これは微臣の願のみではなく、一國蒼生の幸である。(元史卷二百〇九安南傳)

といふのであつた。即ち當時達魯花赤が如何に横暴であつたかが窺はれる。然るに元はこれを許さなかつたので、翌年(西曆一三二七年)に交趾は更に使を遣はして上表し、六箇條の要求を免せられんことを請うた。その後聖宗は至元十五年(西曆一三二八年)に位子の仁宗(諱陳)に譲つたが、やはり上皇と稱し猶權力を有して居つた。元は禮部尙書柴椿等を遣はして交趾を諭し入朝を促さしめた。その時の詔に

汝、國內附二十餘年、向者六事猶未見從、汝若弗朝、則修爾城、整爾軍、以待我師。(元史卷二百〇九安南傳)

又云、爾父受命爲王、汝不請命而自立、今復不朝、異日朝廷加罪、將何以逃其責、請熟慮之、

(上同)

というて居る。交趾の王は使者に對して

(上略)窺聞宋主幼少、天子憐之、尙封公爵、於小國亦必加憐、昔諭六事、已蒙赦免、若親朝之禮、予生長深宮、不習乘騎、不諳風土、恐死於道路、子弟太尉以下亦然、天使回謹上表達誠、

元、交趾王の入朝を促す

兼獻異物(上同) とうた。所が柴椿は

元と交趾との交渉

宋主年未十歲亦生長深宮如何亦至京師但詔旨之外不敢聞命(上同) というて斷然これを拒絶した。そこで柴椿の還る時にまた使者を遣はして陳情に及んだ。時に樞密院は交趾の王が親ら入朝せず單に使臣を遣はし辭を飾り事に託して歲時を遷引し終に詔旨に違ふ以上は宜しく兵を境上に進め官を遣はして罪を問ふ可きであると上言に及んだ。けれども世祖は從はずまた柴椿等を遣はして交趾を諭さしめて

若果不能自覲則積金以代其身兩珠以代其目副以賢士方技子弟工匠各二以代其土民不然修爾城池以待其審處焉(上同)

安南宣慰司の設置

というた。至元十八年(西曆一三二一年)に及び元は安南宣慰司を立て伯顔帖木兒を參知政事行宣慰使都元帥となし更にその僚佐を置いた。當時元から交趾へ與へた詔に據れば安南が六箇條を實行せざるのみならず爾の父は命を受けて王たりしに爾は命を請はずして自立し且使を遣はして召さしめたるに事に託して來らず故ら朕の命

元の廢立命令

に違ひその同族遺愛(聖宗の弟)をして入覲せしめ爾は疾を稱して朝しない故に遺愛を立てて汝に代つて安南王たらしむといふのであつた。けれどもこの廢立の命令は遂に實現するを得ず上皇たる聖宗が依然として實權を握つて居つたのである。然るに翌年(西曆一三二二年)に元は占城を征伐することになりこれがまた交趾と關聯せる問題を惹き起すに至つた。

占城と元との關係

占城行省の設置

占城と元との關係は至元十五年(西曆一三二八年)に始まつて居る。即ち元から使を遣はして宋の征服を告げたがその國王の内附の意あるを聞いてこれを占城郡王に封じた。翌年また使を遣はして入朝を諭したので占城は方物を貢し内屬の意を表した。因つて元は同じき十九年(西曆一三二二年)に占城行省を置き陵都(Langkat)をしてこれを撫治せしめんとした。然るに元使の馬八兒(Maibar)等に赴く途中で占城に寄港せるものは皆執へられて使命を果すことが出来なかつた。そこで世祖は占城征討を決し陵都に命じ戰艦を率ゐて廣州より往き征せしめたが十分の功を收むるには至らなかつた。至元二十一年(西曆一三二四年)に阿塔海に命じて兵一萬五千人船二百艘を發して占城に向はしめ又鎮南王脫歡(Toghan)に詔して李恒・陵都等と共に兵を進めしめた。且

元の占城征伐

元は道を交趾に借らんとす

道を交趾に借るのみならず、糧餉の供給をなさしめんとし、これをその國王に諭さしめたのである。然るに交趾國王より贈つた返書の大意は

(略上) 老父の天朝へ歸順してより茲に三十年になる。干戈また用ゐず軍卒は皆民丁となし、一は天朝への貢獻に資し、一は心に二圖なきを示して居る。小國は地勢海に瀕し、五穀の所産多からず、特に大軍が去つてより後は百姓流亡し、加ふるに水旱を以てし、食物の供給が十分でない。けれども閣下の命令なるが故に敢て違はず、欽州界上の永安州に於て輸納することにしよう。又老父在世の時には入朝の事も特に宥恕せられ、これを度外に置かれた。孤子は老父の歿してより以來、病に罹り今に至るも猶平常に復しないのみならず、遐陋に生長し寒暑に堪へず水土に習はず、強ひて道途に上るも徒に白骨を暴すに過ぎないであらう。小國陪臣の往來も尙沴氣に侵される者、或は十に五六にして死者半に過ぐるは、亦閣下の知る所である。惟曲げて愛護を垂れられんことを望む。(元史卷二百)

といふのであつた。その翌年王はまた上表して陳情して居るが、趣意は略同様である。時に交趾は占城と謀を通じ、兵を送つて應援をなすとの風説があつたので、これ

交趾の陳情

元軍の交趾侵入

に對し書を致してその事なきを辯解した。けれども元は交趾の糧餉供給を切望し、至元廿二年(西曆一二八五年)に公文を以てこれを嚴命した。然るに交趾は元が占城征伐に託し、道を假りて入寇するであらうと猜し、その命令に従はず、窺かに拒守の備をなした。そこで脱歡は遂に交趾を攻撃することになり、富良江を渡つて交趾の軍を破り、王城へ侵入した。王や上皇は城を棄てて遁れ去り、その同族陳益稷等は來り降つたのである。然るに元軍は相議して

交人拒敵官軍、雖數敗散、然增兵轉多、官軍困乏、死傷亦衆、蒙古軍馬亦不能施其技。(元史卷二百)

元軍の交趾退却、占城の朝貢

といひ、遂に王城を棄てて退却することになつたが、交趾の兵の追撃を受け、峻都と李恒とは俱に戦死するに至つた。従つて元の交趾征討は遂に目的を達することが出来なかつたのである。けれども占城は元の威力を憚り、使を遣はして朝貢して來た。元は交趾の征討が意の如くならなかつたので、翌廿三年(西曆一二八六年)に陳益稷を安南國王に封じ、鎮南王脱歡と左丞相阿里海牙(Alihaiva)とに命じ兵を出して益稷をその國へ護送せしめんとした。時に元から下した詔書には

元は陳益稷を安南國王に封ず

元の安南を
諭す詔書

曩以爾國陳既稱臣服歲諭貢獻而不躬親入朝因彼叔父陳遣愛來以安南事委之至則以爲我害所遣達魯花赤不眼伯顏帖木兒又却之弗納至於出師占城宜相餽餉而略不供給以致鎮南王脫懼行省阿里海牙進兵彼兵交之際互有殺傷今因爾國近親陳益稷陳秀峻慮宗國覆滅殃及無辜屢勸爾來庭終不見從自投來歸朕憫其忠孝特封陳益稷爲安南國王陳秀峻爲輔義公以奉陳祀申命鎮南王脫懼平章政事粵魯赤與兵平定其國前此罪戾止於爾之身吏民無有所預詔書到日其各復田里安生樂業故茲詔示(安南略史)

二卷

元の征交趾
行省設置と
交趾攻略

とある。然るに湖南宣慰司より連年日本や占城に兵を用ゐて人民の疲弊甚しきが故暫く交趾征伐を延期す可きを上言したので一時出征は中止されるに至つた。けれども至元廿四年(西暦一二八七年)には征交趾行省を置き鎮南王脱歡の節制に歸せしめ江淮江西湖南三省の蒙古漢軍七萬人船五百艘及び雲南兵六千人海外四州の黎兵一萬五千を發し海道より糧餉十七萬石を運ばしめ道を分つて進撃することになつた。凡そ十七戰に皆勝利を得富良江を渡つて國都に迫つて王及び上皇を海上へ走らせた。時に元軍の糧船は尙未だ到達せず天時は漸く熱せるを以て久しく留るを利と

安南王の逃
走及び謝罪

安南王元の
入朝命令を
奉ぜず

せず遂に師を還すことになつた。交趾はその歸師を要撃したが一方には使を遣はして金人(像金)を買しその罪を贖はんことを請うた。元は上皇の來朝を促し征交趾行省を罷むるに至つたのである。上皇は使を遣はして方物を買したが猶自ら入朝せず至元二十七年(西暦一二九〇年)に歿した。時に元は詔を安南に下して更に招撫する所ありその翌々年また禮部尙書張立道を遣はして仁宗の入朝を諭さしめたが安南は依然として命を奉じなかつた。當時の事情は安南史略に載録せる張尙書行錄に詳しく見えて居る。

(参考) 元の詔書

祖宗立法凡諸國歸附親來朝者俾人民安堵如故抗拒不服者無不殄滅汝所具知遣使召汝父來庭竟不聽命止令其叔父入覲以其不庭遂封其叔父遣不眼伯顏帖木兒同往汝父殺其叔遂我使以致興師問罪汝之生靈殺戮實多在我軍旅無不損傷蓋鎮南王脫懼年幼水道進兵誤相聽從陵都烏馬兒落在汝手因是苟安至今汝能親赴闕庭其王爵符印朕所不惜土地人民庶永保之(安南史略卷二)

かくの如く元は屢交趾に入朝を促したけれども何時もその命を奉じないので至

交趾征討計
畫の中止

元三十年(西曆一三二三年)にまた大舉征討の計畫を試みたが、翌年世祖が崩じたので、その計畫は遂に中止されるに至つた。後交趾は依然として入朝せず、單に遣使貢獻に止まり、時に邊境へ侵入したこともあつたが、元はこれを如何ともすることが出来なかつたのである。

其三 瑠求及び南洋諸國の經略

支那大陸を征略した元の勢威と雖も、遂に日本や交趾は如何ともすることが出来なかつたが、猶その餘波は東南海上の島嶼に及んだ。即ち世祖が琉球や爪哇の經略を試みたことはその事實と見る可きであらう。

(元の瑠求經略)

琉球の名稱は隋代に瑠求として現はれた後、久しく史上に見えず、宋の時、澎湖の東に卑舍那國ありといはれたが、これが果して琉球であるか否かは分らない。然るに元に至つてまた瑠求の名稱が現はれた。隋代の瑠求は今の臺灣であるが、元代の瑠求は果して今の琉球であるか、或はやはり臺灣を指したものであらうか(瑠求臺灣の來歴に就いては第一卷第二章を参照せられたし)。元史の瑠求傳に據ると

瑠求在南海之東、漳泉興福四州界内、澎湖諸島與瑠求相對、亦素不通、天氣清明、時望之

東南島嶼の
征討

瑠求の名稱
と臺灣

島夷志略に
見ゆる臺灣

隱約若煙、若霧、其遠不知幾千里也。(元史卷二百十)

とあり、澎湖諸島と瑠求と相對すといふ所は臺灣であるやうに見え、その遠き幾千里なるを知らずといふは今の琉球であるやうに見える。然るに元の汪大淵の島夷志略に瑠求を叙して

地勢盤穹、林木合抱、(略)山極高峻、自澎湖望之甚近、余登此山、則觀海潮之消長、夜半則望陽谷之出、(此下恐有日字)紅光燭天、山頂爲之俱明、土潤田沃、宜稼穡、氣候漸暖、俗與澎湖差異、水無舟楫、以筏濟之、男子婦人拳髮、以花布爲衫、煮海水爲鹽、釀蔗漿爲酒、知番主酋長之尊、有父子骨肉之義、他國之人倘有所犯、則生割其肉、以啖之、取其頭懸木、

というて居る。即ち地勢盤穹、林木合抱といひ、山極高峻にして澎湖よりこれを望めば甚近いといひ、又その風俗を叙して、他國の人がこれを犯すことあらば、その肉を生割して啖ひ頭を取つてこれを木に懸けるといふ。その地勢や風俗の有様は今の臺灣であることに疑ない。

元が瑠求即ち臺灣を經略せんとしたのは至元二十八年(西曆一三二一年)に始まる。時に海船副萬戶の楊祥が上書して、六千の兵を率ゐる瑠求に赴いてこれを降したい、若し命

元軍の臺灣
征討

を聴かなければこれを撃たんといふ意見を述べた。元の政府はその請を許すことになつたが、書生の吳志斗といふものあり、福建に生長し海道の利病を知ると稱し、建言して曰く、宜しく先づ澎湖よりこれに赴いて相諭し、水勢地利を相して而る後に兵を興すも晩くはなからうと。そこで楊祥を宣撫使とし、阮鑒(兵部員 外郎)と共に瑠求に使せしむることになつた。吳志斗(禮部員 外郎)はその道案内をしたのであらう。その時の詔に

收撫江南已十七年、海外諸番罔不臣屬、惟瑠求邇閩境、未曾歸附、議者請即加兵、朕惟祖宗立法、凡不庭之國、先遣使招諭、來則安堵、如故、否則必致征討、今止其兵、命楊祥、阮鑒往諭、汝國果能慕義、來朝、存爾國祀、保爾黎庶、若不效順、自恃險阻、舟師奄及、恐貽後悔、爾其慎擇之。(元史卷二百 六 瑠求傳)

とあつた。かくて翌年三月に汀路尾澳(福建沿岸と思はれる 位置名稱不明ならず)より出帆し、着岸の後に一部のものを上陸せしめたが、言語通せずして三人のものが殺され、遂に目的を果さずして還つた。その後この儘にして棄て置かれたが、成宗の時即ち元貞三年(西暦一二九二年)になつて福建省平章政事の高興が上言し、泉州は瑠求を去ること甚近いから、その消

元の臺灣經略成らず

息を窺ふことが出来る、或は招撫す可きか或は征伐す可きか、必しも他に兵力を調ふるを要しない、興自らこれを試みんというて、部下の將を遣はし、一百餘人を擒にして還つたといはれる。その後如何にこれを處置したか、瑠求關係の史料が關けて居るので一切不明である。

南洋諸國の歸服と爪哇の遠征 當時南洋及び印度南部の方面に於ては爪哇(Java)

蘇木都刺(Sumatra) 馬八兒(Mabar 印度南 東海岸) 俱藍(Quilon 印度南 西海岸) 等が知られて居つた。世祖は至元十五年(西暦一二七八年)に行中書省右丞唆都等をして、璽書十通を持參し、この方面を招撫せしめた。時に占城、馬八兒等は俱に表を奉じて藩と稱したが、俱藍その他の諸國は未だ歸服しなかつたのである。翌十六年十二月に元では廣東招討司達魯花赤の楊庭璧を遣はして俱藍國を招撫せしむることになり、翌十七年三月に彼れはその國に至つた。時に國王は回回文字の降表を庭璧に托し、明年使を遣はして入貢すべきことを誓つた。然るに元ではその年の十月に哈撒兒海牙に俱藍國宣慰使を授け庭璧と偕に再往いて招諭せしめたので、兩人は同じき十八年(西暦一二九一年)の正月に、泉州より海路を航して三月に僧伽耶山(西域記の僧伽羅と同 錫崙島を斥す)に抵つた。時に舟人の鄭震

楊庭璧の海外諸國招撫

僧伽耶山・
馬八兒・俱
藍に至る

等は逆風と糧食缺乏との爲めに馬八兒國に赴き、それより陸路を辿つて俱藍國に達すべきことを勧めたので、兩人もその意見に従つた。かくて翌四月には馬八兒國に達したが、道を假ることを許されなかつたので、已むなく哈撒兒海牙は引き還すことになり、更に十一月の北風を俟つて再舉出帆することになった。期至るや政府では獨庭壁をして俱藍國に至らしめ、同じき十九年(西曆一二二〇)の二月に、彼れはその國に達したのである。俱藍國王は聖書を拜し、その三月に使者を遣はして入貢せしめることになった。時に他の諸國も招使の至れるを聞き、皆相率ゐて歳幣を納れ遣使入覲を請うた。蘇木都刺も亦使者を遣はし俱藍國王に因つて降を乞うたので、庭壁は皆その願を聽した。至元二十三年(西曆一二二六)には庭壁の招撫せし海外諸國は孰れも泉州に來貢したが、凡十國で馬八兒・須門耶(Sunnath)僧急里(Sainkali)南無力(Lambri)馬蘭丹(Barat)那旺(Nicobar)丁呵兒(Tringgannu)來來(Lara)急蘭亦解(Kelantan)蘇木都刺等であつたといはれる。

爪哇は初め好を元に通じたが、後元使の面を黷したので、至元二十九年(西曆一二三二)に世祖は福建行省に詔し、史弼を總司令となし回鶻人の亦黑迷失(Yehemisch)を水軍の

海外諸國の
來貢

元の爪哇遠
征

長に、高興を陸軍の長に任じ、師を出してこれを伐つことになった。即ち福建、江西、湖廣の兵三萬及び船千艘を發して泉州に會せしめ、これより軍を整へて南洋に向ひ、翌年爪哇に上陸し連戦これに克ち、三月にその王城を包圍し國王を降した。かくて元軍は捕虜・地圖・戸籍等を得て凱旋したのである。

かくの如く元はその國威を海外に伸張しつゝ、あつたのであるが、當時の國內事情は如何であつたらうか。次に元の内訌と政治組織及び財政經濟の方面とを觀察してみよう。

第二節 元の國內事情

其一 阿里不哥の獨立及び海都の叛亂

元の世祖が東南諸國の征服を力めて居る間に、蒙古の地方に一大騷擾が起つた。これが海都(Khaidu)の叛亂である。海都の事蹟を述べるには、少しく溯つて阿里不哥のことを述べなければならぬ。

(阿里不哥の獨立と察合台汗國との連盟)

初め蒙古の定宗が崩じた後に、皇后及び

太宗崩後の
繼嗣の争

その黨派は太宗の孫失烈門(Shiramoun)(曲出)を立てんと計畫した。然るに在廷の有力者及び拔都の意見によつて、太宗の姪にして拖雷の子たる憲宗(蒙哥)が立つことになつた。そこで太宗の子孫及びその與黨は頗不平を抱くに至つた。これが太宗の系統と拖雷の系統との軋轢の端緒である。その後憲宗が崩するに及び、弟世祖が立つたが、これは「クリルタイ」會議の結果ではなかつた。故に漠北に居る諸將は世祖の即位を認めずして、當時哈喇和林に居つた阿里不哥を擁立して反抗した。阿里不哥は憲宗及び世祖の弟で、憲宗南伐の時に哈喇和林的留守を命ぜられたのであるが、今やその一派は察合台汗國との聯合を企つるに至つた。

當時察合台汗國に於ては察合台の孫に當る阿魯忽(Alghun)が、五代目の君主として位に即いて居つたが、阿里不哥を助けて世祖に抵抗したのである。世祖は宋と戦つて居つたが、これが爲めに宋の和議を容れて北歸し、遂に阿里不哥を破つたことがある。その後、阿魯忽は阿里不哥と不和を生じて互に相闘ぐことになり、阿里不哥は頗窮迫して至元元年(西曆一二六四年)に世祖に降参し、擾亂は全く平定することになつた。けれども引き続き海都の叛亂が起つたのである。

世祖の即位
と阿里不哥
の獨立阿里不哥と
察合台汗と
の同盟阿里不哥の
來降海都の不平
反抗

(海都の叛亂及びその鎮定) 海都は太宗の孫で合失(Caschi)の子に當り、頗才略に富み野心を有した人であつたが、太宗の後を嗣ぐことが出来なかつたのみならず、憲宗の時代に伊犁河畔の海押立(Kayalik)に遷されたので益不平であつた。そこで阿里不哥の亂の起るや、これに附いて世祖に抗したが、阿里不哥の降るに及び海都は遠く西方へ遁れ葉密爾(Emil)川の地方に駐まつた。世祖はこれを招撫したけれども應じなかつたのである。

この頃察合台汗の阿魯忽が歿して摸拔來克沙(Moubarek-Schah)が立つた。彼れは合刺旭烈忽(Cara-Holagou)の子で察合台の孫である。世祖は別に察合台の曾孫八刺(Borak)を送還してこれを輔けしめたが、後自立して察合台汗となり、更に欽察汗國六代目の忙哥帖木兒(Mangu-Timur)(拔都)と結び、海都を牽制しやうと計畫した。八刺は海都と錫爾河の附近にて戦つたのである。時に欽察汗國の忙哥帖木兒も海都を攻めたが、中頃海都と和して八刺を撃破した。その後八刺も海都と和を講じて伊兒汗國の阿八哈(Abaca)を攻めた。當時海都は察合台、欽察の兩汗と連盟して、自ら大汗となり元室に抵抗したのである。けれども伊兒汗國の方は世祖と叔姪の間柄で深い

察合台汗、
欽察汗と海
都との關係

伊兒汗國と
元室との關

關係があつたから、常に元室と氣脈を通じて居つた。そこで八刺は伊兒汗國を攻めたが、戦利あらずして引き還し、至元七年(西曆一三〇年)に遂に歿した。時に察合台の孫に當る尼克伯(Nikpa)がその後を嗣ぎ、海都と不和を生じて戦を交へたが敗績して戦歿した。因つて察合台の玄孫托克帖木兒(Toca-Temour)が繼いで立つたが、これも間もなく歿した。そこで海都は八刺の子都哇(Dona)を擁立して察合台汗となし、その援助を得たる上、更に欽察汗との同盟を固くして益元室に抵抗することになった。時に伊兒汗の阿八哈は歿し、その後二子阿魯渾(Arghoon)蓋喀圖(Galkhatu)が立つたが、東方に向つて海都を牽制することは出来なかつた。當時海都の勢力は西方蒙古より天山南北に及び、喀什噶爾、葉爾羌、タラス、河盆地を包み、バルハシ湖より「エニセイ」「イルヂシ」兩河の間に迄も及んだといはれる。至元十二年(西曆一三五〇年)に海都と都哇とは聯合し、十二萬の兵を率ゐて東方侵略を試み、火州(新疆省哈密)を圍んだが、久くして圍を解いて引き去つた。その翌年世祖は丞相の安童(木華黎の孫)に命じ、皇子の北平王那木罕(Noumougan)を授け、阿里麻里(Almalik)を鎮して北邊を經略せしめたが、諸王の昔里吉(Schiregnu)、托克帖木兒(Toca-Timour)等がこれに従つた。然るに彼れ等は反つて海都

海都の勢力
範圍の擴大

の方へ氣脈を通じたので、太宗及び察合台系統の諸族は多く叛いてこれに従ひ、北方の騷亂は形勢頗重大となつて來た。そこで當時宋を滅ぼして功勳を立てた伯顔に命じ、大軍を率ゐて更に北伐をなさしむることになつたのである。

伯顔の北方
討伐

伯顔は昔里吉を鄂爾根河畔に破つたが、昔里吉は也兒的(イェルチク)石河の方面に遁れ、托克帖木兒は乞兒吉思の方へ遁れた。伯顔は追撃して托克帖木兒の輜重を破つた。時に托克帖木兒は救援を昔里吉に求めたが聽かれぬのを怨んで、これに反抗するに至つた。昔里吉は托克帖木兒を破つてこれを殺したが、遂に自らも亦擒にせられた。

乃顔の叛抗

その後暫くの間事なきを得たが、至元二十二年(西曆一三〇五年)に海都はまた邊境を犯したのみならず、その翌々年(元至元二二)に、元の宗王乃顔(Nayan)が遼東に據つて叛旗を翻し、諸王の合丹(Kadan)、勢格都兒(Singtour)等の應援を得、更に海都と約束し東西相應じて元室を攻めんとした。世祖は伯顔を哈喇和林に留めて海都の東進を阻止せしめ、親ら遼東へ赴き叛者を討つてこれを破り、遂に乃顔を擒殺した。かくて世祖は大都へ還り、諸將を留めて合丹、勢格都兒等を伐たしめたが、同じき廿五年(西曆一三〇八年)に海都は察合台汗都哇と兵を連ねて東進し、翌年には哈喇和林的附近へ迫り來つた。時に元

世祖の海都

海都の反亂
繼續

海都の死去

に叛いて海都に應ずるもの少なからず、北鄙の地方は大に震動したのである。そこで世祖はこれを親征することになつたが、その所屬の軍隊は抗海(杭愛山に同じ)の附近に至つて、海都と戦つて利を失つた。爲めに世祖は引き遣し専ら伯顔をして海都に當らしめた。明年に至り海都がまた入寇した上に、同じき廿九年(西曆一三二二年)に諸王の明里帖木兒(Melik-Temour)は叛いて海都へ附いたが、これは伯顔と戦つて利を失つた。その後諸將と海都との間に屢戦があつたけれども、未だ收局を見るに至らなかつた。同じき三十一年(西曆一三二四年)に世祖は崩じ、孫の成宗鐵木耳(Teghe)が位に即いたが、海都の叛亂は猶未だ鎮定されなかつたのである。

大徳元年(西曆一三〇七年)に元の將牀兀兒(Jehangour)は兵を率ゐて北征し、金山を踰へ答魯忽河に至つて海都の軍を破つた。けれども翌年に元軍は都哇の襲撃を受けて利を失ふたものもあつた。同じき五年(西曆一三〇一年)に海都と都哇との連合の大軍が來襲し、元軍と合刺合塔(カカカ)に會戦し、都哇の軍は破られたが海都は勝利を得たのである。然るに幾もなく海都は退却の途中病死して、その子察八兒(Chapart)が嗣いだ。海都の死は北方の叛亂をして中心を失はしめたので、その勢力は頗衰へるやうになり、察八兒

察八兒及び
都哇の歸降

及び都哇は元へ對して講和を求めて來た。時に元から使を察八兒の處へ遣はしたのみならず、察八兒及び都哇の使者も元へ來つて種々の賜物を受けたことが見えて居る。これが大徳九年(西曆一三〇五年)で、これより後は、さしもの争亂も全く鎮定して、元は西北邊境の無事を保つことが出來たのである。

察八兒や都哇の元へ歸降した時の事情は元史に詳しく載つて居る。當時都哇、察八兒、明里帖木兒等は相聚り相謀つて

昔我が太祖成吉思汗は、艱難の結果、天祐を得て天下を奄有することになつた。然るにその子孫が連年兵を構へて相殘殺するは、是れ自ら祖宗の業を墮つものである。今の撫軍鎮邊者は皆我が太祖の嫡孫に當つて居る。故に別に争ふ必要はないと思ふ。且前には土土哈(牀兀兒の父)と戦つて勝つ能はず、今また牀兀兒と戦つて功を奏することが出來ないのは、天や祖宗の意の現はれたものであらう。故に使を遣はし命を請ひ兵を罷め一家の好を通じ、吾が士民の老者をして安んずるを得、少者をして長ずるを得、傷殘疲憊者をして休息するを得せしむれば、亦太祖が我れ等子孫に望む所に負かないであらう。(元史卷百二十、八牀兀兒傳)

反亂の鎮定

というた。かくて彼れ等は遂に使を元へ遣はすことになり、成宗の容認を受け、茲に皆戦を罷めて元へ入朝することになった。元は特は驛站を備へて使者往來の便利を圖つたといはれる。一時同族諸王の争鬭が續いて元室を煩はした事件も、漸く鎮定に歸したのである。但、世祖以後には天子の更立と大臣の専横とが引き續き、更に財政の疲弊及び僧侶の跋扈等があつて、元室の衰運を導き助けたことは次に述べることにしよう。

其二 君主の更立及び丞相の専恣

(成宗崩後の内訌) 元の成宗以後は、君主の更立と丞相の専恣との事實が相續いて起つた。成宗の大徳九年(西暦一三〇五年)に子の徳壽を皇太子に立てたが、幾もなくして歿し、未だ皇太子を立つるに至らなかつた。時に成宗の兄答刺麻八剌(Tarnabala)に二子があり、長を海山(Khaishan)といひ、次を愛育黎拔力八達(Ayur-bali-bata)というた。是れより先き海山は懷寧王となり、出でて漠北を鎮し、和林に在つたが、愛育黎拔力八達は出されて、その母(弘吉)と共に懷州(河南省河内縣)に居つた。同じき十一年(西暦一三〇七年)に成宗の崩するに及び、その皇后(卜魯)は左丞相阿忽台(Agoutai)諸王明里帖木兒等と謀り、

諸王の帝位争議

武宗の即位

世祖の孫の安西王阿難答(Ananda) (安西王の子)を立てんとした。然るに右丞相の哈刺哈孫(Cara-Khass)等はこれに反對し、愛育黎拔力八達を京都へ迎へて擁立せんとし、阿難答及び阿忽台、明里帖木兒等を捕へた。而して愛育黎拔力八達は監國となり、その兄海山を迎へんとしたのである。初め海山は出先にて成宗の崩去を聞き、返つて和林に至つたが、諸王群臣は皆即位を勸進した。けれども海山は肯はず、大軍を率ゐてこの年五月に上都に至つたので、愛育黎拔力八達は母と共にこれを迎へた。海山は阿難答及び阿忽台、明里帖木兒等に死を賜ひ、遂に帝位に即き、詔を發して自らの即位の來歴を述べた。これが武宗である。

(參照) 武宗即位の詔

昔我太祖皇帝、以武功定天下、世祖皇帝、以文德治海内、列聖相承、丕衍無疆之祚、朕自先朝、肅將天威、撫軍朔方、殆將十年、親御甲冑、力戰却敵、者屢矣、方諸藩內附、邊事以寧、遽聞宮車晏駕、廼有宗室諸王貴戚元勳、相與定策、於和林、咸以朕爲世祖曾孫之嫡、裕宗正派之傳、以功以賢、宜膺大寶、朕謙讓未遑、至於再三、還至上都、宗親大臣復請於朕、問者姦臣乘隙、謀爲不軌、賴祖宗之靈、母弟愛育黎拔力八達稟命太后、恭行天罰、內難既平、神器

不可久^{シク}廬^シ宗^ハ桃^ハ不可^シ乏^シ祀^ハ合^セ辭^ヲ勸^テ進^シ誠^意益^シ堅^シ朕^ハ勉^メ徇^ヒ輿^情於^テ五月二十一日^ニ即^シ皇^帝位^ニ任^ス大^守重^シ若^シ涉^ル淵^ニ氷^ヲ屬^シ嗣^服之^云初^ニ其^與民^更始^シ可^シ大^赦天^下云々^(元史卷二十)

仁宗の即位

武宗は更に愛育黎拔力八達を立てて皇太弟となし、右丞相の哈刺哈孫等を貶し、脱虎脱を右丞相に任じたが、在位五年にして崩じた。時に皇太弟は先づ右丞相の脱虎脱等を除いて遂に帝位に即いた。これが即ち仁宗である。仁宗は雲南行省の左丞相であつた鐵木迭兒(Temürden)を用ゐて中書右丞相となした。仁宗は彼れの財政策を採用し、使者を遣はして各省を分行せしめ、田を括し税を増し苛歛誅求を極めたが、就中江右が最甚しかつたといはれる。鐵木迭兒は己れの權勢を恃み貪虐を恣にしたので、これを攻撃するもの少なからず、一時右丞相を罷められたが、延祐六年(西曆一三一九年)に太子太師に任せられ、翌年また中書右丞相となり、曾て己れに反抗せるものを除き益暴横を極めたが、同年に仁宗は崩じ太子碩德八剌(Schordai-bala)が立つた。これが即ち英宗である。英宗の時に鐵木迭兒は權力を失つて死し、拜住(Baidjan)が左丞相となり、鐵木迭兒の官爵を追奪しその財産を籍沒した。然るに鐵木迭兒の餘黨たる御史大夫の鐵失(Fechai)等は自ら安んぜず、遂に拜住を殺し更に英宗を弑した。これが至

鐵木迭兒の專横

英宗の即位

鐵失の弑逆

泰定帝の即位

治三年(西曆一三三三年)の八月であつた。諸王の按梯不花(Antai-bouca)及び也先鐵木兒(Yes-ien-Temour)等は相謀つて、晉王也孫鐵木兒(Yissoun-Temour)を北邊より迎へてこれを擁立することになつた。也孫鐵木兒は裕宗眞金の孫で晉王甘麻剌の長子である。翌月晉王は龍居(Dungku)河に至つて帝位に即き、也先鐵木兒を右丞相となしたが、幾もなくしてこれを除き、更に鐵失等を誅せしめ按梯不花等を流した。かくて旭邁傑を右丞相に倒刺沙(Taolacha)を左丞相に任じ泰定と改元した。故にこれを泰定帝といふ。

武宗二子の處置

帝位の動搖と宰相の專横 初め仁宗の時(延祐)に武宗の子を敬遠し、その長子和世竦(Couschada)を立てて周王となし、出でて雲南を鎮せしむることにした。然るに周王は延安(陝西省)に至り、南行せずして遂に北邊に去り、金山(阿爾泰山)の西北に至つて止まつた。又英宗の時には武宗の第二子圖帖睦爾(Tob-Temour)を瓊州に遷し海南に居らしめた。これは皆猜忌の念より出でた處置であらう。泰定帝の立つに及び圖帖睦爾を瓊州より召還し、懷王となして建康に居らしめ、次いでこれを江陵(湖北省)へ遷した。泰定帝は在位五年にして致和元年(天曆元年西曆一三三二年)に上都にて病を得て崩じた。時に

燕帖木兒の
子擁立計

僉樞密院事の燕帖木兒(Yang-Temour)は武宗の恩寵を受けたるを以て、その二子を立てんと欲し、京師に於て同志を語らひ反對派を除き、先づ使者を遣はして懷王を江陵より迎へることにした。周王は遠く北邊に居つて未だ猝かに到り難いが爲めであつた。懷王は汴梁(河南省開封縣)に達し、同志の江南行省左丞相伯顔を従へて京師に入り、大内に居つたが、燕帖木兒は知樞密院事となり、伯顔は御史大夫となつて、益その計畫の歩を進めた。この時上都にては左丞相の倒刺沙が泰定帝の子阿速吉八(Asutkeba)を擁立して帝位に即かした。そこで燕帖木兒は兵を出して上都の攻撃を圖ると同時に、懷王に對し速に帝位に即いて人心を安んぜんことを請うた。懷王は兄の周王が漠北に在るを以て躊躇したが、遂に帝位に即くことになつた。これを文宗といふ。文宗は即位の詔を發布し、燕帖木兒を太平王に封じた。その詔に

朕惟我太祖皇帝混一海宇、爰立定制、以一統緒、宗親各受分地、勿敢妄生覬覦、此不易之成規、萬世所共守者也、世祖之後、成宗、武宗、仁宗、英宗、以公天下之心、以次相傳、宗王貴戚咸遵祖訓、至於晉邸、具有盟書、願守藩服、而與賊臣鐵矢也先帖木兒等、潛通陰謀、冒于寶位、使英宗不幸罹於大故、朕兄弟播越南北、備歷艱險、臨御之事、豈獲與聞、朕以叔父之故、

天順帝及び
文宗の即位

文宗の詔書

順承惟謹、于今六年、災異迭見、權臣倒刺沙、烏伯都刺等、專權自用、疎遠勳舊、廢棄忠良、變亂祖宗法度、空府庫、以私其黨類、大行上賓、利於立幼、顯握國柄、用成其奸、宗王大臣、以宗社之重、統緒之正、協謀推戴、屬於眇躬、朕以非德、宜俟大兄、固讓再三、宗戚將相、百僚耆老、以爲神器、不可以久虛、天下不可以無主、周王、遼、朔、漠、民庶邊遠、已及三月、誠懇迫切、朕故從其請、謹俟大兄之至、以遂朕固讓之心、已於致和元年九月十三日、即皇帝位於大明殿、其以致和元年爲天曆元年、可大赦天下、(元史卷三十略二文宗紀)

倒刺沙等の
降服

とあり、少くとも當時に於ける前後の事情を窺ふに足ると思ふ。時に上都の軍は道を分つて南下し、一軍は居庸關を破つて京師へ迫つたが、燕帖木兒は白浮之野(河北省昌平縣東)に戦つて之を破り、又各地より來侵した上都の軍を破つたのみならず、齊王、月魯帖木兒(Yuelou-Temour)等は別軍を率ゐて北進し、上都を圍むに至つた。倒刺沙等は皇帝の璽を奉じて出で降つたが、尋いで殺された。阿速吉八はその終りし處が分らぬといはれる。かくて各地の動亂も略定まつたので、使を遣はして周王を漠北より迎へることになつた。翌年(西曆一三二九年)正月に周王は和寧(陝西省中部縣東南)の北に至つて帝位に即き、文宗(諱爾)を皇太子とした。これを明宗といふ。明宗が潔堅察罕(所在の地未詳)の地(た明ならず)

明宗の即位
と文宗の退位

明宗の急逝
と文宗の復位

に至るや、文宗は燕帖木兒をして皇帝の玉璽を奉上せしめた。明宗は次第に南下して八月に王忽察都(秦哈爾省多倫縣西北方面)に至つた。時に文宗は來迎し行宮に於て宴會が開かれたが、翌日明宗は暴かに崩去したので、文宗は上都に至つて復位し京師に還つたのである。明宗の末路に就いては、燕帖木兒の一派に弑せられたのであらうとの疑が存して居る。文宗は明宗の子安權帖睦爾(Togan-Temour)を廢して、その子燕王阿剌納答剌を皇太子としたが幾もなくして歿した。文宗も至順三年(西曆一三二三年)八月に上都に於て崩じた。時に燕帖木兒は皇子の燕帖吉思(Yang-tekouss)を立てんとしたが、皇后が従はず、十月に明宗の第二子鄜王懿璘質班を立てたが翌月また崩じた。これを寧宗といふ。燕帖木兒はまた燕帖吉思を立てんとしたが、皇后が従はぬので遂に安權帖睦爾を迎立することになつた。初め安權帖睦爾は廢せられて高麗に居り、後廣西の靜江(廣西省桂林縣)に移されたが、是に至つて帝位を嗣ぐことになつた。これを順帝といひ或に惠宗ともいふ。燕帖木兒は政權を掌握して以來專恣暴横を極め、且荒淫亂行甚しく遂に病を得て歿し、その子唐其勢(Tang-ki-chi)は左丞相となり、右丞相の伯顔と並んで政を執つたが、叛逆を謀つたので伯顔に殺された。これより伯顔が獨權

燕帖木兒の
專權、寧宗
の即位

順帝の即位
伯顔の專權

力を振ふやうになつたのである。

(參照) 順帝即位の詔書

順帝即位の
詔書

曩者文宗皇帝以燕帖木兒嘗有勞伐、父子兄弟顯列朝廷、而輒造事、冀出朕遠方、文皇尋悟其妄、有旨傳次于子、燕鐵木兒貪利、幼弱、復立朕弟懿璘質班、不幸崩殂、今丞相伯顔追奉遺詔、迎朕于南、既至大都、燕鐵木兒猶懷兩端、遷延數月、天隕厥躬、伯顔等同時劾、乃正宸極、後撤教答都、唐其勢相襲用事、交通宗王晃火帖木兒、圖危社稷、阿察赤亦嘗與謀、賴伯顔等以次掩捕、明正其罪、元兇搆難、貽我太皇太后震驚、朕用兢惕、永惟皇太后、後其所生之子、一以至公、爲心親挈、大寶、卑予兄弟、迹其定策、兩朝功德、隆盛、近古罕比、雖嘗奉上尊號、揆之朕心、猶爲未盡、已命大臣特議、加禮、伯顔爲武宗、捍禦北邊、翼戴文皇、茲又克清大惡、明飭國憲、爰賜答剌罕之號、至于子孫、世世永賴、可赦天下。(元史卷三十 八 順天紀)

この詔書は伯顔派の手に成つたものと思はれるが、猶その前後の情況を窺ふに足るであらう。

右丞相伯顔は既に唐其勢を誅してより、更に太師に上り獨國政を專にし、頗驕縱を極め、漸く廢立の異謀を蓄ふるに至つた。その養子の脱脫(Hoö)は順帝の宿衛となつ

伯顔の貶謫

たが常にこれを憂へて居つた。順帝も深く伯顔の行爲を惡み、脱脱と謀つて伯顔の出獵に乘じ、彼れを貶して河南行省の左丞相となし、その赴任の途中にて更に南恩州陽春縣(廣東省陽春縣)に貶謫することにした。彼れは遂に龍興路の驛舎で病歿したが、時に至元六年(西曆一三〇年)である。

脱脱の庶政革新

脱脱は伯顔の弟馬札兒台(Matchartai)の子で、文武の才幹を以て知られた。伯顔の貶後に馬札兒台が中書右丞相となり、脱脱は知樞密院事となつたが、幾もなく馬札兒台は辭任し、脱脱がこれに代つて右丞相録軍國重事となり、伯顔時代の舊政を更革し、科擧を復し馬禁を開き、鹽額を減じ負逋を蠲き、又經筵を開いて儒臣を任用するが如き、施設に頗觀る可きものがあつて、一時中外より賢相と稱せられた。けれども元の國勢は益衰頹し、最早内亂の勃發を防ぐことは出來得なかつたのである。顧ふに前述せる帝王の更立と丞相の專恣とは元室の威權を輕からしめ、内亂の勃發を馴致せしむる間接の原因となつたことは疑ない。

其三 元の職官組織と財政狀態

中央政府の組織

元代に大臣の專横と天子の更立とが引き續いて起つたのは、當時の政

府の職官組織にも關係があると思ふ。故に先づ元の政府の職官組織を述べることにしよう。

中書省の設置

太祖の時には蒙古傳統の軍政組織を主として、支那流の行政組織は後にされて居つた。然るに太宗の時になつて、初めて中書省が設けられた。世祖の時に及び劉秉忠や許衡に命じて更に官制を更定せしめたことがある。これは支那古來の制度を參酌したもので、やはり行政・軍政・監政の三大部に分れて居る。この三大部の分ち方は秦の統一以來支那歷朝の遵用し來つた所であるが、元の時代には中書省が一般行政を統べ樞密院が軍政を掌り御史臺が監政の任に當つた。中書省の長官は中書令で次官は左右丞相である。中書令は初めは耶律楚材の如き元勳を任じたこともあるが、多くは皇太子を以てこれに充て、常置のものではなかつた。その點は恰も唐の尙書令の性質に類して居る。故に次官たる左右丞相が實際に長官の權力を握ることになつた。この丞相の員數は時によつて多少があつたが、左右二員の場合が最多かつた。時によつて右丞相(蒙古は右を)を專任とし、左丞相は或は置かれ或は置かれなかつたが、武宗の時から二員に確定したのである。左右丞相の下に平章事があつ

左右丞相の權力

平章事の參與

て總ての事務に參與した。又左右丞や參知政事などがあつて丞相を輔佐したのである。

六部尙書の存置

この外に六部の尙書があつて吏・戸・禮の三部は左丞相に屬し、兵・刑・工の三部は右丞相に屬し各政務を分擔した。而してこの六部の分職は舊來と餘り變らなかつたが、元の時には或は吏部と禮部とを併せて一部とし、或は兵部と刑部とを併せて一部としたこともある。六部の尙書は實際の政務を分擔して居つたが、その權力は割合に軽く、大抵左右丞相が實權を握つて居つたのである。至元七年(西曆一三〇年)に世祖は中書省の外に尙書省を置いたことがある。これは表面中書省の權力を抑えんが爲めであつたが、中書省と並び立つことは困難なる事情があつて間もなく廢止せられた。けれども中書省のみでは專横に過ぎるといふ議論があつて、同じき二十四年(西曆一二八七年)に再尙書省が置かれたが、四五年の後にまた廢せられた。後、仁宗の時代に重ねて尙書省を置いたが、幾もなくしてまた罷められてしまつた。要するに尙書省は時々置かれてまた直に廢せられたが、中書省は元の初めから終まで繼續し、その實際の長官たる丞相が絶大なる權力を握つて居つたのである。故に元代の丞相專恣の事實は、

尙書省の存廢

その職官組織にも少なからず關係があると思ふ。

行中書省の起原

この中書省は國都に置かれたが、地方にはその行政區劃に従つて行中書省を置いた。これは金の制度に倣つたものである。行中書省にも左右丞相や平章事、左右丞、參政などを置くことは中央政府の中書省と同様であるが、特に路・州・縣にはその長官たる總管や知州・知縣を設け、別に達魯花赤の官職が配置せられた。この行中書省が他日支那の地方行政區劃に省といふ名稱が現はれ來る淵源である。

樞密院は兵馬の事を掌る所で、長官は初めは唐宋の制度に倣つて樞密使と稱したが、後には知樞密院と稱せられた。この知樞密院は必しも一人ではない。或は四人或は六人もあるときがあつた。而して更に地方に行樞密院を置き、同じく兵馬の事を掌らしめた。例へば出師征討の場合には、臨時に行樞密院を地方に置いて、その軍事を統率せしむることがあつた。河南・西川・江南・嶺北・甘肅などには行樞密院があつて、初めは臨時のものであつたが、後には場處によつて常設のものとなつた。この行樞密院の管下に鎮戍衛所がある。衛所は某衛とか某千戸所・某百戸所とかいはれるが、衛の長官は都指揮使といひ、その下に副都指揮使があり、又其の下に都指揮僉事な

樞密院の任務、行樞密院の設立

衛所の配置

御史臺の任

どがあり。千戸所や百戸所の長は千戸百戸と稱した。これ等は皆均しく兵馬の事を掌つたのである。かかる衛所の制は明の時代にも尙その影響を留めて居る。御史臺は監政の任に當るもので直接の政務官ではない。支那の如き専制政體の國に於ては、特に政治を監督する必要を感じ、古來この職務を置いた。御史臺の長官としては御史大夫が二人置かれ、百官の善惡勤惰及びその施政の得失について糾察彈劾することを掌つた。御史大夫の下に御史中丞があり、更に治書侍御史がある。その地位に相違はあるが職務は殆同様である。而して地方には別に行御史臺を置き、南行臺と西行臺とに分れて居つた。南行臺は長江一帶の南方諸省を統べ、西行臺は四川・雲南の方面を管し、この兩行臺の管轄に屬しない地方は中央の御史臺の支配を受けることになつて居つた。又地方には肅政廉訪司と稱するものがある。これは初め提刑按察使といはれたが、世祖の時に改稱して廉訪使といふやうになつた。もとは四道(山東 東西道 河北 河南道)に置かれたが、次第に増置して世祖の時二十四箇處に設け、國都附近の八部は御史臺に屬し、江南の十二部は南行臺に屬し、陝西方面の四部は西行臺に屬して居つた。その後二を減じて二十二箇處となした。彼れ等は地

行御史臺の設置

肅政廉訪司の配置

官吏任用上の注意

蒙古人・色目人・南人と漢人の差別

蒙古人の主要官職獨占

方行政の有様や官吏の善惡等について、これを調査糾彈する任務に當つたのである。その職官組織は大體に於て支那從來の制度を模倣した所が多い。けれども官吏の任用に就いては、特別の注意を拂つた點が認められる。

元は金を滅ぼし宋を併せて支那を統一したが、國內には幾多の民族が並び住んで居つた。これに蒙古人・色目人(畏兀兒その他西方の民族を斥す)・漢人(主として金を斥す)・南人(主として宋を斥す)の四大別があつた。而して科擧試験の時には四大別を平均して同數の人物を採用することになつて居る。けれども官省に採用するには必しも科擧の試験のみに限らない。且重要な地位には主として蒙古人・色目人が用ゐられ、漢人・南人が用ゐられる場合は極めて稀であつた。勿論元が未だ支那を統一しなかつた時には、漢人・南人も採用したが、その後になつて重要な職官は殆蒙古人が占領するやうになり、稀に色目人がこれに加はつて居る。而して蒙古人は或は中央の政府に立ち、或は地方の政務に當つて頗專横を極めた。従つて漢人や南人の不満を買つたことを認めなければならぬ。他日漢人や南人が元室に反抗するやうになつたのは、官吏登用の方法にも幾分の關係がないとはいはれない。元史を検するに世祖の末年以後に、中書